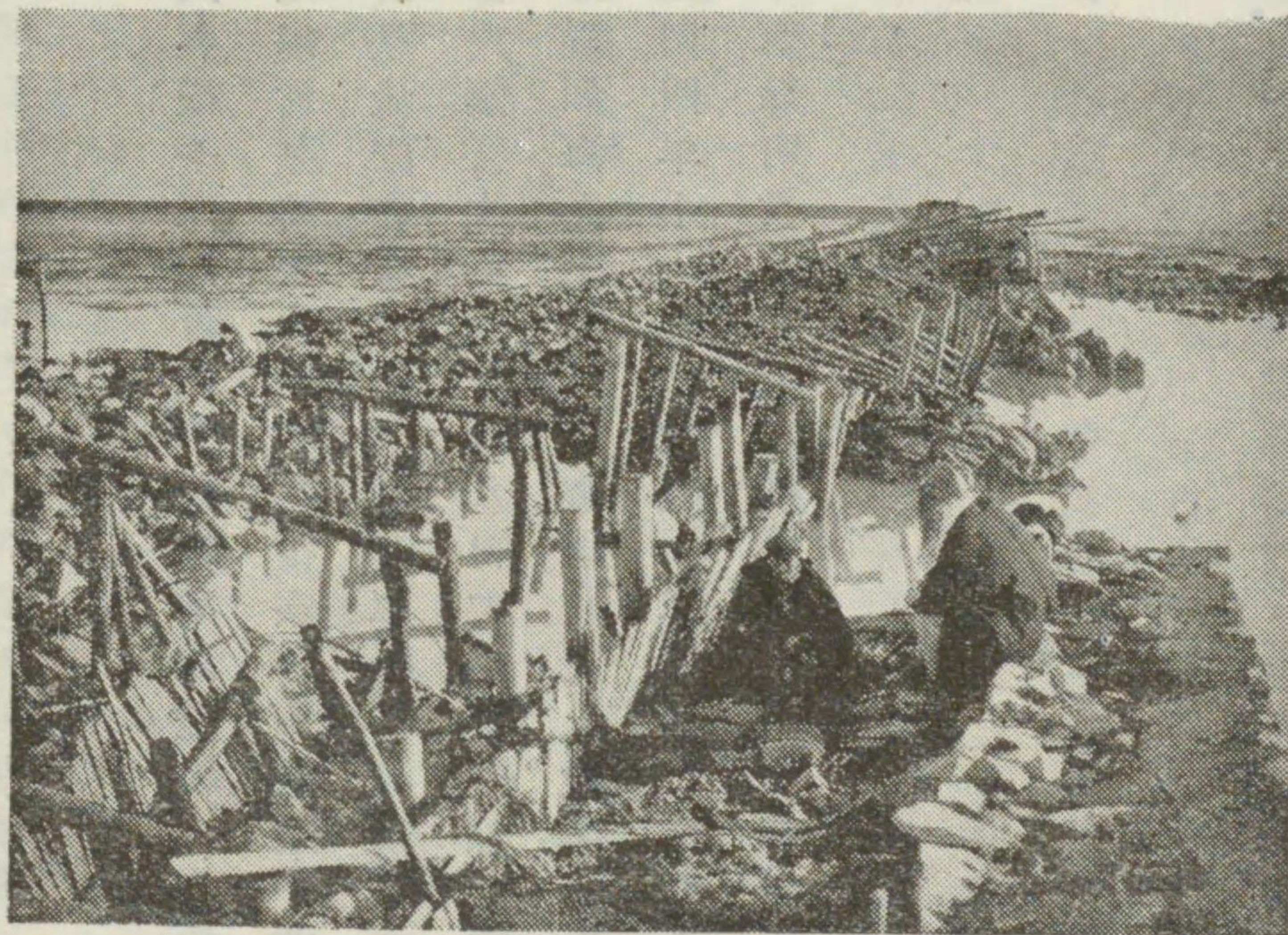


(一のそ) 況狀の事工築修掘典大御
村明有北郡島杵



(二のそ) 上 同

歩、同向土居、同五段五畝廿歩」等とあり、芦草土井となるには築堤後十數年を経ねばなるまいから、天保或は文化・文政に遡らねばなるまい。

大正擲は明治十一年九月起工、同四十四年潮留。

第三節 南有明村干拓現況

(一) 牛屋東分

(1) 舩 擲	八町四反三畝
(2) 八 田 擲	二十三町一反一畝
(3) 戸左工門擲	十町二反九畝
(4) 平五左工門擲	十八町六畝
(5) 杵之允擲	六町五反三畝
(6) 權太左工門擲	十八町六畝
(7) 木 屋 擲	四町六反七畝
(8) 文 四 郎 擲	四町九反六畝
(9) 萬 作 擲	

- (二) 牛屋西分
- (16) 鹿清 二十町五反四畝
 - (15) 木森 十二町
 - (14) 奧種 十五町三畝
 - (13) 蛭子 十一町二反五畝
 - (12) 大黒 七町九反一畝
 - (11) 藤太 六町六反九畝
 - (10) 彦松 六町六反九畝
- (1) 江脇
- (2) 與三 六町四反五畝
 - (3) 檜木 十三町四反九畝
 - (4) 治右左門 九町六反
 - (5) 順豊 六町一反
 - (6) 勝左工門 四町六反九畝
 - (7) 福山 一町六反六畝
 - (8) 豊年 三町五反

(9) 北嘉蘇惠擗 百姓擗

二十町九反

(10) 南嘉蘇惠擗

九町八畝

(11) 大五擗

十五町三反三畝

(三) 横手

(1) 正三擗

七町二反五畝

(2) 仕合擗

十九町八反三畝

(3) 燒酒擗

八町五反九畝

(4) 舩擗

十一町四反五畝

(5) 辨財擗

二十一町一反五畝

(6) 大角擗

七町八反五畝

(7) 芦兵工擗

十町六反一畝

(8) 明治擗

二十町六反二畝

(9) 森田擗

三十一町七畝

(10) 大正擗

十一町七反六畝

(11) 大正擗

八町七反五畝

(附) 中郷御新野六本帳其の他參考

(一) 文化九年

白石中郷御新地野方本帳

牛屋西分村戸ケ里村境より牛屋東分村境迄

一、草土居

壹町貳反壹畝廿四步

是ヨリ七筆牛屋村

但壹反ニ付銀一匁八分代

銀貳拾壹匁五分貳厘

牛屋西分村當テ

一、同

六反六畝

但右同成リ

銀拾壹匁八分八厘

右 同

一、内圓場

五段八畝廿步

但右同成リ

銀拾匁五分六厘

牛屋東分村西分村境より横手村迄

一、草土居

壹町八反六畝拾步

但右同壹匁八分代

銀三拾三匁五分四厘

右 同

一、芦草土居

壹町壹段壹畝貳拾八步

但右同貳匁五分代

銀貳拾七匁九分

右 同

一、内圓場

八段七畝七步

但右同壹匁八分代

銀拾五匁七分

土居外平ノ内

一、篠土居

五畝

但右同七匁代
銀三匁五分

横手村牛屋東分村境より築切村庄三搦當テ外平加テ
一、草土居 九段五畝七步 是ヨリ四筆横手村
但右同壹匁八分代
銀拾七匁壹分四厘

横手村當テ

一、同 五段壹畝

但右同

銀九匁壹分八厘

横手村當テ

一、内圓場 貳段三畝廿三步

但右同壹匁代

銀貳匁貳分七厘

同村土居外平ノ内

一、篠土居 三畝拾五步

但右同七匁代

銀貳匁四分五厘

遠江村築切太原村迄

一、草土居 六段九畝貳步

但右同壹匁八分代

銀拾貳匁四分三厘

是ヨリ四筆遠江村

遠江村當テ

一、同 貳段四畝

但右同成リ

銀四匁三分貳厘

右同所

一、内圓場 壹段九畝貳步

但右同壹匁代

銀壹匁九分壹厘

同村新村之内

一、芦野 壹畝廿七步

但右同八匁代

銀壹匁五分貳厘

築切村横手村境より遠江村境迄正三搦當テ内平加テ

一、草土居 貳町三段拾步

但右同壹匁八分代

銀四拾壹匁四步六厘

是ヨリ三筆築切村

同村當テ

一、芦草土居 九段三畝九步

但右同三匁五分代

銀三十貳匁六分六厘

右同所

一、内圓場 八段貳畝廿八步

但右同貳匁五分代

銀貳拾匁七分三厘

太原村遠江村境より秀郷境迄

一、草土居 壹町貳段六畝

但右同壹匁八分代

銀貳拾貳匁六分八厘

向九筆遠江村

同村當テ

一、同 八段八畝拾五步

但右同壹匁八分代

銀拾五匁九分三厘

同村當テ

一、内圓場 七段廿步

但右同壹匁代

銀七匁七厘

同村新村之内

一、芦野 貳畝六步

但右同八匁代
銀壹匁七分六厘

秀中郷境土居兩平

一、芦土居 三畝九步

但右同三匁代

銀九分九厘

才寶江搦

一、同 貳段五步

但右同成り

銀六匁五厘

一、内圓場芦野 壹段八畝拾步

但右同五匁代

銀九匁壹分七厘

(文化拾四年丑ノ春搦方ニ成ル)

東沖神搦

一、芦土居 壹反七畝貳步半

但右同三匁代

銀五匁壹分三厘

同 搦

一、圓場芦野 壹反三畝廿步

但右同五匁代

銀六匁八分三厘

(丑ノ春搦方ニ成ル)

同搦立土居兩平

一、芦土居 五畝廿步

但右同三匁代

銀壹匁七分

同

一、圓場芦野 五畝廿步

但右同五匁代

銀貳匁八分三厘

栗ノ木搦外平

一、芦土居 三畝廿步

但右同三匁代

銀壹匁壹分

(天保四年巳春嶋方成ル)

同 搦

一、圓場 三畝廿步

但右同五匁代

銀壹匁八分三厘

(文化拾四年丑ノ春搦方成ル)

同搦内平

一、芦土居内平 三畝廿步

但右同三匁代

銀壹匁壹分

(巳ノ春嶋方成ル)

沖神搦外平

一、同 壹段九畝

但右同成

銀五匁七厘

同搦外平

一、圓場芦野 九畝

但右同五匁代

銀四匁五分

(天保九年戌年田開ニ成ル)

(嘉永五年子田開ニ成ル)

同搦内平

一、芦土居 壹段九畝

但右同三匁代

銀五匁七分

彌兵衛搦

一、同 貳段貳畝貳步半

向三筆築切村

但右同成り

銀六匁六分三厘

同 搦

一、圓場芦野 貳段貳畝貳步半

但右同五匁代

銀拾壹匁四厘

(文化拾四年丑ノ春搦方ニ成ル)

藤次兵衛搦

一、芦土居 壹段貳畝三步

但右同三匁代

銀三匁六分三厘

同 搦

一、圓場芦野 壹段壹畝

但右同五匁代

銀五匁五分

合

芦土居 拾七町七段九畝拾四步

地銀 三百七拾四匁壹分七厘

文化九年申六月

以上

右帳内承届候 以上

(二)、萬延元年

杵島郡白石中郷御新地野方本帳

第六編 白石地區及三法湯の干拓

郡目

大	山	藤	灰	福	前	城	藤	辻
木	崎	山	塚	所	山	島	井	次
内	祐	又	喜	順	勝	郎	三	郎
匠	平	右	右	之	之	右	郎	左
		工	工	平	進	工	郎	工
		門	門	平	進	門	次	門

勝左工門搦南立土居

一、芦草土居 貳反三畝拾四步

同搦向土居

一、同 八反五畝廿六步

順豊搦立土居

一、同 五反貳畝廿步

藤太搦向土居

一、同 六反四畝八步

彦松搦向土居

一、同 四反七畝六步

萬作搦向土居

一、同 四反貳畝四步

文四郎搦向土居

一、同 四反三畝

是ヨリ七筆牛屋村

森多搦南立土居

一、同 三反壹畝拾八步

同搦向土居

一、同 五反五畝廿六步

藤兵衛搦向土居

一、同 六反四畝拾六步

卯兵衛搦向土居

一、同 六反壹畝拾步

遠江貳番搦向土居

一、同 三反貳畝廿八步

太原搦向土居

一、同 壹町壹反八畝廿步

但壹反ニ付銀貳匁代

合 芦草土居 七町二反三畝拾六步

地銀 百四拾四匁七分壹厘

貳筆横手村

貳筆築切村

貳筆遠江村

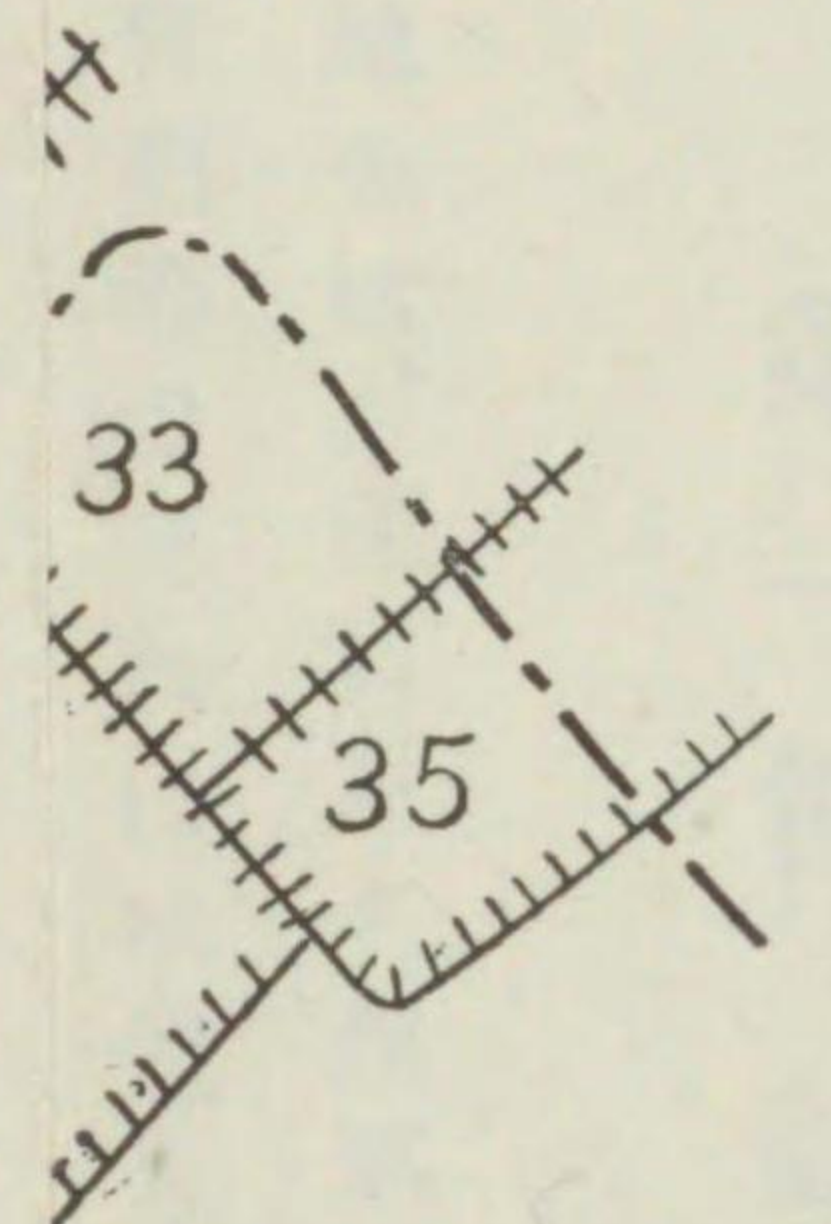
7 6 5 4 3 2 1
 戸東辦仕燒大正
 左分財合酒角三
 衛門筋
 搦搦搦搦搦搦搦

14 13 12 11 10 9 8
 與江權奎平木八
 三 太左之五左屋田
 搦脇搦搦搦搦搦搦

21 20 19 18 17 16 15
 順藤彦万文治檜
 豐太松作四右衛木
 搦搦搦搦搦搦搦

28 27 26 25 24 23 22
 エ百奧大西福勝
 ビ姓種黑分山左
 ス 筋
 搦搦搦搦搦搦搦

35 34 33 32 31 30 29
 大明森芦大鹿木
 正治田兵五清森
 搦搦搦搦搦搦搦



縣 南有明村干拓地略圖

$\frac{1}{25000}$

右帳内承届候 以上

萬延元年申八月

第六編 白石地區及三法湯の干拓

以上

郡目

坂	秀	坂	高	郡	直	浦	福	坂	千
井	嶋	井	柳	目	附		所	井	布
又	孫	源	忠			塚	忠	次	本
右	太	太	吉			良	兵	郎	右
工	夫	夫	郎			助	衛	兵	工
門							衛	衛	門

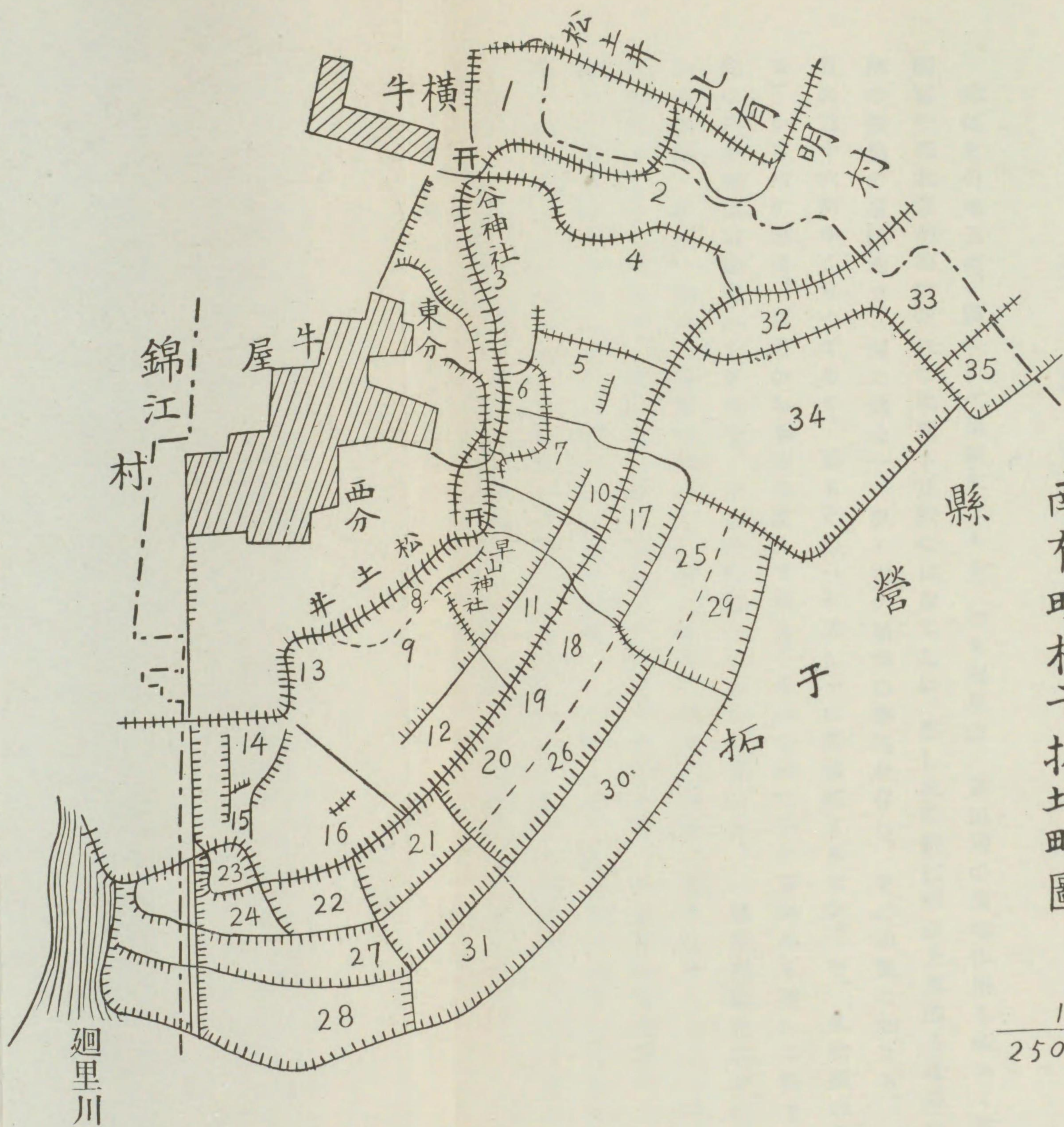
右帳内承届候
以上

郡目

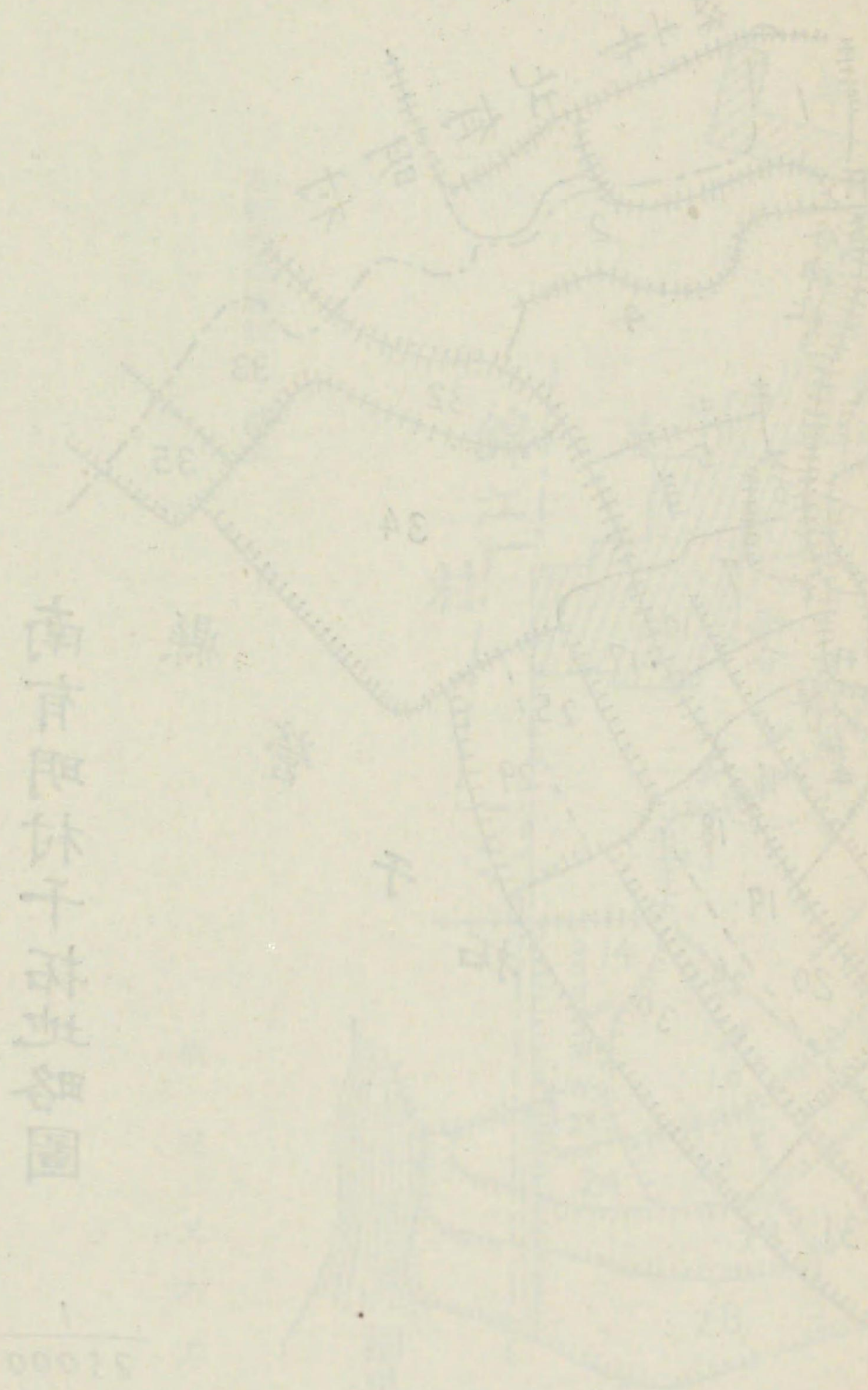
坂井	秀嶋	坂井	高柳	直附	浦塚	福所	坂井	千布
又右工門	孫太夫	源太夫	忠吉郎	良助	忠兵衛	卯兵衛	次郎兵衛	本右工門

南有明村干拓地略圖

1
25000



7	6	5	4	3	2	1
戸左衛門	東分財	辨仕合	仕酒	燒角	大角	正角
搦	搦	搦	搦	搦	搦	搦
14	13	12	11	10	9	8
與江三	權左衛門	奎之允	平五左衛門	木屋	八田	木田
搦	搦	搦	搦	搦	搦	搦
21	20	19	18	17	16	15
順藤	藤彦	万松	文作	治右衛門	檜木	檜木
搦	搦	搦	搦	搦	搦	搦
28	27	26	25	24	23	22
エビ	百種	奥種	大黒	西分	福山	勝左衛門
搦	搦	搦	搦	搦	搦	搦
35	34	33	32	31	30	29
大明正	森治	芦田	大兵衛	鹿五	木清	森清
搦	搦	搦	搦	搦	搦	搦



第九章 錦江村の干拓

第一節 錦江村の概況

錦江村の地先は、僅に戸ケ里區丈である。而も廻里江・鹽田川の淹堆作用も極めて貧弱で、福富や南北有明等のそれには逆も比較にはならない。然し此の錦江村の上部即ち邊田一帯は、例の條里の遺跡地で、現に尙ほ一ケ里・六ケ里等の字名を存し、その畝數の如きも、正しく昔の三十六町歩となつてゐる。而もその一ケ里（一に稻佐田とも云ひ、今、久治區の中となる）から六ケ里は、北方から南方に進んで居る。その方角に戸ケ里がある所から察するに、此の戸ケ里は右條里の十ケ里で、十を戸に替へたらしく思はる。一體佐賀縣にはかの神埼郡から佐賀・小城・松浦の各部に亘つて、曾て條里の遺跡が明瞭に遺されてゐることは、非常に結構なことであるが、特に此の地には一ケ里から十ケ里まで、略ぼ往時を想像するに足る如うに残存してゐることは、何といつても有難いことである。尙ほ錦江村には昔敵軍の根據地をその儘に「島津」等云ふ地名もある。此地往昔稻佐山麓の八艘舫崎まで船が通つてゐたと云ふことも有名な話で、蓋し夫等は有り得られたことであらうと思はれる。

借而、戸ヶ里の新屋敷から松土井までは、大きな「うね」が縦横に蟠り、誰が眺めても如何にも新地らしい地相である。新屋敷は街村式の聚落で、古老の話によれば、昔は南有明村牛屋の西光寺裏から、同西分天神屋敷をば縫ひ、この新屋敷の裏手を西に走つて、廻里江に達してゐた土井があつたことだから、この線が矢張昔の潮土井であつたらしい。兎に角に新屋敷以内は新開地たるには相違ないが、福富村の部で述べたやうに、松土井内の新地と稱せられる地は、室町の末期から藩政の初期に亘つた、即ち開拓から干拓への漸移期であるから、この地區も沮洳の地をば開拓したもので、これ等の「うね」群は、こゝら一帯の地面が高過ぎて、灌漑にも不便な所から、「うね」を造つて土地を低めた遺物か、それとも眞に潮土井の跡か、尙ほその開拓の年代にしても、藩以前に遡らねばならぬことは、廻里津瑞光庵縁起に次の如うな文書がある。曰く、抑當國日峯様已來泰盛院萬民之仕組等を被爲置世治り候折柄寛永十一未年天草島の切支丹騒動起り立ち然るを時の將軍家より三ヶ年にして御退治被爲遊依之下々に至る迄安穩に暮し候半杵島郡戸ヶ里村之内無段と申す所に僅かの人家有小商ひ片手に魚漁杯にて家居二三拾軒の場所へ天草島より砂糖積み來り森氏買入れの樽の中より青銅の觀音菩薩の像一體光明耀々として同じき像彫り入りの九寸五分一本森氏現れ出給ふ傳來は不思議也。御國に船場數多有る中に當所に着船は是れこそ繁昌の瑞相と皆人奇異の思ひをなし定めて天草島原の切支丹宗門にて飛來り給ふは誠に生き佛様にて在すと喜悅の中より森

氏進み立ち當所にては商賣勝手悪しく夫より皆々申し合せ宜しき場所見立屋敷相願候處一應にては御免無之により再應願ひの末御城下白山町と同格に地米等御上納可仕譯相立ち依之寛永年中に廻里津と號して商ひ場所御免被成下殊に觀音様堂敷地堀等迄御免地に於被仰付は彌無疑ひ生き佛様と尙々尊敬の餘り森氏を守護のため敷地續きに住居申し合せ依之所繁昌に及びしより」云々(廻里津屋敷御本帳寫後記)。松土井内新田の一部を今日でも無段と稱へてゐる。依之考ふるに、無段の地が、寛永年間以前の所謂船津で、従つて附近一帯即ち新屋敷以内の地は、當時早くも開拓せられてゐたと見ても差支あるまいと思ふ。

第一節 錦江村の干拓沿革

借、干拓地としては、松土井外に清水搦がある。役場の公簿面では、貳拾町三畝貳拾八歩となつてゐる。以前は搦の略中央に東西に亘る大土井があつて、内側を左工門、外側を清水搦と稱へてゐた。その他大小の土井が數線あつたが、大正三年高潮災害後耕地整理が出来て皆取除かれ、現在の如く一面坦々たる耕地となつた。第二土井即ち五千間土井が廻るまでは、幾つかの小搦に區切られてゐたに相違ない。抑々この地から廻里江尻・龍王村常光搦の地先にかけては、室島扇狀地の末端らしく、昔からこゝ一帯は清水が湧出し、現に清水搦内

には數ヶ所少量の清水が湧出する。清水搦の名も之に因んだものである。本土井（五千間土井）外には舩搦・大黒搦・三番搦の三搦がある丈である。前述の通り戸ヶ里地先は沖積極めて緩慢のため、本土井は明治時代まで潮土井であつた。舩搦は一番手前で、牛屋との共同經營で、牛屋の地域は之を「萬年搦」といふ。干拓年代は豊年搦と同じく、明治十六年に起工し、翌十七年に潮留した。防頭は白濱岩吉（伊達氏祖父）・永松千太郎（繁三氏祖父）で、搦子は三十名であつた。然し、これは再興築で、最初の干拓は文化・文政に遡らねばなるまい（南有明牛屋西分豊年搦参照）。舩搦の外は大黒搦で、明治十九年起工し、一、二年後には潮留が出来た。防頭は舩搦の防頭白濱岩吉・永松千太郎と白濱虎吉（龜太郎氏父）で、搦子は四十名であつた。三番搦は最先端で、有明海に瀕し、明治二十四年に起工され、同二十七年に潮留を終つた。防頭は白濱虎一（市松氏父）・高尾與八（喜兵衛氏祖父）で、搦子は五十九名であつた。

第三節 錦江村干拓現況

偕、錦江村干拓地の現況を見るに
戸ヶ里新屋敷土用跡より松土井間は

その畝數に於て

六拾九町八段九歩あり。

松土井・本土井間は

清水搦が

貳拾町三畝廿八歩で

本土井外には

(一) 舩搦の

貳町壹反壹畝廿三分と

(二) 大黒搦

の二搦が不幸畝數不明ある。

(三) 三番搦

(附) 廻里津屋敷御本帳寫

杵島郡白石廻里津屋敷御本帳寫（廻里津、藤井庫造氏所藏）

文久二年戊三月

別當半左衛門代

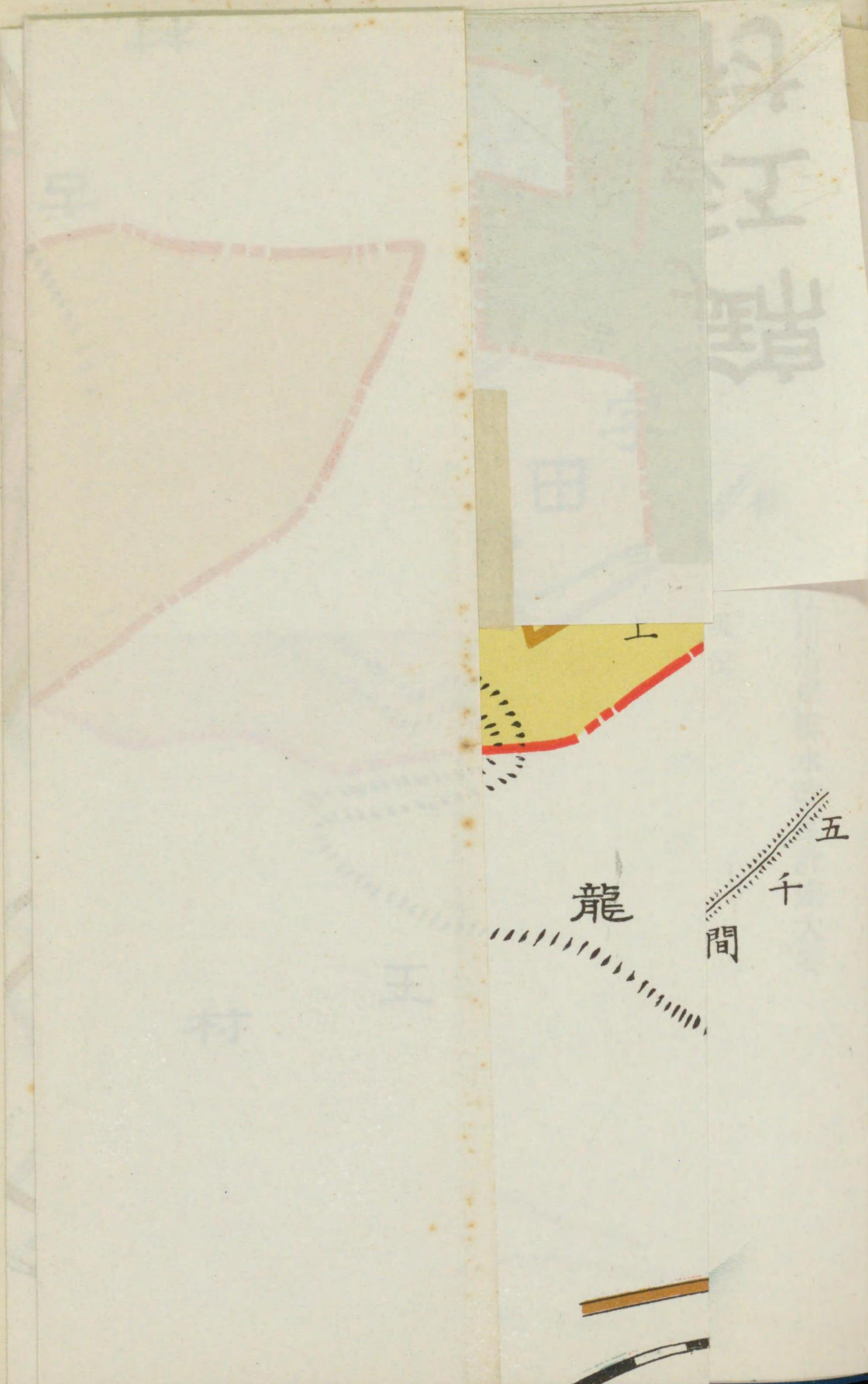
三畝六分	米貳斗五升九合	源	六
貳畝廿九分半	米貳斗四升貳合	傳	吉
貳畝拾八分	米貳斗壹升七合	半	左衛門
壹畝貳拾八分半	米壹斗三升九合	重	藏

三畝廿三分半	米三斗六合
壹畝拾六分半	米壹斗貳升五合
壹畝九分半	米壹斗七合
廿八分	米七升五合
貳畝九分半	米壹斗八升七合
貳畝拾六分	米貳斗貳合
拾三分半	米
三畝拾七分	米貳斗八升九合
五畝廿壹分	米四斗六升貳合
壹畝廿八分	米壹斗五升七合
三畝四分	米貳斗五升四合
貳畝壹分	米壹斗六升五五合
三畝廿三分	米三斗五合
壹畝拾一分	米壹斗壹斗壹合
貳畝	米壹斗六升貳合
壹畝貳分半	米八升八合

半兵衛
定藏
源三郎
吉兵衛
佐平
安次郎
又次郎
祐三
平藏
善吉
市助
十市
十市
伊兵衛
辰五郎
泰吉

貳畝廿三分	米貳斗貳升壹合
八畝廿三分	米七斗壹升
貳畝拾七分	米貳斗九合
三畝拾分	米貳斗七升
貳畝廿四分	米貳斗貳升七合
貳畝廿四分	米貳斗貳升七合
四畝拾五分半	米三斗七升七合
五畝五分半	米四斗貳升
貳畝拾六分半	米貳斗六合
壹畝廿七分半	米壹斗五升六合
七畝壹分半	米五斗七升壹合
五畝廿壹分半	米四斗六升三合
貳畝九分	米壹斗八升六合
四畝十七分	米三斗六升貳合
四畝廿三分半	米三斗八升七合

利右衛門
利右衛門
利右衛門
與右衛門
吉十
吉十
善助
太三
藤四郎
治八
重藏
半左衛門
米太郎
勘助
文助
利兵衛



第六編 白石地區及三法湯の干拓

壹畝拾五分半 米壹斗貳升三合

壹畝拾六分半 米壹斗貳升六合

壹畝拾八分半 米壹斗三升壹合

八分 米貳斗貳合

屋敷壹町壹段九畝廿八分半

合地米九石七斗壹升六合

内

米五斗 別當給

外ニ除所

貳畝拾七分 觀音敷地

拾六分小半 右ハ觀音屋敷未境堀

壹畝四分 右同所北境堀

以上

繁 甚右衛門


甚 甚右衛門

元 吉



Scale

水路 道路



南

有

明

村

牛

屋

土

松

井

五

間

堤

屋敷壹町壹段九畝廿八分半
合地米九石七斗壹升六合

米五斗 別當給
外二除所

貳畝拾七分

拾六分小半

壹畝四分

觀音敷地

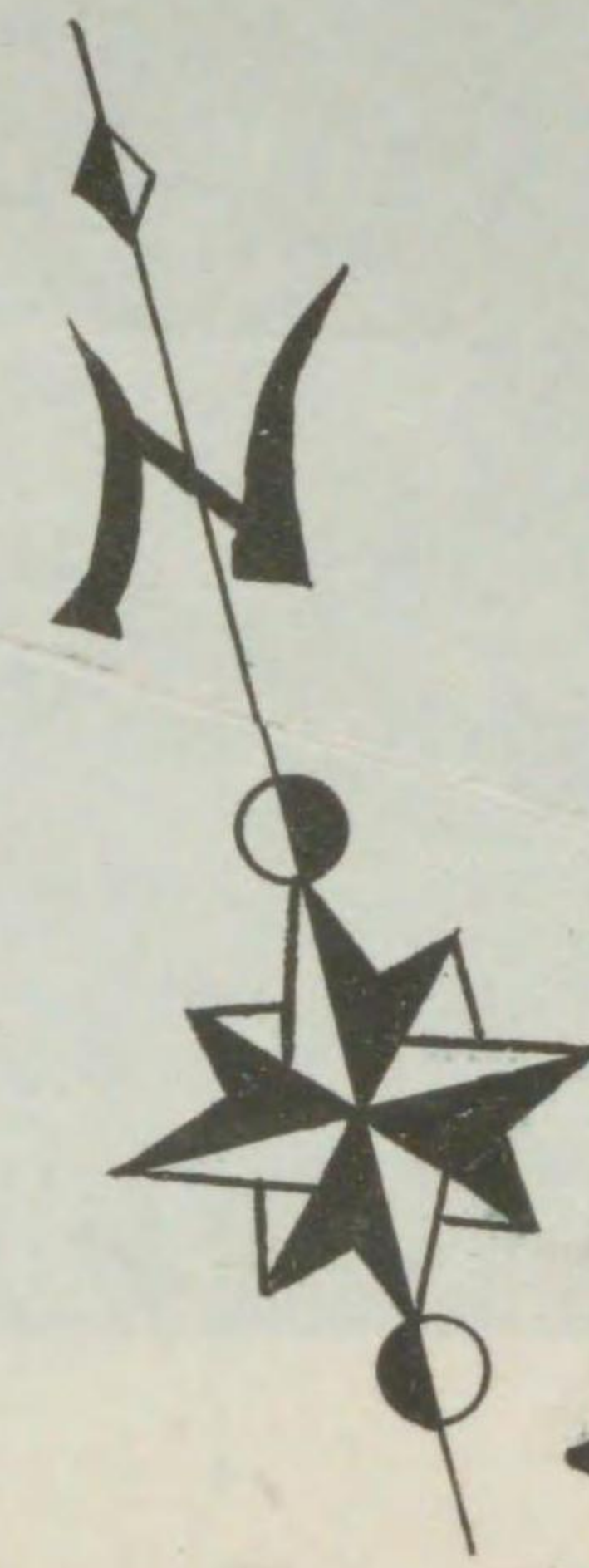
右ノ觀音屋敷未境堀

右同所北境堀

文久二年戊三月


以上

錦江村



1 / 20000
Scale

水路 道路



屋敷壹町壹段九畝廿八分半
合地米九石七斗壹升六合

内

米五斗 別當給

外二除所

貳畝拾七分

拾六分小半

壹畝四分

觀音敷地

右八觀音屋敷未境堀

右同所北境堀

以上

文久二年戊三月

五千間

Scale

水道
道路



古
村

字
六

邊
里

廻

里

文

高千町

辺
田

田

上
田

大字

上

上

上

野

上

上

津島

下

田

上

古
賀

原
田

肥前龍王

大字
戸
ヶ
里

戸

ヶ

里

里

半蓋

田

清水

筋

村

明

屋

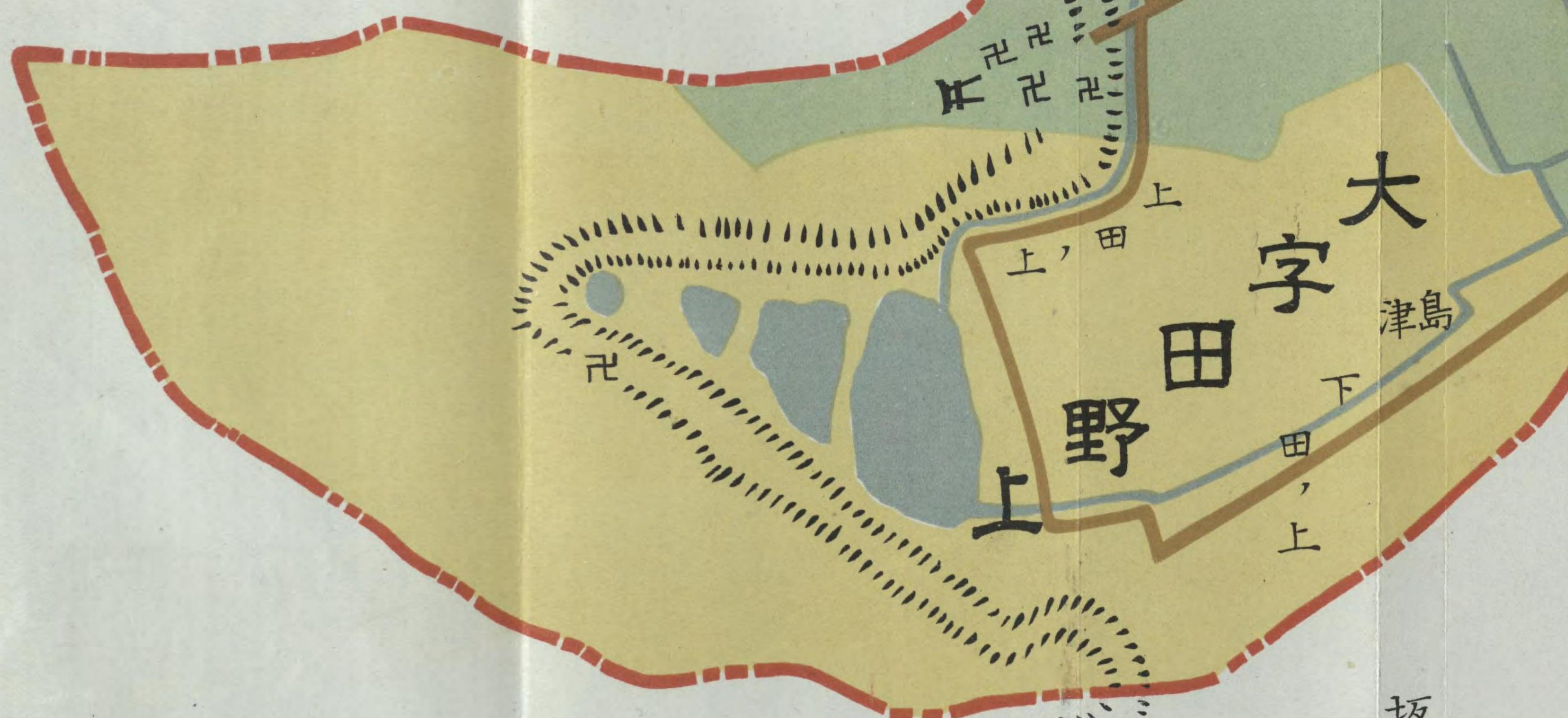
井

村

王

龍

坂
田



須古村

久大字
治
邊

田
上野
大字
津島

廻里

古賀原田

大字戸ヶ里

1 / 20000
Scale

水道
路



有明村屋井

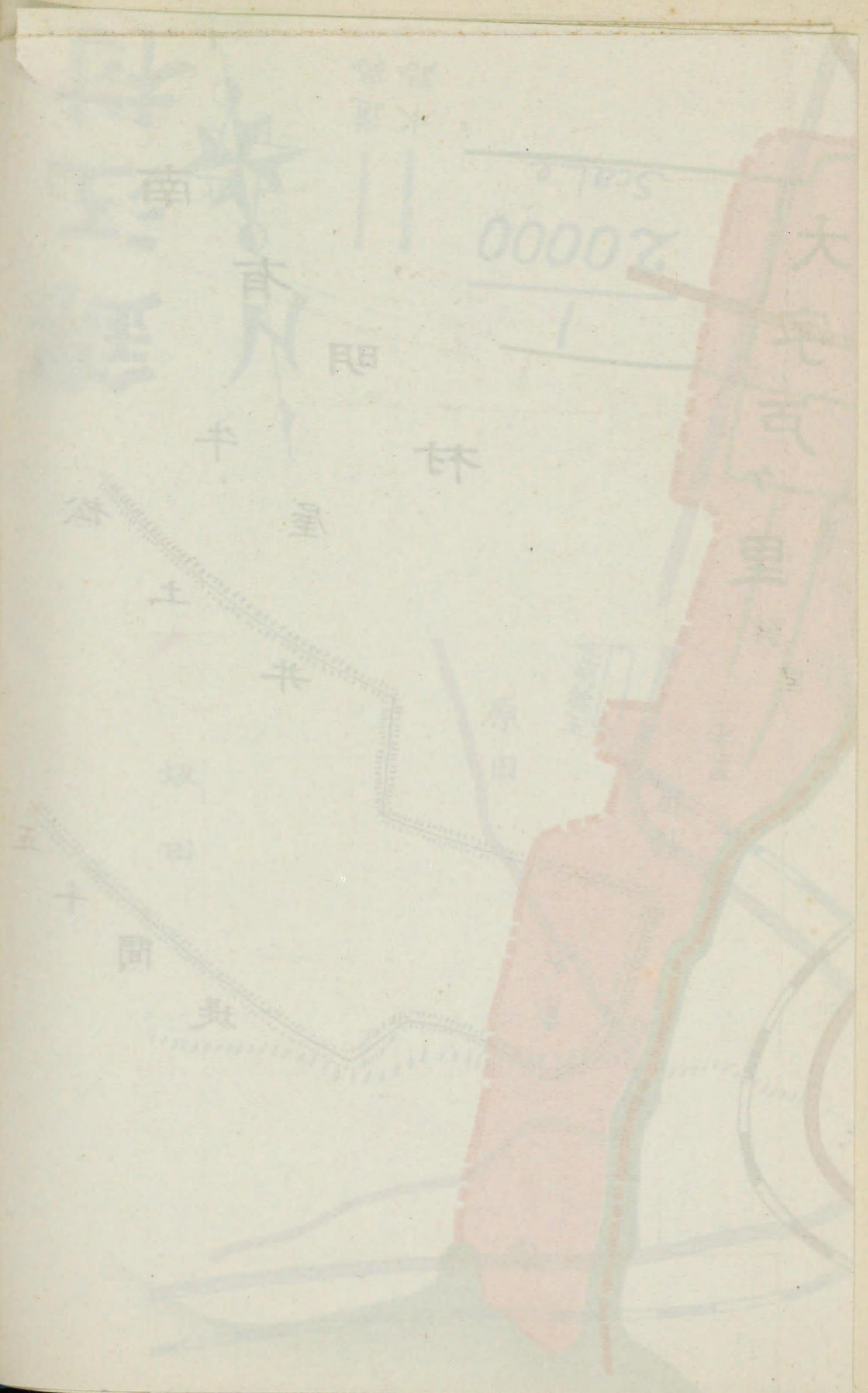
坂田

龍

肥前龍王

田





第四節 廻里江川沿岸排水改良計畫大要

第一 關係地域ノ現況

(一) 位置

佐賀縣の中央南部に位し、杵島郡の南端錦江村の大部及び六角・須古・龍王、各村の一部を占むる本川下流の沿岸地帯にして、省線肥前山口驛の南方二里餘の所にあり、即ち錦江及び須古村の兩端に發源し、錦江村の中央を貫流し、最下流部に於ては龍王・錦江の村界を流下して有明海に注いでゐる。

(二) 關係地域

直接の關係地域は、錦江村の大部及び龍王村の一部にて、耕地面積七百九拾貳町餘歩に過ぎないけれども、間接關係地域は六角・須古・南有明・錦江・龍王の五ヶ村に亘る廣汎な地域で實に次表の如くである。

地目	村名	六角村	須古村	南有明村	錦江村	龍王村	合 計
畑		20,800	11,200	27,600	53,200	11,700	124,500
田		1	1	1	16,400	17,000	34,800

計	國有地		其他地		原野		宅地	
	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪	
計	三、七九二、八〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	〇、九四一、〇〇〇	一、一三三、〇〇〇	一、六八六、〇〇〇	二、七三〇、〇〇〇	一、四四一、〇〇〇	
計	三、七九二、八〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	〇、九四一、〇〇〇	一、一三三、〇〇〇	一、六八六、〇〇〇	二、七三〇、〇〇〇	一、四四一、〇〇〇	

(三) 排水 狀況

各支流より拾個の樋門を以て廻里江川を本川とし排水して、有明海に注いでゐる。

(1)、排水系統

本地區の排水は、廻里江川及び之に合流する支線より排除せられ、其の流域面積貳千參百餘町歩に亘る兩水を受け迂回曲折し、貳千百餘間にして有明海に注ぐ。

(2)、排水不良の狀況及び其原因

本地區の排水は、前記の排水系統に依つて排除せらるゝ組織だが、流域面積に對し河川の狀態が狭きに過ぎ、加ふるに勾配が緩で流心の迂回が甚だしく、潮水が逆流し、浮遊泥土が河床に沈澱し、爲に各支線から本川に排除する樋管は、排水能力も五、六割に過ぎず、大なるものど雖も八割餘に過ぎざるを以て、一朝豪雨に際會する時は、本川沿岸は忽ち停滯氾濫し、耕地は勿論のこと宅地道路をも浸し、水深腰を没するに至る狀態で、三、四日間の

湛水は毎年一、二回に及び、大正三年の如きは、湛水が最低地に於て八尺餘にて、湛水日數も六日間に及んだ、而して、之等の被害は、停滯の時季に依つて損害の程度も同一でないが、平均年額貳拾貳萬圓餘の多きに達するの狀況である。

第二 事業ノ目的及び計畫ノ要旨

(一) 事業の目的

排水改良事業に關係する區域の現況は、前章に於て述べたる如く、排水不良なる爲め浸水の被害を蒙り、充分の收穫を上ぐる可き出來ない狀態なるを以て、之が改良を計つて滯水の被害をば一掃せんとするにある。

(二) 計畫の要旨

廻里江川承水面積貳千參百拾五町餘歩に降下する日、最大降雨量百九拾七耗を(大正參年十月二十八日、藤津郡鹿島町觀測所)三十六時間(一晝夜中十二時間は満潮に付、残り十二時間を最小排水時間とし、三晝夜排除)に排除する計畫に依つて河川の斷面を決定し、河口から千四百米突の個所に樋門を新設して潮水を防止し、上流千六百三十六米突餘を新設掘鑿し、尙ほ九百三十九米突餘に於て斷面を擴大し、尙ほ之れに伴つて各排水地域の大小及び高低關係に鑑み、左右兩岸共適當の斷面を有する樋管をば伏設し、排水能力を完全ならしむるの計畫である。

(三) 事業に要する費用豫算

費目	金額	費目	金額
水路掘鑿費	一四七、六〇〇 ^円	家屋移轉費	五、〇〇〇 ^円
橋梁費	一五、七五〇、〇〇〇	事務費	一八、八五〇、〇〇〇
樋管費	三九、三〇〇、〇〇〇	豫備費	七、七五〇、〇〇〇
敷地買収費	二〇二、六五〇、〇〇〇	計	六三、六〇〇、〇〇〇
	三二一、〇〇〇、〇〇〇	計	二六六、二五〇、〇〇〇

(四) 事業費年度割豫算書

科目	収入					計
	昭和一 二年度	昭和二 三年度	昭和三 四年度	昭和四 五年度	昭和五 六年度	
一、國庫補助金	—	三六、八九三 ^円	三八、五一 ^円	二九、三六 ^円	二八、四〇六 ^円	一三三、一二五 ^円
二、寄附金	七三、七三三	三二、八〇一	一一、七九一	—	—	一二、三七五
三、縣費負擔金	—	八、三三〇	八、三三〇	二七、四九六	二八、四〇六	一五、七五〇
合計	七三、七三三	七七、〇二四	五八、六三三	五六、八二三	—	二六六、二五〇

(△印ハ減額)

支出

費目	昭和一 二年度	昭和二 三年度	昭和三 四年度	昭和四 五年度	計
水路掘鑿費	三二、六〇 ^円	四三、六二〇 ^円	四二、九六〇 ^円	二八、八七〇 ^円	一四七、六〇〇 ^円

工事年度割豫算

種目	昭和一 二年度	昭和二 三年度	昭和三 四年度	昭和四 五年度	計
橋梁費	—	七、八六〇	—	—	一五、七五〇
樋管費	—	三、〇〇〇	—	—	三、〇〇〇
家屋移轉費	—	一五、〇〇〇	—	—	一五、〇〇〇
敷地買収費	—	四、七四三	—	—	四、七四三
事務費	—	二、〇〇〇	—	—	二、〇〇〇
豫備費	—	七、七五〇	—	—	七、七五〇
合計	—	七七、〇二四	—	—	七七、〇二四

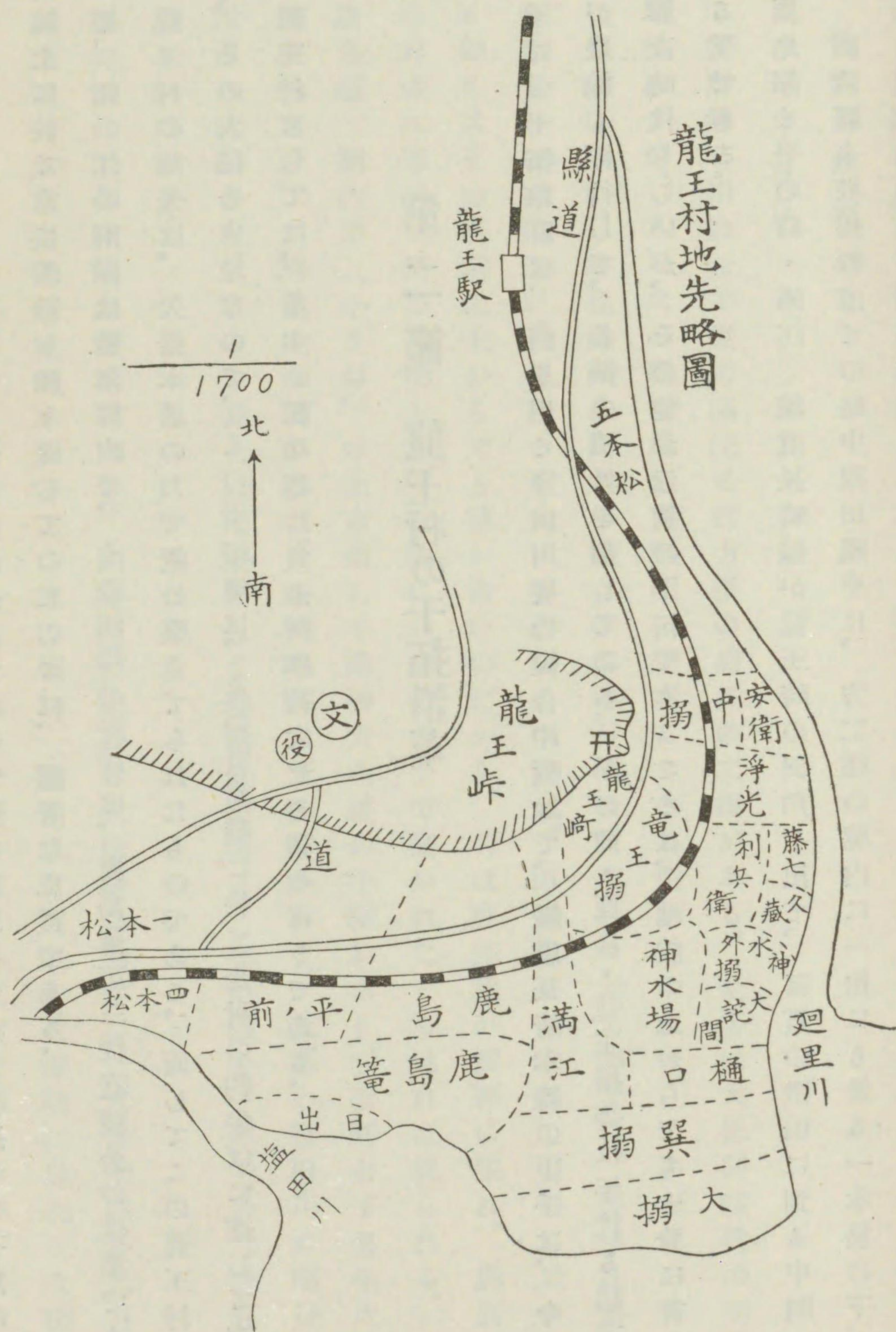
種目	昭和一 二年度	昭和二 三年度	昭和三 四年度	昭和四 五年度
水路掘鑿	二割一分八厘弱 測點零號ヨリ十九號迄	二割九分六厘弱 測點三號ヨリ三十五號迄	二割九分一厘強 測點三六號ヨリ三十九號迄	一割九分五厘強 測點八十號ヨリ九十號迄
橋梁	六割	二割	一割	全部
樋管	—	—	—	一割
敷地買収	三割四分四厘	四割九分六厘	一割	六分三厘

以上の排水工事は、縣營を以て昭和二年四月に起工、村山・角兩技手が専ら此の事に當り、溝口組（當時有明線鐵道工事をも請負中）に請負はしめて、昭和七年三月に竣工したものである。

第十章 龍王村の干拓

第一節 龍王村の概観

白石地區内に於て最も古く文献に現はれ、可なり古い傳説を有するものは、此の龍王村である。即ち天忍穂耳尊の御足跡らしく思はれる權現記上の日子島をはじめ、孝靈天皇七十二年だつたと稱される秦徐福一行の龍王崎寄港、次で鎮西八郎が大蛇退治に因む牛の鼻杭から、近くは天正十二年に五萬三千の大兵を、龍王崎から神代に渡したと云はれる龍造寺隆信の出動基地や、閑叟公杵島卷狩の本場等數へ來れば、限りも無い如うである。而も今日尚ほ深浦の地名を存し、長濱の名を留めてゐる如うに、笹山から向山にかけて南麓一帯の、現在の鹽田河流域には、有明海が鹽田町近くまで灣入してゐたことは、之を慶長繪圖等に徴しても、一目瞭然たるものがあるやうである。滿洲國の育ての父と仰がれる、武藤元帥を生んだ部落のすぐ下に、岩崎等云ふ字名さへ今に残されてゐる。而も此の長濱と深浦とが今日の狀態となつたのは、矢張勝茂公の時代であることは、動かすことの出来ない事實だから、此の比較的勾配の急な山脈の直下に横たはつた鹽田の入江は、往年敵味方にとつてはドレ丈け屈強の



要害であつたか知れない。それかあらねか、大村と千葉・有馬と千葉・龍造寺と有馬等と、此の線上に於て常に激戦を繰り返してゐたことは、顯著な史實である。

さて、此の江の南岸は藤津郡内で、その江岸の干拓は、鹿島藩第三代直朝公の偉業であり、北岸龍王村の地先は、矢張本藩の力で概ね築立てられたものである。而してこの龍王村としては、その大部分山地なので、この干拓地は、その田面積に於て全村の約半ばに達してゐる、蓋し龍王村としては、藩主の御功德に負ふ所亦甚大だと謂つ可きである。

第二節 龍王村の干拓沿革

龍王村の干拓地區は、廻里川と鹽田川尻の複合沖積地で、鐵道長崎本線の下手は、今に大土居が幾線も迂行して、各搦の境界を劃してゐる。平の前・鹿島・龍王搦等は年代も稍古く、畢竟勝茂時代らしいが、その他が近世の干拓であることは、地貌の上からでも十分に首肯せられる所である。

(一) 鹿島搦と平の前・滿江 鐵道長崎線が龍王崎の巽角を出て、百貫の鐵橋に到る中間の北側、福治驛糸岐線縣道との略中程田圃中に、方二間の境内に一抱にも餘る一本松の下、次の如うな御海神の石祠が南向して鎮祀されてゐる。

文化九年壬申

御髮大明神

三月吉日

此の鹿島搦と相並んで東方滿江と西方平の前との二搦がある。是等は大概同時代の干拓だと思はれるが、さて次の鹿島籠が寶曆頃の築立てである所からすれば、その以前のものでなくてはならぬ、畢竟此の文化九年造立の海神石祠は、誰かゞ云ふ如うに、後年此處に鎮祀したものに相違無い。それとも元々鹽田川の川筋は、山端近くを流れて居たと云はれ、籠と搦とはその名稱の上からでも籠が古いのだから、我は鹿島籠が寶曆に生れ、鹿島搦や平の前滿江等が、例の文明・文化の頃に六府方の手で築かれたとも見れば見られる。

(二) 鹿島籠 搦内の「小うね」の上東面して御神大明神の小祠があり、「寶曆七丁丑年八月吉日柵中造立焉」の刻字から考ふれば、略同時代の干拓であらう。此籠の鹽田川に臨む所に船附の入江があり、その土井上には東面して沖神社がある。明治四十一年十一月吉祥日と刻字されてゐる。

(三) 樋口搦 天保年間の干拓である。同搦内に祀れる大明神の刻字に「天保十四年九月吉日發願主樋口久左衛門 村役小森要吉 志田順助 舩頭志田久藏香月彌助江島利平次稻富善吉岩永要助 搦子中」とあり、發願主の名をとつて樋口搦といふのであらうが、その久左

衛門は文久三年六十六歳で死亡し、子孫に當る鹿一氏は現に鹿島町に在住し、料理屋「末廣」の營業主と爲つてゐる。

(四) 利兵衛搦 龍王村深浦無爲庵の過去帳に、矢次利兵衛文政元年とあり。若しこの人が防頭であつたとすれば、文政の前矢張文化時代に搦み方の干拓であらう。

(五) 久藏搦 志田久藏が防頭で干拓したものである。久藏は樋口搦の防頭でもあつた。嘉永二年七十四歳の高齡で死亡した。深浦在住志田熊太郎氏はその子孫である。

如上の搦數外は徵證できぬが、龍王搦・滿江・鹿島・平の前を貫く大土居外即ち鹿島籠以外の諸搦は、孰も文化・文政以後の干拓であることには相違なく。尙明治以後の干拓としては巽・大搦・日出の三搦がある。

(六) 巽 搦 明治三十三年起工、同四十二年竣工。防頭小森春三郎・小森太三郎・小森利八。經費參萬五百八圓。

(七) 日出籠

(1) 公有水面埋立願書提出 明治三十五年一月廿九日。

(2) 防 頭 川崎鶴松・原田秀一郎。

(3) 許 可 明治三十五年九月一日、香川輝 (縣知事)。藤木林三郎 (村長)。

(4) 變更願書提出 明治三十八年五月、測量誤りに付き。

(5) 埋立成功認定 明治四十年五月。

(6) 免租願書提出 免租期間明治四十年より明治七十年まで。

(7) 名稱變更願書提出 日出籠 (從來鹿島搦外籠)。

(8) 工事期間及費用

イ、明治三十五年より三十九年迄。

ロ、人夫賃 貳千八百六拾圓。

ハ、材料費 壹千三百七拾六圓。

ニ、其 他 七拾圓。

計 四千參百六圓。

面積總反別 二町八畝二十三歩。

明治三十五年十二月廿六日沖神社を建立す。願人惣代川崎鶴松・原田秀五郎、埋立人岩永與八以下三十人 (連記)。

(八) 大 搦

(1) 起 工 大正四年・同十一年。

(2) 防 頭 山崎徳太郎・野口平吾。

(3) 總面積 十五町貳段四畝。

(4) 經費 拾貳萬八千七百九拾貳圓。

以上

第三節 龍王村干拓現況

現在土地臺帳に盛られた各搦の反別は、實に次の通りである。

- (一) 龍王搦 三町二反二十步
- (二) 中搦 四町四反八畝
- (三) 安衛搦 壹町五反
- (四) 淨光搦 五町六畝二步
- (五) 利兵衛搦 二町七反十四步
- (六) 藤七搦 四反五畝二十六步
- (七) 久藏搦 壹町四反六畝
- (八) 神水場搦 七町八反九步
- (九) 神水場外搦
- (十) 大詔間 三町四反三畝十九步

- (一) 樋口搦 五町四反六畝十七步
- (二) 滿江 六町八反七畝十四步
- (三) 鹿島籠 八町五反九畝九步

第十一章 白石町の干拓

第一節 白石町の概観

白石町は南は北有明村に、東は福富村に阻まれて地先がない、只僅かに福吉區の北部に六角川岸の干拓地として東大搦・西大搦・鴻越搦・彌兵次搦・戌亥搦・西彌右衛門搦・大黒彌右衛門搦・大戸江・四人幸搦の九搦七十三町餘歩があるのみである。これ等の搦は、現に大きな「堤塘」に圍まれて、區劃も歴然としてゐる。

第二節 白石町干拓沿革

(一) 大搦の堤塘の南側に程近く福吉天滿宮がある、錦江村藤井里見氏所藏古文書中に「應長

十二丁未、福吉天満宮、大工藤井伊賀守」とあることから考ふれば、この大搦以南即ち現福吉部落の地は、開拓年代も相當に古くして、干拓地とは思はれざるを以て、筆者はこの大搦堤塘以北を以て、所謂干拓地として取扱ひたい。

(二) 東大搦はその堤塘上に「冲神社」の禿庫があり、それに「安永九子年、搦成就につき勸請」との古記録があるから、結局之は安永年間の干拓たることには間違ひあるまい。

(三) 西大搦は徴證としては無いが、東大搦と略同時代だと考へたら間違ひあるまい。但し事業主等は皆目不明である。

(四) 戌亥搦 干拓年代は一寸不明だが、西大搦と西彌右衛門搦との中間にあるから、大搦の次に干拓したと見る方が至當であらう。又戌亥搦の名は、福吉部落の戌亥の方向(西北方)に當る所から、名付けたものらしく思はる。

(五) 大黒彌右衛門搦 大黒井樋西側に八大龍王の祠があり、「文政二己卯年九月吉日、野留庄屋大串勝右衛門・咄卯之助、大願主施主山口彌右衛門・村中」等の刻字がある、この三氏は本干拓に關係した重なる人々だと思はれる。尙福吉區田中榮作氏(八十四歳)の話によれば、榮作氏の祖父萬右衛門(安政二年十二月七十八歳死亡)等も干拓關係者との事だから、刻字の文政二年と思ひ合せて、文化・文政頃の干拓として大した間違ひはあるまい。

(六) 西彌右衛門搦 前記山口彌右衛門が事業の中心であつたことには相違あるまい。位置が

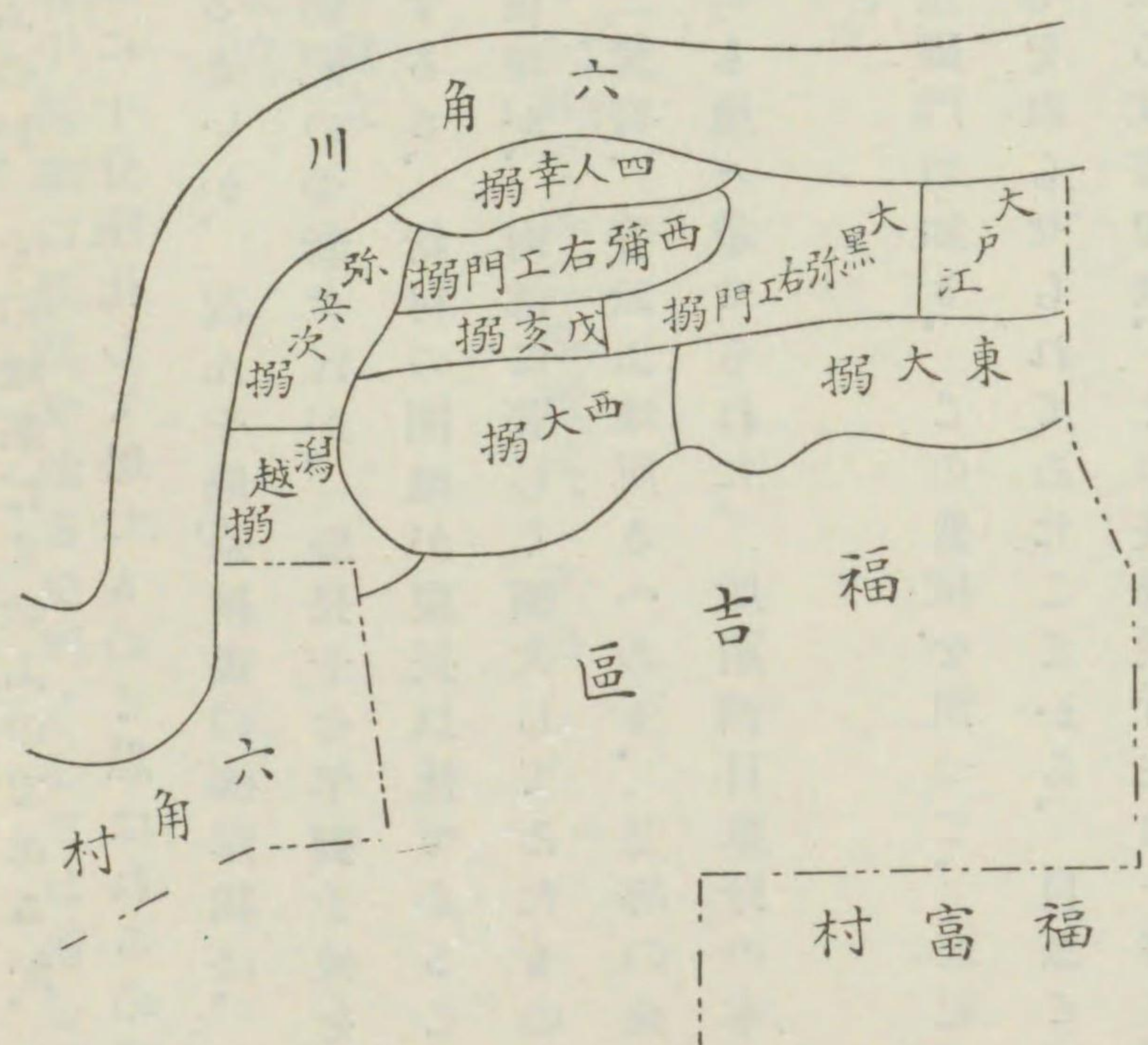
大黒搦の西側(六角川筋からいへば上位)で、地面も高い點から考ふれば、最初この西彌

右衛門搦が干拓され、次で大黒搦を拓いたものと考察するのが至當であらう。さて、次の

(七) 彌兵次搦と共に、此の彌右衛門は大字廿治字北廿治の山口彌藏の祖である。但し此の彌兵次は文化・文政頃の人だから、潟越・大戸江の干拓等も略は同年代であらう、たゞ潟越と大戸江の事業主文は不明である。

(八) 四人幸搦も年代は詳でないが、彌兵次搦と略同時代の干拓で、前記田中榮作氏の話によれば、この搦も亦榮作氏の祖父萬右衛門・土井梅次郎(元治元年五月七十一歳亡)等四人の協同事業であつた。

白石町古老の語る所に依ると、勝茂公には自ら半切桶に打乗られ、六角村東郷移りの笹島から、南の方南有明村牛屋の豊前坊目かけ、一直線に押させて一線を畫され、その地點を限つて搦を築かせられた、今日稱される潮土居(宇寺新ヶ江秀本村五反田と廿治新村秀新村との境界



を爲すもの)を下に去る僅かの地點に百間堀と云ふのが、その地點だと云ふのであるが、お鷹狩等の傳説を案ずるに、公の時代は尙ほ下まで既に十分陸化して居たものと思はれるので、此の半切押のことは、勝茂時代以前のことではあるまいか、況んや慶長繪畫の海岸線は、尙ほ下にさがつてゐるやうであるに於ておや、然し前記の寺新ヶ江が、慶長十七年獅子城を落ちた山口彌三郎の一族が開拓したこと等から推究すると、新村の開地が慶長以後であることには相違無い如うである。此の點前述秀江の江岸鹵地が、南部に著しく擴大してゐたものかと思はる。現在秀新村には「鶴寄」、廿治新村には「鷺寄」等云ふ地所さへあり、是等の鹵地には鶴や鷺等が、秋冬の候に集合して、此に葉隠にも屢々載せられた、所謂西目鷹野の本場として、藩公の弓箭を賑はしてゐたものである。

かの勝茂公薨去の際に殉死を遂げた、淵上三郎左衛門の如き、この鷹屋を預つて、左記石田私記に見るやうに、公が屢々この番小屋で朝餉等を取らせられてゐたことから、自然と公の知遇を辱うしたものであらう。而して同家に傳はる文書では、その後鷹屋所在地一帯は、殿様からその子に拜領せしめられたとある。之れが現在秀新村小野又市氏等の住宅地である。淵上三郎左衛門は、この鷹屋を預つてから、小野の氏を賜うたとある。蓋し小野は御鷹野の意で附けられたものらしい。さすれば、勝茂公時代には既にこの秀新村の地は、殆ど完全に開地せられてゐたことが窺はれる。

右、秀新村に御鷹屋が營まれて居た史料として、泰盛院様御供衆名書に次の記録がある。

御遠去 明曆三年丁酉三月廿四日

素見可光 白石前大庄屋
吉村新兵衛

覺翁淨本 白石新村御鷹屋番
淵上三郎左衛門

小野也

メ廿六人外ニ

又供五人

勝茂公が西目の秀屋形に滞在して、干拓を督勵せられて居た事實は、次の

榮城歴代畧記

寛永二十年(二三〇三年)白石秀郷に秀林寺御建立

正保三年(二三〇六年)十二月白石秀郷祇園建立

又は

石田私史、一、に詳記せられてゐる、當年此處等干拓地の狀況を知る史料としては蓋し好

箇のものであらう。

正保三、十月

廿一日、公赴于白石、海上射得鴨五十七

廿二日、公到新村

廿五日、公從白石歸路、以鐵炮得鴨四十七

十一月

四日、公御越于白石

十日、公以大鷹、而取飼蠶大鴨

十一日、還城

廿二日、公自今津乘船、御越白石秀、明朝餉于新村

廿六日、公以大鷹、雖取飼不得、朝餉于新村、從上德江乘扁舟、打鴨得十兩、及明日公

得鶴二

十二月

三日、朝還城

六日、御越于白石

廿日、公自牛津乘船、御越白石、海路打得鴨二十三

廿六日、還城

正保四丁亥歲

正月大

五日、朝餉後、公越白石

七日、還城

廿八日、白石御越、有御狩、自明日及來月二日

二月

三日、公還城

三月大

九日、公狩白石、十三日又得猪鹿三百余、賜之物頭以下、

十四日、還城

慶安元年

十一月

十六日、公從白石歸城

廿三日、公感冒而歸于秀

廿五日、鶴御拜領、着于白石

慶安二年

正月

十五日、白石御越

廿五日、白石御越

十一月

四日、公越于白石

十四日、公越于白石

十二月

九日、公越于白石

承應四年

九日、赴白石 午后

ス

十二日、十六日、從白石歸城

廿五日、從昨夜半、白石御越

廿七日、歸城

尙ほ怪猫退治の傳説に關係のある、千布氏（千布氏の墓今に秀林寺にあり）に知行百石拜領の記録をも、次の如うに見ゆ。

七月六日

千布六藏 知行百石拜領之御禮

第三節 白石町干拓の現況

今、白石町干拓地の搦別面積を示せば、次の通りである。

- (一) 東 大 搦 二十町六反二步
- (二) 西 大 搦 十六町四畝十步
- (三) 大黒彌右衛門搦 六町八反三畝廿七步
- (四) 西彌右衛門搦 九町一反三畝五步
- (五) 戊 亥 搦 三町六反六畝十步

- (六) 四人幸搦 四町五反二十四步
- (七) 彌兵次搦 七町二反八畝十八步
- (八) 鴻越搦 五町六反四畝二十一步
- (九) 大戸江 不明

第十二章 六角郷の干拓

第一節 六角郷の概況

舊六角郷とは今日の橋下村大字大渡の地から以東、白石町大字福吉及び江北村字八丁に亘る相當廣汎な地域を指すもので、之れを維新前迄は東西の兩郷に分つたものである。而して現在の六角村は、六角川の南岸に位置し、その中心地とも見るべき所は、往年贈太政大臣の莊園地とし、和名抄にも載せられた多駄（今、多田）の地で、標高四・九米、彌生式・祝部等の土器の旺に出土するところから見れば、隨分古く有明海中に沖積層を爲してゐたものと思はる。而して此の沖積層は、北の方中郷の地、東の方秀津・廿治に延び、共に地下の貝殻層に達するには、孰も既に一丈二三尺もの陸化である。

かの條里以前の「代」即ち伊が代・網代等云ふのが存在する丈けでも、餘程古いことが判るのである。別述する江北村字八丁の如きも、元々此の郷内であつた。さて此の地區で、人為的に干拓せられたとも思ふ所は、現在六角川筋に二重三重と繞らす堤塘内で、大抵次の順序で築立てられたことは、その貢米の多寡から之を察することが出来るようである。而してその中でも最も古い新地としては、左記せる如くに、下蓑具村・上蓑具村・大戸村・大渡村等であつたかと思はれる。

第二節 六角郷兩御新地竝橋下西郷の一部

(一) 田方石入

二、壹段ニ付米七斗代

- 東彌右衛門搦・武太夫搦・幸搦・彌右衛門小搦・文藏搦・福地搦・三郎右衛門搦・覺右衛門搦・傳之助搦・甚兵衛搦・新右衛門搦・西彌右衛門搦・儀右衛門搦・久右衛門搦・外文藏搦・源平次搦・戊亥搦・九郎左衛門搦・茂右衛門搦・同搦北脇・清兵衛搦・次兵衛搦・中郷搦・鳥見塚搦・長左衛門搦・牧左衛門搦・東郷築切搦・東郷搦
- 搦福吉村・同大戸江搦
- 搦江口松

一、同六斗五升代

只右衛門搦・上籠・庄兵衛搦・北新ヶ江村搦今泉村・北古賀村・大渡村・木佐木村・武太夫搦外・九右衛門搦・稗持搦・徳左衛門搦（良吾云、此の内には大渡、木佐木等現在の橋下村の美田をも含めり）

一、同六斗代

七段籠・東阿るき・かまん太郎搦・稗新ヶ江・江分

一、同五斗代

大黒搦・喜兵衛外新搦・幸右衛門搦・十助搦

一、同四斗五升代

治部左衛門搦・同小からみ・芦野新搦・惣象・上永田搦・西通り・冲神森外

一、同四斗代

大戸村御番所東・利兵衛搦外・福壽搦外・喜左衛門搦・幸小搦・振袖搦・福德からみ・利兵衛搦・福壽搦・藤兵衛搦・年徳からみ・外新左衛門搦・西郷村袋内・大鶴搦・權右衛門搦・九右衛門搦・振袖搦外

(二)

鳴方石入

一、壹段ニ付米四斗五升代

東郷築切搦東郷村・大戸村・江口松・築切搦福吉村・江口松・大戸村江搦同村

一、同四斗代

東彌右衛門搦・武太夫搦・幸搦・彌右衛門搦・文藏搦・福地搦・三郎右衛門搦・覺右衛門搦・傳之助搦・甚兵衛搦・新左衛門搦・彌右衛門搦・儀右衛門搦・久右衛門搦・外文藏搦・彌平次搦・戌亥搦・九郎右衛門搦・茂右衛門搦・清兵衛搦・次兵衛搦・中郷搦・鳥見塚搦・長左衛門搦・彌からみ・大黒搦・喜兵衛搦・同外新搦・治部左衛門搦・千之助搦・福岡からみ・長左衛門新搦・笹嶋からみ・同小からみ・常藏土居・市右衛門搦・鳥見塚新搦・西郷村袋内・大鶴搦・權右衛門搦・只右衛門搦・上籠・庄兵衛搦・七段籠東ある・かまん太郎搦惣象・稗新ヶ江・江分・上・北新ヶ江村搦今泉村・北古賀村・大渡村・木佐木村

一、同三斗代

喜右衛門搦・幸小搦・振袖搦・福德からみ・幸右衛門搦・十助搦・利兵衛搦・福壽搦・藤兵衛搦・年徳搦・外新右衛門搦・治部右衛門搦・芦野新搦・喜左衛門搦・龍左衛門搦・伊左衛門搦・善兵衛搦・小右衛門搦・左平搦

尙ほ同郷元御新地として、次の記録があることは前述の通りである。即ち

(三) 田方石入

一、壹段ニ付米六斗七升代

下蓑具村・上蓑具村・大戸村

一、同三斗六升代

下蓑具村・上蓑具村・大渡村

(四) 屋敷石入

一、壹段ニ付米七斗代

大戸村

以上は御新地方にて記録した萬延元年申十一月諸郷兩御新地田嶋石入帳にて、當年此の六角郷の新地の一斑を窺知するに十分であらうが、さらに現在の六角村を中心に、舊六角郷の土地を調べて、その籠又は搦名を稱するもの丈を掲出すると次の通りである。

一、六角村大字東郷

築切搦・笹島搦・葭野搦・新川搦・袋搦

二、同村大字今泉

土井外・我慢太郎・八反籠・東荒木

三、同村大字福吉

東外籠・西外籠・築切搦

四、白石町大字福吉

東大搦・大戸江・大黒彌右衛門搦・四人幸搦・西彌右衛門搦・戊亥搦・彌平次搦・瀉越

搦・西大搦・東外籠・西外籠

五、同町大字福田

築切搦

第三節 主として橋下村に屬する部

さて、現在の橋下村の東半部の如き、その大渡・木佐木・蓑具一帯に亘る地域即ち六角西郷の地域は、矢張鍋島藩の手に依つて干拓せられたことが判り、就中大渡袋の如き總面積十二町餘歩の美田は、かの貞享の郷村帳によると、例の八丁村とは正反對に六角川の北岸に位置してゐたもので、時に横邊田西郷の部に置かれてあつたが、永池溜池の築造に伴ひ、六角川の河線を變更すると共に、「此處の鹵地をば干拓して、かくは良田を得たもので、爾來六角西郷の部に編入せられた譯である。今に藏堂から富吉神社の前にかけて、古川と稱せられて一段と低い田地があり、それが富吉神社の東部からは、堀河として明瞭に舊河道の一部が遺されてゐるやうである。

現在橋下村の中でも西部筋は、焼米・志久・大崎・宮裾等と共に、橋下西郷の地で、享保六年の水火田竝村落宅地帳に依ること

(一) 醫王寺村

一、水田五十一町一反八畝十四步

此内、四町七反一畝十七步

一、宅地三町二反二畝十五步

此内、一反八畝

一反十五步

一、火田二町三反九畝廿二步

此内、五反六畝十八步

計五十五町八反二十一步

此内、水田八町一反九畝六步半

火田七反三畝八步

(二) 樺島村

一、水田二十六町八反九畝二十二步

此内、一町九反九畝二十六步半

一、宅地一町八反五畝十五步

此内、八畝

荒 蕪

九十五戸

神祠一ヶ所

寺二ヶ所

荒 蕪

俱ニ新田

荒 蕪

五十三戸

神祠一ヶ所

寺一ヶ所

荒 蕪

俱ニ新田

(三) 承應二年(二三一三年)六月邑中正税差出高

醫王寺

一、地米二百九十八石二斗五升

樺島村

一、地米百八十一石四斗四升

(四) 尙ほ邑中租税、貞享二年(二三四五年)調に依れば

醫王寺村

一、現米三百四十七石九斗六升三合四抄

内否米五石二斗五升九合

樺島村

- 一、現米二百七石六斗一升
内否米二石六斗三升七合

(五) 安永年(二四三二—二四四〇年) 中正税
醫王寺

- 一、地米六百三十石一斗一升三抄六札

樺島村

- 一、地米二百七十九石三斗二升三抄五札

(六) 文化十年(二四七三年) 五月調帳
醫王寺村

- 一、現米三百三十九石二斗六升二合八抄七札

君田

- 一、同 二斗二升

采地

樺島村

- 一、現米二百八石四斗九升五合六抄五札

君田

- 一、同 二石七升八合五抄三札

采地

以上に就いて見ても、承應より貞享次で安永と僅か百二十年間に、その地米の増收は殆ど二倍以上に上つてゐる。亦以て當年新田の開接が預つて多かつたことを、如實に物語つてゐる

るものでありませう。

抑も橋下郷地名の起原を爲す、その橋は一體何處の橋であらうかとは、誰も聴きたい所でありませう、それは六角川に初めて橋が架けられたのは成瀬橋で、その架橋が當年人心に非常な好感と利便とを與へ、爾來この成瀬橋下一帯をその橋下郷と稱へ、而も此の郷は須古村までも延びたものであつた。

第十三章 三法瀉郷竝橋下西郷の一部干拓

第一節 三法瀉郷の概観

三法瀉は杵島郡橋村・同郡武雄町・同郡朝日村の三ヶ町村から、橋下・北方の二ヶ村にまで及んだ廣大な地域であつたらしく、本來が瀉の名を附するが如く、往昔潮の満干してゐたことは、潮見と云ひ奈良崎と稱し、沖田・永島・花島・塚崎・大崎・北瀉等の地名を存することでも判明しよう。元來有明海は、此の方面まで深く入込んだもので、かの肥前風土記が、現在の武雄町のことを記したのに

郡西有湯泉出之巖、岸峻極人跡罕及也

の一節を窺つても知られやうが、さらに亦、今日の北方が、北の潟から出自してゐることは申すまでもないことで、三法湯等と、所謂佛・法・僧に因んだ好字を使用してゐるが、元々三方潟であつたに相違あるまい。但し

舊藩時代では、現在の橋村を主に三法湯郷と稱した。抑も、當年の杵島山が、全然筑紫海中の一島嶼であつたことは、陸地測量部の地圖に於て、その標高五米までの所を海色に塗り潰せば、一目で瞭然するのである如うに、既に論議の餘地もない如うだが、さらに之を次の武雄社本紀に就いて見ても、十分に合點がいくことであらうと思ふ。即ち

上世國郡猶江海所漸者多矣、杵島山亦在海中而南棹自潮田浦、北漕自葦原灣、杵山西北流島、離島之諸島、皆在海中、人居其上、而名釣鯖石者、見在花島後世離作花之岬加稱。橘氏領長島亦流作長之日、即海岸最高處、祭其祖神、名潮見社、且創梵宇号潮音寺、共在江上海畔之意可亦見焉。

等とあるのに徴しても、自然と當年の状態が偲ばれるやうである。

さて三法湯の周邊は、例の秦河勝の手に依つて随分干拓せられたらしく、例の九十萬代の美田は、此處を手始めとして、現在の六角江の流域を主とせられたではないかと思はれる。

斯くて殘餘の時既に蘆荻生ひ繁つた潟地をば、愈々根本的に開拓し、水利をも十分に整調せられたものが、我が治水の恩人成富兵庫茂安その人であつた。

その治水記云、

三法湯に荒野ありしを成富經營して新田を取立て茂手村（今、橋村の字名）に石井樋を設け水道を疏通し一帯村々の作水となせり、當初の地面千二百石餘の新地と餘澤各村に涉り事蹟中著名のものなり、村内六月十五日毎年兵庫祭を營むの例今にあり。云々
茂手の石井樋に銘が刻されてゐる。即ち

藤原朝臣鍋島信濃守勝茂臣

領主大藏朝臣成富兵庫茂安部之

星輯寛永二乙丑仲冬日

梯	原	吉	右	衛	門		
成	富	助	兵	衛			
角	與	次	右	衛	門		
角	内	右	衛	門			
大	庄	屋	清	右	衛	門	
同	長	右	衛	門			
石	工	福	井	源	助		
石	切	古	賀	六	右	衛	門

因云、兵庫の三法湯を開拓せられた際の宿舎は、橋村潮見の潮泉禪寺を宛てられたもので、同寺にはその過故帳と墓碑とが存し、今に毎年九月十八日、その恩恵に浴しつゝある二又・沖永あたりの部落民で、盛に兵庫祭が執行せられてゐる。

思ふに、成富が此の三法湯の地を開拓せられるや、從來潮見川の潮見神社下から、東の方檜崎方面に直流し、次で杵島山麓に沿うて北流したものを、東漸寺裏に於て堰止め、潮見山麓を開鑿して納手に至り、例の茂手に石井樋を設けて、その水を沖田・永田・二又の部落に灌いだものである。當時此の水利は極めて順調に、そこら一帯の美田を潤しつゝあつたものであるが、後年大日沖永一帯の土手をば漸次高める悪風が生じ、自然水流にも不調を來して、今日の如うに年々橋村一圓には大洪水を惹起するに至つたもので、今にして初めて成富が水利に妙を得て居られたことを嘆賞しつゝある所以である。

さて、慶長繪圖に就いて見るに、今日の武雄町の一部を爲す所に湯村・富岡があり、橋村の南部に當る上野村が見え、さらに椀島村の内として小野原（杵島山西麓橋村の一部）が載せられる以外、矢張り三法湯としては、時尙は聚落村名が何一つ見當ら無いのみか、前述の湯村・富岡・上野・小野原にも、石高の記入さへ無い所から察すると、矢張りその頃まで尙ほ無租地としてあつたものかと思はれる。

然るにその後元祿繪圖になると、此の三法湯は勿論のこと、その周圍には立派な村邑が出

來てゐるのみか、その草高でも次の如うに載せられてゐる。

一高、六百二十一石一斗二升二合	二俣村
一高、八百八十二石一斗一升三合	三法方村
一高、四百八十石三斗二升八合	片白村
一高、七百七十八石五斗二升八合	大日村
一高、五百六十七石五斗三升三合	成瀬村
一高、五百七十九石八升七合	花島村
一高、五百八十二石五斗二升四合	永島村
尙ほ慶長繪圖に無石高の儘載せられた小野原村等にも	小野原村
一高、四百六十八石五斗九升六合	上野村
一高、六百五十三石三升五合	富岡村
一高、四百七十石六斗六升八合	富岡村
の高が上げられてゐる調子である。尤も湯村としては、元祿圖には見えないが、その外に	元祿圖には見えないが、その外に
一高、百九十六石二斗六升八合	武雄村
一高、二百二十四石九升	八並村
一高、二百八十六石三斗八升一合	小楠村

一高、九百六十一石三升
一高、三百六十八石六斗一升九合

河良村
中野村

尙ほ橋下村の中に、字接待せうたいと云ふ所がある。兵庫助が例の新堀を開鑿して、水利舟運の便を圖られた結果、その功德に酬いる爲めに、此の土地を接待したとも云はれてゐる。

三法瀉郷と呼ばれた現在の橋村は、全村の耕地總面積は五百十八町歩餘で、その中の約八割即ち四百餘町歩が低地帯である。而して、成富の力に依つて出來たと云はれる部分は、字冲永・二俣等で、舊石高は一千二百石餘であつた。

第二節 三法瀉の干拓狀況

往昔の三法瀉が橋村の二又方面から、北方村の字久津具・大崎・宮裾方面に延び、更に東の方志久方面迄も續いて居たことは、北方の地名が北の瀉に起り、大字大崎をはじめ赤江・西浦等の地名の遺つてゐる等からでも、之を立證することが出來ようとは前述の通りである。而して、今日では此の廣範圍に亘つた瀉の漂とも稱すべき所が、延長六里に及ぶ六角川（當初は高橋川次で大町江等稱し、現在では却つて住ノ江川と云ふ名がよく判るかも知れない）筋に、所謂河川干拓地域が存在して、河底が却つてそこの田面よりも高いと云ふ奇態な現

象を呈し、鐵道佐世保線を利用するものが、よく屋根の上を駛る帆前船を見て驚いた等云ふ話もある位で、蓋し此の地方名物の一には違ひない。

舊多久邑邑から元祿三年附出を根帳として、享保六年公儀に提出されたといふ水火田竝村落宅地帳に依ると、次の通りの記録がある。

(一) 大崎村、久津具入テ

一、水田七十九町四反六畝半

此内、四町一反三畝二十一歩

荒 蕪

一、宅地三町一反八畝十五歩

九十一戸

此内、八畝

寺一ヶ所

一、火田三町三反二十四歩半

此内、三反五畝十五歩

荒 蕪

計、八十五町九反五畝十歩

此内、二十四町九反一畝十七歩

火田一町一畝四歩

俱ニ新田。

外、大副磯多宅地 二十歩除地

(二) 宮裾村

一、水田五十九町七反

此内、五反六畝九步

荒蕪

一、宅地四町五反五畝

百三十戸

此内、十五步

神祠一ヶ所

六畝

寺一ヶ所

一、火田二町八畝十二步

此内、三反三畝五步

荒蕪

計、六十六町三反三畝二步

此内、水田六町八反一畝十九步

火田五反六畝二十二步

俱ニ新田

(三) 燒米村

一、水田十九町七反一畝二十一步

宅地二町七畝

六十二戸

火田八反九畝二十五步

計、二十二町六反八畝十六步

此内、水田八反七畝二十八步

火田二反五畝十四步

俱ニ新田

而して寛保三年の正税に就いて見ると

(四) 北方村

一、地米千二十石一斗九合

内、四百三十二石一斗六升二合

大崎分

四百十五石七斗一升七合

宮裾分

百七十三石一斗二升

新田

良吾云、此云北方村とは前記の大崎、宮裾の總合名なりとす。

多久邑中正税差出高を見ると次の如くなつてゐる、その承應頃から貞享・安永に亘る約壹

百二十年間に、如何に増税されてゐるかを窺ふべく、同時に此の増税が主として新田の開発

に基くことを察すべきであります。

(五) 承應二年六月差出高

燒米村

一、地米九十三石三斗一升一合

志久村

一、地米六百七十石一斗八升八合

西袋

良吾云、此の西袋は全然河川干拓に屬する地域で、例の江北村八丁、六角村西郷・今泉袋等と同様に美田に開拓せられたものである。

北方村

一、地米千二十石一斗九合

大崎分

内、四百三十二石一斗六升二合

宮裾分

四百十五石七斗一升七合

新田

百七十三石一斗二升

(六) 次で貞享二年となる

燒米村

一、現米二百七十六石八升四合

内、否米七斗五升四合

志久村

一、現米六百八十九石六斗九升四合八抄

内、否米六石二斗九抄四札

志久西分

一、現米八十八石七斗三升五合

大崎村

一、現米六百八十八石五斗六升六合五抄

内、否米五石七斗一升五合七抄六札

宮裾村

一、現米四百八十三石八斗四升七抄

内、否米八斗九升八合五抄一札

町分否米二升五合二抄

(七) 安永年中には

燒米村

一、地米百七十六石三升八合三抄五札

志久村

一、地米五百八十九石六斗九升九合五抄三札

大崎村

一、地米三百九十七石一斗七升四合

因に維新後まで此の地一帯の産米は、志久津米として肥前第一の聲價を博し、他の杵島米

に比し常に二三十錢程度一俵から高かつた。随つて此の移出驛なる北方には、他の地方からまで集積して、その名を冒してゐた有様だつたが、最近縣で穀物検査が實施せられ、農業技術の發達に伴ひ、産米に一大改良が加へられるに至つて、漸く杵島米の名の下に志久津米も隠れてしまつたのは、さても幸か不幸か。ケンベルが此の地を通過して、その米の品質が世界一と稱讚したのも宜なりと謂つ可しだ。

ケムフェル江戸參府紀行の一節に

吾等はスワオタ（鹽田）に駐ること一時間許りにして再び出發し（略）オーダ村（小田）に達しぬ。吾等は今日彼杵よりオーダまで日本の里數にて十一里を進み、是處にて今夜は泊らんとするなり。（略）吾等が今日經來りし地は、大部分樂しき豊沃なる田地と、美しき稲の野なりき。

道より稲を植ゑたる所まで數歩の間には茶の樹を栽培せり（略）此の村の盡頭にて、右にて、右手に當りて吾等が望みし稻田の如きは、世界中にて最も美しく、何人と雖、見ても見飽かぬものなる可し。

肥前は全國を擧げて、米産地として名高き所にして、此の點に於て日本中の他の諸國よりも遙かに卓越せる所なり。肥前に産する米に、十種の異なるものあり、其中大町附近に産するものは最も優良なる質にて（良吾云、所謂志久津米也）江戸に上せて、皇帝（將

軍のことを斯く云つてゐる）の用に供するは、實に此の米なり。加賀と肥後との兩國は、

米の野の美觀と豊饒とに於て、肥前に次ぐものなり。云々。

蘭醫のケンペエルが、その批評眼に映じた所を書き記したものは、大體右の通りであるが、蓋し殆ど我等が意を得たものと謂ふべきである。

（附）

一、新田と稱するは、慶長七年九月に檢せし以後の墾地をいひ、其已前のを古田と稱す。

秋月藩にては、元和五年以後の開地を新田と云ふ。

寶永八年より後に開し田畠を、餘地新田と稱す。云々（福岡藩民政誌略）

二、御國中（筑後國）田地ノ古今ノ差別ヲ考へ、善惡ヲ正シ、上中下三段ノ位ヲ改メ正ス仕方ノ事。

又海邊ノ新田モ御再城ノ比迄ハ、發開無之、今居レル本土居カ、汐受ノ土居ニテ、其外ハ一面ノ瀉海ナリ、寛永年中ニ至テ所々新田開發セラレタリ。云々（三善氏記録云）

第七編 藤津地区の干拓

藤津郡が風土記時代鹽田地区・鹿島地区（特に能美郷をあぐ）多良地区に聚落があり、これらの土地が開墾せられて、時未だ干拓等云ふことは夢想だにせざるのみならず、推定人口四百五十戸位で、食料は優に得られたことであらうから、事實その必要も起らなかつたことであらう。ここに多良地方の如き食物が豊富と云ふ所から、地名さへ起つてゐる位だから、先づ恐ろしい海若の征服までもする必要は全然なかつたのであらう。

さて、藤津地方とくに鹿島地区に於て、初めて干拓に着手せられたのは、矢張り慶長以後のこと、その大部の事業は鹿島藩主鍋島直朝公の力に依るものが多く、今日尙ほ當地方はその勲業を追慕しつゝある所以である。ここに公が干拓と同時に灌漑水に留意せられ、現代人も尙ほ及ばぬ程の技術を發揮せられてゐることは、人の能く識るところでありませう。干拓に就いて述べる前、藤津平野を一通り展望して見よう。

第一章 藤津平野の成因と地勢概観

鹿島・鹽田地方の北東部は、漸次低夷して藤津平野となる。この平野は多良岳と唐泉山と肥前丘陵と杵島山との間に、恰も有明海の支灣が入り込んだやうに發達し、杵島山麓線と、それを洗ふ鹽田川とを北の一邊とし、略菱形をなし、西北の銳角に近く鹽田、その對角（東南端）に近く濱と、二つの小港市小中心市が發達し、平野の全く中央に中心市鹿島が發達し、南西の鈍角から鹿島の山手たる細長い丘陵（多良の裾野の一部）が中央まで突出して、半島狀をなしてゐる。この平野の中央は、中川とその支流の鹿島川（黒川及び谷所川）が貫流し、北を鹽田川とその支流入江川が潤ほし、南部を石木津川と濱川（古枝川）が灌漑し、全面殆んど水田に徹底してゐる。

藤津平野の大部分は、成因上海底平野であつて、土地の隆起と、人工の干拓によつて、有明海が陸化したものであるが、入江川谷・鹽田川谷・谷所・淺浦谷（黒川谷）・中川谷・古枝川谷は勿論、河流の侵蝕と、運搬沖積とによつて出來た河岸平野、中川と縣道鹿島諫早線と、南方山麓線とのなす、扇形の緩斜地は中川・石木津川・濱川の複合扇狀地で、之を假に「中川扇狀地」と呼ぶことにする。

以上の河岸平野と中川扇狀地とは、極めて緩い勾配をもち、大抵礫を加へた砂質壤土から成り、排水がよくて、到るところに桑畑や、蔬菜畑が散在するけれど、灌漑水に恵まれて大部分は、水田が發達してゐる。海跡平野はあくまで低平で、海底に沖積した粘土（方言濁泥）から成り、水利もよく地味肥沃で、全く水田に徹底し、良質の藤津米を多産する。鹿島・濱・鹽田の市街もこの低平部にあるのである。

中川扇狀地は正しくは「中川・石木津川・濱川複合扇狀地」といふべきで、これ等の河流が運搬物を有明海に押出して生じたものであらう。中川は今は高津原丘陵の麓を洗つてゐるが、古くは扇狀地の中央を、辻↓琴路神社の宮の前↓古川↓石木津の線の流れたものと推究することが出来る。扇狀地には地上水が少く、地下水が多いものであるが、扇の要に當る辻・筒口等の地方は、古くは水無村（水梨）と呼ばれ、灌漑水に乏しかつたが、例の鍋島直朝公の經營により水利を得て、こゝに水田がよく發達してゐる。けれどもその特に高い所は水利を缺く爲めに、桑畑や蔬菜畑が發達し、伏流となつた水は、扇の末端の縣道鹿島諫早線（多良街道）に近く、多くの泉となつて湧出し、鹿島市街の東南部に「泉通」の名をさへ與へしめられた。この泉水は濱・鹿島の酒造水として重んぜられ、茲に九州灘の名を肆にして旺に銘酒を産して居る。

藤津平野は總じて地味が肥沃で、鹿島町と能古見・古枝・濱・五町田・鹽田・久間の各町

村の主部をなし、これに育まれる人には凡そ三萬四千、藤津郡民の半分がこゝに住み、密度は一方軒一千二百餘人に及び、佐賀平野の二倍以上の稠密さを示してゐる。

さて、菱形の東西の對角線は凡そ九軒半、南北の對角線は凡そ七軒、面積は約二十七方軒である。

平野には高津原丘陵の外、その西に伏原・下童の丘陵、三ヶ崎の丘陵があつて、潟海時代の島、半島が想像される。又海跡平野は極めて新しく陸化したもので、中川扇狀地や河岸平野は、餘程古くから存在したものと想像され、特に中川扇狀地に古墳の多いこと等も注目すべきである。

抑も扇狀地とは、河川が急に海や湖や平野に注ぐとき、その運搬物を扇形に堆積したもので、緩い勾配をもつ平野の一種である。此地方では中川扇狀地の外、多良扇狀地があり、尙ほ七浦村には小さな扇狀地が澤山ある。但し佐賀縣としては川上川のそれが著しいものときられてゐる。

中川扇狀地は面積約五方軒ある。扇狀地の筒口（能古見）の古刹蓮嚴院の「七不思議」といふ石碑に、「第一に地形低くして水出でぬこと」とある。蓋しよくその扇狀地の特異性を物語つてゐるものである。

第二章 鹿島村の干拓

第一節 鹿島村の概観

鹿島村は藤津郡の東北隅を占め、中央に鹿島の地名起原を爲す森岳の兀立する外は全くの平坦地で、而もその過半の田地は、鹿島藩主紹龍直朝公の遺業に竣つたもので、蓋し本郡中最大の干拓村である。舊藩時代には一部に蓮池領が存し、此の地が鹿島藩主發祥の土地にも拘らず、水利その他に多少の不便があつたが、今日ではそれらの點にも恵まれて、全の理想農村である。此の地の干拓に就いては幸ひ、舊御城下だけに舊家等に記録の存した所から、郷土史家中原裕一氏に依つて、その詳細が盡されてゐるので、爰に之を拜借しておく。

第二節 鹿島村干拓沿革

本村は鹽田川・鹿島川二大水流の間に東西に横はり、有明海の潮流が鹿島川に在つては、西南境の恩神松に通じ、鹽田川に在つては西隣五町田村の北境を経て、遠く鹽田驛に通じ、而も兩川各々其の間舟楫の便がある。されば本村が五町田村の大部分と共に、一小島なりし

ことを證明するに、只鹽田川が吉浦山麓に於て二流となり、南流せるものは鹿島川と合し、北流せるものは今日の北江なりしことを説けば足るであらう。鹽田川の水量の多きと、急流に屬して水勢の強いのと、水域の大なること本郡第一なるは、人皆知る所である。昔時五町田村民は之が爲に、年々洪水の難に苦めらるゝに堪へず、下河原の東方に當り、南北に一帶の堅牢なる堤塘を築き立て、洪水の汎濫を防禦した。不幸其の築立年月を知るに由ないが又以て知るべしである。自然のなせる鹽田川は、決して單に下河原を北流せしのみとなすべからず。さらに吉浦山麓日吉井樋から五丁田村に通ずる溝渠、抑もこれ鹽田川二派の一なる其の南流の跡ではあるまいか。五町田小學校の西方約一町の處に、一小溝がある。曾て農夫の溝浚へをなして、一大樟樹の潟土の中に深く埋まれるを發見したことがある。當所の田地は抑も五町田村瀬頭酒屋本家の所有に屬す、農夫即ち地主と謀つて、之を掘り出したが、其の際潟土の中に多量の貝殻があつて、一面の海底なりしことを思はしめたこと云ふ。酒屋の主人は即ち之に符節を合せて曰く、我が家の傳へに云ふ、此の地元來堤塘なりし。と、さて、森丘附近本村の地字に「橋津」あり「貝橋」あり「船河原」あり、豈夫れ無意味の名稱ならんやである。試に鹿島川堤塘を傳うて恩神松附近に至り顧みて、本村組方區以西五町田小學校所在地あたりの土地を望まんか、かの牟田・眞崎・福富に比して、人家の散在極めて罕で、否寧ろ渺漠たる沃野の外に敢て人家を見ざる有様である。さらに視線を四周の山々に轉ぜん

か、遠くは久間川・鹽田川、近くは石垣川・黒川等各山間の溪流を合した諸大川は、恰も數門の大砲が筒口を標的の一點に向けた如くに、水流の方向が皆此の渺漠たる沃野に向ひつゝある。斯くて平日は混々として自然の音楽を奏で乍ら流れ下りつゝあるであらう。さらに人力と人工を加へざりし昔時に在つては、霖雨一度到れりと想到せんか、今日も尙鹽田川に人の流失を見ずんば霖雨止まずと噂するにあらずや。如上の諸大川が汪溢した水勢をなして、此の地に集まりしや必せり。牟田・眞崎・福富は人家の部落を見る時に於て、此に一小灣のあつたことを想像するに難くはあるまい。杵島山脈中牛間田以東深浦までの山岳の傾斜の急轉直下せる、其の麓に深淵を湛へないで叶はふぞや、即ち人力を以て鹽田川久間川の水流を、此の深淵に注がしめて北江をなしたものである。本村の地勢中央部東西に亘つて、一帶の高度を示し、南北の河流に至るに従ひ傾斜す、亦以て知るべしである。南方斜面は鹽田川・石垣川・黒川・鹿島川等の諸大川、數千年間に吐出せる土砂に依りて成り、北方斜面も亦鹽田川・久間川及杵島山南麓の溪流よりは亦數千年間に吐出せる土砂に依つてなつたものである。後世人力によつて、鹽田川の吉浦山麓に於て東流するものを防止して後、先に云ふ所の組方區以西の一小灣を、漸く追うて新地に變じた。此に於てか、島形全く一變じた。要するに河流のなせる幾多の三稜川の集合體が、森丘の一礁に陸となつて附着し、之に人力を加へて全體の海底を今日の地勢となしたものである。決して元來陸地ではなかつたのである。されば今

吾人が新地と稱するもの、之れ記録に残れるものを概して假に言ふのであつて、常廣區の如きも神明宮由緒に依つて、略其の築立てた時代が推知せられる。由緒に曰く、北朝後小松院の頃一小石祠を建て、雨寶童子を勸請したと。一説に雨寶童子の神靈は、伊勢大廟を勸請したものだ、昔時神佛混交時代本地垂跡の議論が流布し、行基菩薩が伊勢大廟は盧舍那佛なりと稱して、奈良大佛を鑄造せしことなどから推せば、天照皇大神宮遙拜所となすの趣意精神が、此の擧に出でたものならんか、當時未だ部落を見ず、只新地鎮守を祈るにあつた。由緒に曰く、天正・慶長の頃種々の靈驗が認められたと、之既に附近に部落のあつたことが證せられる、既に横澤城柵陥落前後部落を見るに至つた如うである。常廣區に中原姓が多い、年に一回相集まつて若宮祭をなすが、その若宮大明神の石祠は字木坪にある。最初の一石祠は既に古びて建立年月をも詳でないが、天保年間其の傍に再建された。思ふに、若宮大明神は神崎郡中原の太宰少貳藤原高經の神號である。一群の農民が彼地から移住して遙拜所としたものか。新籠區の築立ては天正元年に始つた。築立役頭は納富清左衛門で、小奉行は足輕中原與右衛門であつた。納富姓は忠茂公鹿島入部の時、田中一心と共に家老役となつたものである。遡つて横澤を攻むる時に、納富信理は日峯公の部將であつたが、直朝公の鹿島藩主となられるや、此の新地に移住を奨励の爲、各戸屋敷地壹畝宛（良吾云、本藩では六畝宛なり、故に六畝屋敷と稱す、一は六の誤にては無之か）築立之を給せり。寛文五年（紀元二

三二五年）から續々民家が建設せられた。

- 東より
- 一番戸 太郎左衛門（元常廣）
 - 二番戸 行左衛門（元深浦）
 - 三番戸 作左衛門（元田代）
 - 四番戸 小右衛門（元常廣）
 - 五番戸 次郎左衛門（元白石ノ戸ケ里）
 - 六番戸 利右衛門（元牛屋）
 - 七番戸 與四右衛門（元常廣）
 - 八番戸 傳右衛門（元常廣）
 - 九番戸 兵左衛門（元常廣）
 - 十番戸 孫兵衛（元常廣）
 - 御藏屋敷
 - 十一番戸 幸右衛門（元牛屋）
 - 十二番戸 彦左衛門（元常廣）
 - 十三番戸 太左衛門（元牛屋）
 - 十四番戸 八郎左衛門（元常廣）
 - 十五番戸 正兵衛（元常廣）

十六番戸 安 右 衛 門 (元常廣)
 十七番戸 勝 右 衛 門 (元常廣)
 十八番戸 八 郎 左 衛 門 (元常廣)
 十九番戸 與 左 衛 門 (元高津原)
 二十番戸 三 右 衛 門 (元中牟田)
 常廣區より十三名

重ノ木村に移住を始めたのは、之より九年前即ち明暦二年(紀元二三一六年)で、高津原村の移住を始めたのは寛文八年、鮎越村は寛文十二年である、皆之れ直朝公時代のことである。直朝公一たび半田尾瀨に向つて領域擴張を宗家に許さるゝや、努力して本村村下農民をして新地埋築の勞に當らしめた、即ち延寶四年丙辰(紀元二三三六年)には脇江新地を、延寶六年戊午から平尻新地を、七年己未から北海新地を、貞享二年丙寅(紀元二三四六年)から今籠を築き始めた。直朝公は尙元祿七年甲戌(紀元二三五四年)から末増新地を、元祿十年丁丑から富山新地を築立てたが、富山新地は風波荒くして成功せなかつた。寶永六年は實に紹龍公(直朝)薨去の年である。而して能込郷に於て富岡新地築立の工が始まり、鹿島郷には常吉籠を築始めた。雖、常吉籠は成功せなかつた。北ノ江新籠は寶曆八年に築始めた。文政の初年藩主直永公が未だ幼君だつた頃、五六年間凶作が相繼ぎ村民は塗炭に苦み、新地

の多くは風波の爲に崩壊せられて、耕作も徒勞に屬し、實に慘狀を極めた、於是乎文政九年(紀元二四八六年)沿海堤塘の堅牢を保たしめんが爲め、石垣工事を施したのであるが、其の割石の如きは、遠く諫早の地に供給を仰ぎ、人夫の如き之を郷普請として課され。而して郷普請役吉田與左衛門・武富龍藏等をして、此の工事の監督に當らしめ、以て其の進捗を計らしめたのである。新籠庵を役所に充て、工事に關する事務を此處にて司らしめた。其の出費の支途は、之を新地の石高に割當て、徴收したが、生計に苦める百姓等のことなれば、不調のものも多く、之等に對しては田畠を沒收した。何時迄も此くて措くべきにもあらざれば、之を返付した。天保の初年から割石の供給を、杵島郡牛間田に改め、大に利便を得た、梅崎彌惣右衛門・中原判左衛門の二人は、之が資金として米五百四十俵以上を、兩回に献供して以て此の工事を助けた。藩主は之を嘉納し、直に二人を侍格小姓格に進め、食祿八九石を給した。斯くて二十有餘年の歲月を要して、弘化四年に工事は落成した。當役等一切の帳簿を勘定所に引繼がんとして、此に忌むべき不正事件が發露した。吉田與四左衛門は四十五兩の公金を横領し、武富龍藏は調印及び手續に於て之に關聯してゐた、即ち之等は遠島及び蟄居を命ぜられた。然し爾後は新地の收獲も上り、確實に一郷の財源と認めらるゝに至つた。天保五年甲午(紀元二四九五年)二月九日當藩家臣木庭九八郎は末増籠の北東角から、西外瀨に新地築立を始めた、之れ新籠村百姓等が引請けて、其の勞に當つたもので、其の立替飯米

の如きは、堤塘壹間に付米三斗五升づつを給せられ、其の内三升は世話人の給米と定められた。八月二十五日に潮留をなし、翌年春に至つて、畑地に整理して、其の年から木綿の耕作をなしたが、年々收穫を見るに至り、歛下年季を経る頃には、稻田が大部をなした。

嘉永二年九月には、常廣區内に於て、長珍籠堤塘の樋管を數丁の東方、佛供田角に屬する堤塘に移した。其の影響として先の樋口の鹿島川に向へる處及び附近一帯を、明治の初年に至り、常廣の人民山口仲助獨力を以て之を埋立て一新地をなした。之れ信助籠と謂つべきか、傳へ言ふ、長珍籠の樋管は直朝公軍略の上から創設されたものと云ふ。此の地古城區の牙城址を去る三四丁、而して水路は城濠に通ず、一朝牙城退去の必要を生じ陸路が塞がる場合には、城濠より舟で此の地に來り、樋管を通つて鹿島川から退去するのであると、故に他に比して規模も宏大だつたが、今やその跡を止めない。

新地築立の計畫は續々として起つた、當藩家臣田中某は常吉新地再築を起し、殆ど家財を傾けたが、惜哉區域大きに過ぎ資力も續かず、終に成功を見なかつた。安政四年丁巳（紀元二五一七年）直彬公が藩主となられた初め、常廣區新籠區の百姓等、富山新地の再築を計畫し、先づ設計に着手した。末増籠の南角から今籠の南角迄、延長凡そ七百六十二間の築堤で、埋立新地東西幅廣き處は二百六十間餘であつた。十一月二十四日實地を見分し、要所に篠竹を立て目標に代へた。願書を郷方役所に差出した。安政五年二月三日藩廳亦見分を遂げられ

た。而して之を宗藩廳に願ふたが、萬延元年（紀元二五二〇年）五月五日佐嘉藩廳から郷普請役頭小森覺右衛門・檢者頭横尾新左衛門・郡目付松尾辰五郎其の他下部を合せて六人が來鹿して、善徳寺に入り止宿し、富山籠の實地見分をなしたが、本藩は直ちに其の築立を許可した。仍て常廣新籠兩區の百姓等は十一月二十三日の吉日を卜し、擧つて北海堤上に集り、御髮社に献供し歛立を始めた。即ち堤塘一間に四十人を充て、總人夫三萬四百八十人を豫定した。乃藩主に請うて一日一人の飯米壹升宛、計三百四石八斗の立替支給を受け、新地收穫を見るに至つて、木棉を以て五ヶ年賦返上と定めた。杵島郡牛間田の石屋惠助は石垣工事を命ぜられた。先づ地床に於て大磐若を轉讀した。潮出口を三間づつ三箇所に設け、南北二條の中堤塘を最初に於て潟中に向つて、西より東に築立てた。其の長二百七十間と二百六十間である。北海新地の龍王社附近に普請役の詰所として、六間に六間の一棟を立て、定詰手男一人を置き詰所の雜役に服せしめられた。此の給米を八俵と定めた。當時百姓奉公人の給米は、年拾貳俵だつたので之を參酌したものである。外に本夫小頭二人を置き、兩區の戸毎出夫心遣方をば委ねた。之に給米四俵宛と定めた、凡て年額である。文久元年辛酉（紀元二五二一年）二月九日詰所が落成した、橋本能登をして家祓をなさしめられた。文久二年三月二十五日直彬公は工事を巡見され、御髮社の傍に竹を支工となして陣幕を張り、休憩所に充てた、午前十時公には騎馬で鹿島川堤塘を傳うて着せられたが、此時家臣の騎馬供をなすもの

も七人に及んだ、藩主は築子等の勞を慰せんが爲めに、清酒二斗を賜ふた、新地築立係役人には、郷普請方光富良藏・武富與一左衛門、藏方池田鐵左衛門、小奉行宮崎長左衛門・石井茂助、大庄屋松尾源左衛門其の他大散使・庄屋・小頭等であつた。午后二時藩主は巡見を遂げ歸邸された。當日の築子人夫九十六人は後で拜領の酒を酌んだ。工事は月に年に進捗し、彌て樋管を新堤塘に埋設した。其の長さ拾間・高三尺五寸・横四尺五寸である。文久三年癸亥十月廿二日・廿三日を以て、新地に停滯した潮水を注出して潮留工事を終つた。此に於てか築子等は埋立地を百區に分ち、兩區各等分して耕作地となすべく整理に着手した。築立てた堤塘の長さは最初の見分に相違し、八百五十七間となつた。即ち九十五間分の飯米増給を許された。慶應二年十一月十九日竣功すした。藩主乃ち董役の者に各々物を賜ひ、其の勞を慰するのに差があつた。慶應三年落成を紀念すべく、且願成就の爲五宮社神明社に石燈臺各二基を製して之を献ぜられた。明治の初年に至り渺漠たる一大新地は已に成つて、灌溉用水の不足を感じ、突井戸の計畫をなした。從來木棒にて突井戸をなしたが噴水量少くして需用を充たす能はず、鹽田川の水域となすことも空望のことに屬すした。當時白石一帶肥後から新井戸突法を用ひて、噴水量の饒多なるを得たりとて、之を我が郷に倣はんとした。杵島郡大谷村に善太郎と云ふ者があつた、嘗て長崎に於て西洋人の突井戸工事に携はり其の法を傳受した、乃ち之を聘し、藩廳から當人及び郷役人緒方兵之丞新町の鍛冶職忠左衛門の二人を

長崎に遣はして、五十兩を齎し、突井戸道具一式を購はしめた。之れ肥後及び白石地方の突井戸法を行ふたのである。蘭鐵棒五本五寸丸貳間半物、同壹本七寸丸壹間物、同又金六七斤、鐵製小道具五六拾斤にて、運賃を計上し五十兩を超過したと云ふ。當時鐵一斤の價は四匁五分であつた。現今の突井戸方法は簡略なるも、當時は檜木五寸角八尺物六本、松材五寸角七尺物六本、其の他の材木を用ゐて櫓仕掛をなし、一週間許を費して、彼蘭鐵棒を以て地下を突き噴水を得た位である。明治二年の春直ちに富山新地の各所に之を始めて、數多の突井戸をなし、一圓の灌溉水を得るに至つた。森・土井丸・中村區各區も二箇所宛、常廣區内荒牟田境及び平尻・脇江各新地にて數ヶ所宛、續々として突井戸をなした。皆清水噴出すと雖稍鹽類を含有し、飲料水に供せられざるものが多かつたと雖も、灌溉水の供給不足を補つた量は實に巨大であつた。明治七年常廣區幸尾次左衛門・織田幸右衛門・森彦右衛門・中原善藏の四人築子を代表して、常吉籠再築願を時の縣令岩村高俊宛に差出した、戸長石井健一、村長田中氏照は願書に副書し、隣村長吉田虎三・頭百姓堀七藏・卜部代三郎等は支障なき旨を奥書し、直に許可を得て築き始めた。堤塘の延長五百三十五間、埋立反別豫定拾九町二反五畝十四歩であつた。如何せん築子の資力が乏しく施設に缺ぐる所があつて、風波に打勝つて工事を進捗すること能はず、終に成功に至らずして中止した。常廣區幸尾春示は當時の富豪で公益心に富んだ、疾く常吉籠築立工事の中止せるのを遺憾とし、憤然自ら主力となつて工

事を繼續した。時に明治二十六年で、工事は大に進捗して三ヶ年を経て明治二十九年に竣功した。即ち明治三十一年十月廿日舊堤塘たる北ノ江新籠榮増集り等に代ふるに、沿海の新堤塘を以てし、縣費支辨となつた。顧みるに、古來堤塘に埋設した樋管は、凡て松角の生木を以て製するのが例で、全村低濕の地排水機關として唯一の樋管之が機能の鋭鈍は、忽ち本村の耕作上及び衛生上にも影響す、されば本村土木工事中堤塘修繕と樋管改造とは、年行事の中主なるもので、人夫及び費金の負擔も實に年々莫大なるものであつた。而して、松角の生木を材料とする樋管は、部分腐敗の速なること之れ實に痛切なる一大恨事である。明治廿六年度に於て當路の志士、人智の進歩に促され、凡て樋管を石造に改めんことを計畫し始めた、即ち時の村長貞包休邑時代から現村長愛野文次郎時代の正四年まで二十餘年間を要して、全村の大小樋管及び河流上に架した算暗渠に至るまで石造に改めた、今富山籠に埋設せし長さ拾間の大形樋管につき、其の構造と製造費とを記して石造と比し、以て参照に供せんに、之を木造とせんか梁木・底板・側壁板・蓋板・押椽等を主要とす、梁木の長一丈以上、巾厚共に七寸内外のもの八本、底板長一丈五尺にして、一尺三寸に六寸のもの十枚、側壁板長一丈五尺にして尺に六寸のもの四五十枚、上下の蓋板長一丈以内で、尺に八寸のもの四五十本、押椽は長一丈五尺にて六寸に六寸のもの八本である。皆松の生木ならざるべからず、其の他椽材を以て貫楔に充て、前後に開門する堅牢の扉板を口徑に箝むべく、輪金帶金を施さなけ

ればならない。此の工に中る大工の手間二百人を要し、其の他地杭と謂つて堤塘を横斷し之を埋設するに當り、台木を左右に屏立る、徑五寸にして長一丈五尺のもの四五十本も要らうか、之が經費昔時は三百圓以内だつたが、今は殆ど一千圓を要し、之を石製とすれば殆ど二倍半の價格となる、昔時木造樋管を使用せし頃は、馬場幸一十數人の職人を使役して専ら之が製造に従事した。今日常廣區宇藤左衛門鹿島川沿岸に樋小屋と稱する葦草腐れ丸木の柱は傾きて建てる一棟は、實に全村樋管の製造所であつた。而して一箇の樋管の堪久力は短きは五六年、長きも十ヶ年を超ゆる能はずして改築に着手した、木材道路の橋梁には、大部分此の古樋管の松角を用ひた、即ち廢物利用をなしたのである、而して今や石造に改築せらるゝに至り、一度埋設を竣れば永久に其の機能を保つに堪ふるを以て、一時の出費木造の及ぶ所にあらざるも、永遠を打算し勞力と資力との節減をなすことを得たことは、實に莫大であつた、殊に其の費金の支途は樋管所在地區の負擔だつたが、石造に改築する毎に縣費の補助を受くるを例とし、其の額亦少くなかつた。之が爲め木造樋管時代に比し、今日の堤塘は層一層の堅牢となつたことは言を待たず、即ち明治二十六年度には、中村區の横澤森區の善次、新籠區の横江三ヶ所の樋管を改造し、明治二十七年度には、中村區の久籠森區の宇津ノ江土井、丸區の西構常廣區の末増及び番床に及び、明治二十八年度には、中村區の定蓮井手區の一本柳に及び、明治二十九年度には、井手區の一本椽を、明治三十年度には、井手區の三本

柳、森區の御所田・善次・宇津ノ江・中村の昆沙門・船河原・横澤に及んだ。但し之れ樋管のみに非ず、舊堤塘其の他の暗渠及び河流の算をも加へて記してゐるやうである。之等の石造改築は其の他にも多く、明治三十一年度には、新籠區の今籠及び中村區横澤に及んだ、明治三十三年度に至り、井手區東部唯一の排水機關たる、集樋管の改造に着手せんとして、當路者の一考を要せざる能はざる事件は發生した。藩制時代井手區は蓮池領に屬し、領主を異にし行政を異にせしを以て、常廣區と共に水利上排水上相互に不利不便を極めた、之れ區域の錯綜せるに由つたのだが、明治維新以後一村内となつて以來は、兩區に對する行政上の煩雜を見るのみか、如上の弊を一掃すること能はなかつた、此の機會に逢着した現村長は爰に棘腕を奮つて其の筋に願ひ出で、先づ左の如うな告示を得た。

縣下藤津郡北鹿島村大字區域左記ノ通り變更ス

明治三十三年六月九日

佐賀縣知事 關

清 英

- 一大字井手ヨリ大字常廣ニ編入ノ分
- 一大字井手字杭 自三五四九番イ 至三五四九番ロ
- 一大字同字箱田 自三五五〇番 至三五五七番
- 一大字同字外通 自三五五八番 至三五六九番
- 一大字同字角田 自三五七〇番イ 至三五七七番

- 一大字同字三十石 自二一二五番イ 至二一九六番
- 一大字同字二本松 自二一九七番 至二二一九番
- 一大字常廣ヨリ大字井手ニ編入ノ分
- 一大字常廣字寄安 自一七五三番 至一七五八番
- 一大字同字江内 自一七五九番 至一七八五番
- 一大字同字琵琶甲 自一七八六番 至一八五五番
- 一大字同字大籠 自三七三九番 至三九三二番

此の區域變更に依つて、凡ての弊害を全く一掃することを得た、今集り樋管改造に當り當路者凝議の結果、再び村長は其の筋に願書を提出した。集り、と大籠在來の樋管とを廢止し、新に井手區の新區域に屬する大籠に、一ヶ所の暗渠と一ヶ所の樋管を新設して、從來井手區東部の排水を集り樋管にて、直に鹽田川に射出せしむることを止め、新設の暗渠を経て大籠に注ぎ、新設の樋管に依り鹽田川に注ぐにあつた、之に依つて大籠は井手區に屬して、始めて灌漑水を得ることゝなつた。

願は直に許可せらる、即ち當年度に於て、井手區は費金千七百五十五圓六十七錢を投じて、此の工事を成功した、而して爰に此の村民をして一新計畫を起さしむる端をなしたのである。元來常吉籠築立設計區域たるや甚だ廣い、先に其の一部を築立て、明治籠と命名したが、

其の殘部を築立つるに當り、二大障害物の常に眼前に横はれるを見て躊躇しつゝあつたが、集り及び大籠の二樋管が廢絶せられて、二大障害物は全く撤去せられ、剩へ集り樋口の鹽田川に向へる一端の接する一帯の瀉地は、築立てずして新地の形勢を呈した。本村有志は之を看破し、常廣區幸尾春示・新籠區塚島都吉郎・井手區田中和吉・同吉田甚三郎の四人は築子を代表して、明治三十七年五月其の筋に届出で、殘部の新地理築工事に着手した。大正の初年には、一旦新地が落成して五穀・木棉・西瓜等土地に適する耕作をなして、大に收穫を見るに至つたが、不幸大正三年の高潮被害の爲に再び荒蕪に屬した。築子等は殆ど寢食を忘れて、之が復舊工事に努力したが、二年餘を経て完成した。即ち先きの新地を明治籠の上に第一を冠し、此の新地を第二明治籠と命名し、同時に新堤塘を以て第一明治籠の北部及び大籠の東部、集り、三堤塘に代へて、縣費支辨を其の筋に願ひ出で許可せられた。是より先明治三十四年二月六日森區内に於ける立石善次、鼻線等の暗渠の改造を告げた。大正三年には一時廢絶して其の跡を止めなかつたが、常廣區内の常元樋管を石造となして再設し、裏町以東番床に至る堤塘附近一帯、惡水停滯の憂を去ることを得た。明治四十四年二月七日新籠區諸岡佐七外廿二名から、富山新地地先公有水面反別三町五反九畝廿歩の埋立出願をなした。

吾人は此に新地理築史を記して章を終らんとするに當り、一言なからざるべからざるものあり、そは大正三年八月二十五日に突發した例の高潮被害のこと之である。一潮の怒濤は折

柄の暴風に煽られて猛威を逞うし、蕩々として本村四周の堤塘を嘗め、忽ちにして百十餘ヶ所の缺壞を生ぜしめた當時の慘狀と、農民が既に耕作を終り、昨日まで日々に黄金の波のそよ吹くことをば、今か／＼と待つた甲斐もなく、二百八十餘町歩と云ふ、全村の過半稻田から秋の稔りをば皆無に歸せしめ、爾來久しく農民に塗炭の苦痛を與へ、その悲境に泣かしたことは忘れやうとして忘れることの出来ない痛恨事であつた。斯くて翌年の秋に至るも矢張り荒蕪の儘で耕作の緒につかない稻田が凡そ百町歩餘に上つた。今や外觀復舊せりとは雖、村民の疲弊は尙且つ三星霜間の苦辛に堪ふことに依つて漸く恢復しつゝある状態である。之を舊記に徴するに、抑も高潮被害の慘禍は、本村にても往々招く所であつたが、其の厄日の二十日前五日と云ふに至つては、既に未曾有の災厄であつたのである。之を要するに天災地變は人世陶冶の試金石である、中りて碎くる瓦石があり、研きて光る寶石がある如うに、再び浮ぶ能はざる悲境に沈淪することもあらん、禍を變じて福となせる人もあらん、而して其の因としては種々あらんも、概ね遊惰放逸の民を戒むるの災厄たらずんばあらずやである。希くは一朝の災厄に屈せず、一夕の艱難に撓まず、只努力して唯々至誠に而して勤勉に、半田尾瀉には尙優に數百町の新地が得られるのである、吾人は誓つて紹龍公の遺業を繼ぎ、茲に益々沃野の擴張を謀らなければならぬ、況んや新地理築法としても今や西洋法の最簡至便なるものあることは、高潮被害後富山籠の復舊工事に於て十分に示されたではないか、か

の道路に敷くに軌道を以てし、其の上にトロツコを置き牛をして之を牽かしめ、雑作なくも土を運ぶ、之れ實に西洋式である、加ふるに今や村民にして櫓を振るつて泥舟を繰縦し能はないものは少ない、思ふに之から舊式の新地築立法なるものは必ずやその跡を絶つてありませう。

(附) 藤津郡鹿島村の干拓

明治以前日本土木史云、

(一)、所在地及地区名

藤津郡鹿島村大字常廣宇富山籠同末増籠

(二)、事業者 舊鹿島藩經營

(三)、開發面積

富山籠 二十六町七反九畝二十九步 内 田十三町三反七畝

末増籠 二十町二反三畝二十二步 内 田十三町八反七畝二十七步

(四)、事業ノ顛末

1、事業施行年代 富山籠安政二年、末増籠元祿七年

2、施行方法 埋立工事

3、移住者ノ招致 當時調査不可能

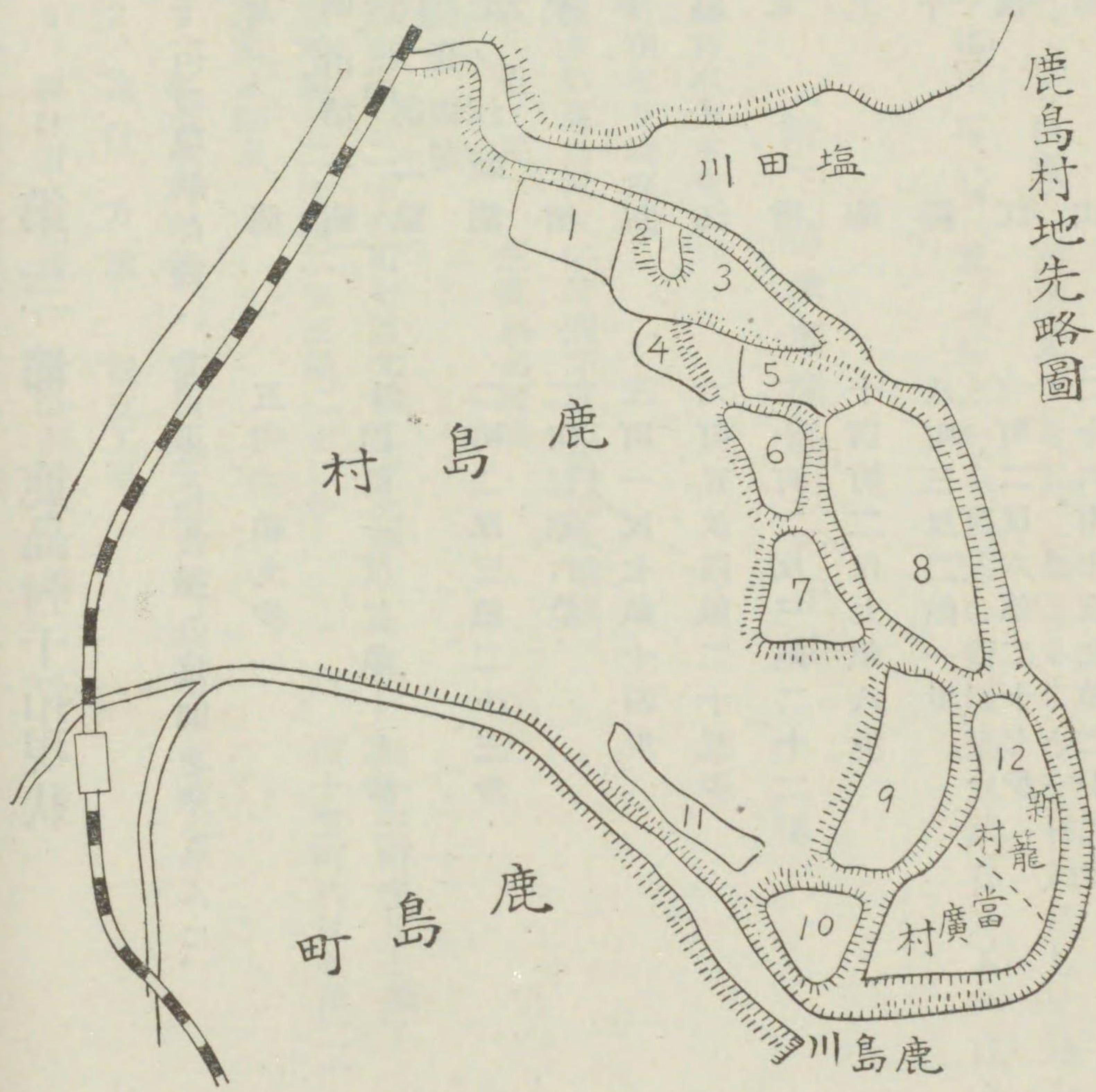
4、經過經費等 不明

第三節 鹿島村干拓現狀

鹿島村干拓の現狀に就いて、次に各擲の反別を示さんに、

(一)	大籠	五町三畝九步
(二)	明治第一籠	十四町一反五畝十七步
(三)	同第二籠	二町二反三畝二十三步
(四)	北ノ江新籠	二町三畝六步
(五)	榮増	三町一反七畝十四步
(六)	平尻	六町五反四畝二十五步
(七)	脇ノ江	二十町二反三畝二十二步
(八)	末増	十四町二反九畝八步
(九)	北海	八町三反二畝一步
(十)	今籠	一町二反六畝二十七步
(十一)	横江	二十六町七反九畝二十九步
(十二)	富山	

鹿島村地先略圖



- | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 富 | 横 | 今 | 北 | 末 | 脇 | 平 | 榮 | 北 | 同 | 明 | 大 |
| 山 | 江 | 籠 | 海 | 増 | 江 | 尻 | 増 | 北 | 同 | 明 | 大 |
| | | | | | | | | ノ | 第 | 治 | |
| | | | | | | | | 江 | 一 | 第 | 籠 |
| | | | | | | | | 新 | 籠 | 二 | (|
| | | | | | | | | 籠 | 籠 | 籠 | 井 |
| | | | | | | | | (| (| (| 手 |
| | | | | | | | | 常 | 常 | 常 | 區 |
| | | | | | | | | 廣 | 廣 | 廣 | 掛 |
| | | | | | | | | 掛 | 掛 | 掛 |) |
| | | | | | | | |) |) |) |) |

第三章 鹿島町の干拓

第一節 鹿島町の概観

南、石木津川尻小舟津から北、鹿島川尻へ南北に一線を劃する大堤塘がある。この大堤塘以西の鹿島町附近までは、大體海跡平野たる冲積地だが、先づ自然陸化の開墾地と見るのが妥当であらう。往昔日本武尊は、世間から御船を現在の藤津へと進め給ふたとの傳説をも思ひ合すべきであらう。然し以東の地は所謂人為的干拓地で、鹿島村のそれと同じく大部分は、鹿島藩主の手によつて經營されたものである。

第二節 鹿島町干拓沿革

(一) 重ノ木籠 面積凡そ二十五町歩。藩祖直朝公の直營である。重木部落堤塘上に祀つた直朝神社の銘に「寛文元年 重木籠築造 明治十九丙戌年改建立焉」とあり、今を去る二百八十年前、藩主直朝公が御經營になつたことを物語つてゐる。重木には昔から毎年秋彼岸

に二日間にわたり「直朝祭」があり、公の餘澤を讃へてゐる。維新前まではこの毎年の祭事には、藩主又は藩主代理が親しく臨場されたさうである。

(二) 秀籠・山田籠 直朝公の御事業で元祿初年(二年)の築造である。

(三) 小籠 元祿九年築造

(四) 六角籠 貞享三年築造 直朝公の御事業

(五) 梅崎籠 鹿島藩士梅崎彌惣右衛門家久(時に四十七歳)は、寛政元年同藩御當役家老某

の愆愆に依り、息都一郎根敦(時に二十二歳)と共に、重ノ木東端鋤先籠の築立を始め、

粉骨碎身七ヶ年の後一町餘の干拓を成就し、藩主直宜公の允許を得て梅崎籠と名付け、通

稱「トイチ籠」と云ふ。寛政九年十一月父子特に席祿加増せらる。現今支族梅崎亥三氏等

の共有に屬す。

寛政七年八月現地に同家より御髮大明神並に八大龍王の小石祠を奉祀し、後琴路神社の攝社に編入せらる。昭和十三年鹿島川河川改修工事の爲め同社地亦潰地となり、重ノ木直朝神社境内に假遷宮せり(鹿島町役場調査)。

以上の外寛文十一年に成つた寄合籠、元祿九年に成つた小籠や、新ヶ江籠・稻毛籠等があるが詳細は不明である。尤も昭和二年農林省農務局調査による「舊藩時代の耕地擴張に關する調査」には、これ等の諸擲も總て直朝公の御事業となつてゐる。

(附) 藤津郡鹿島町の干拓

明治以前日本土木史云、

(一)、所在地及地區名

1、藤津郡鹿島町大字高津原地内 觀瀟堤、面積一町六反四畝歩

2、同 大字高津原地内西堤、同時ニ一里餘ノ水道(木庭水道)ヲ開鑿ス

3、鹿島町大字高津原地内 吹上堤、一反歩

4、鹿島町大字高津原地内 西下堤、四反歩

5、同 大字重ノ木六角籠開田畑 面積七町六反十五歩

6、同 寄合籠 同 二町四反八畝二歩

7、同 秀籠 同 八町一反九畝十五歩

8、同 小籠 同 二町一反七畝十四歩

(二)、事業者 舊鹿島藩主鍋島直朝

(三)、開發面積 第一項下記ノ通り

(四)、事業ノ顛末

1、觀瀟堤、西堤及木庭水道ハ寛文六年ニ成ル

2、吹上堤 寛文十二年ニ成ル

3、西ノ下堤 貞享年間中ニ成ル

- 4、六角籠 貞享三年ニ成ル
- 5、寄合籠 寛文十一年ニ成ル
- 6、秀籠 元禄二年ニ成ル
- 7、小籠 元禄九年ニ成ル

施行ノ方法 畑ヲ田ニ開拓シ又ハ海面ヲ埋立テ灌漑水トシテ開田ニ要スル分ハ水道ヲ開鑿シテ上流ヨリ水ヲ引用シ以テ産業ヲ勃興シ舊藩士民ヲシテ各其途ニ安セシムルニアリ

第三節 鹿島町干拓現況

鹿島町の干拓現況を土地臺帳に就いて調べれば、次の通りである。

- (一) 重ノ木籠 約二十五町歩 (この内清右衛門籠五町四反二畝六歩を含む)
- (二) 秀籠 九町四反二十四歩
- (三) 山田籠 五町八反四畝八歩
- (四) 六角籠 七町七反五畝二十四歩
- (五) 梅崎籠 壹町九反一畝六歩
- (六) 新ヶ江籠 壹町六反五畝三歩
- (七) 稻毛籠 四町三反二歩

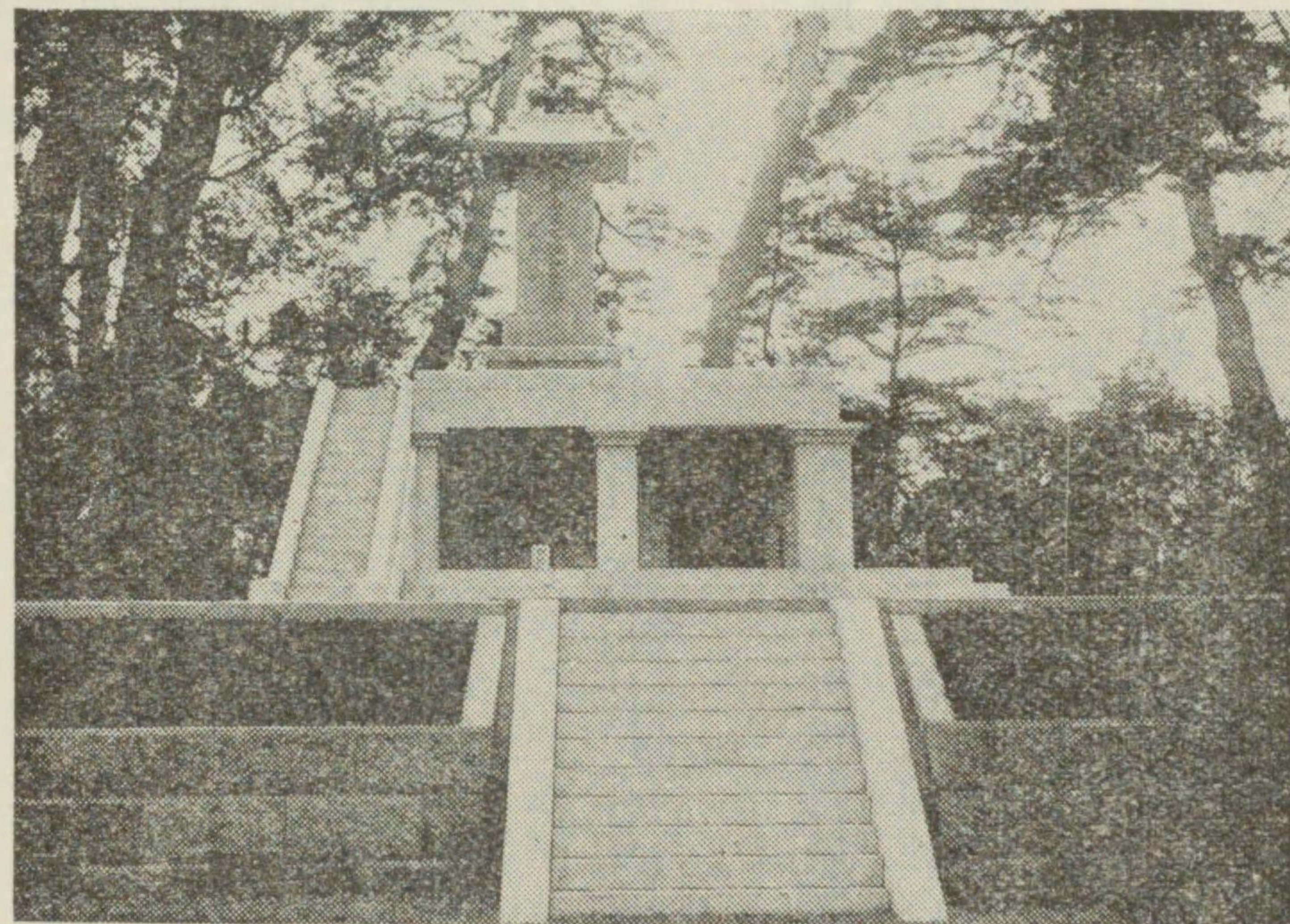
- (八) 川良籠 五町六畝二十二歩
- (九) 堂籠 七町一反三畝一歩
- (一〇) 古川籠 四反七畝十二歩
- (一一) 大籠 (石木津川南側) 二町一反七畝十四歩
- (一二) 小籠 二町四反八畝二歩
- (一三) 寄合籠

第四節 干拓の恩神紹龍公

昭和十三年十月十五日鹿島町長勝屋弘治氏等の發議で、干拓の恩神紹龍直朝公の追徳碑が高津原の舊城址、公を祀つた松蔭神社の社側に建てられた。追徳碑の題字は、公の遠孫直繩子爵の筆に成り、その碑銘は公が一生の御鴻業を記して餘あるものがある。

追徳碑銘

公ハ舊鹿島藩第三代ノ藩主ナリ實ハ宗家勝茂公ノ第五子元和八年佐賀城ニ生ル十五歳ニシテ正茂公ノ養子トナリ鹿島ニ來リ封ヲ襲キ 寛永十七年十二月從五位下和泉守刑部大輔ニ叙任セラル天資雄邁才文武ヲ兼ネ龍造寺隆



鍋島直朝公追徳碑

信公ノ孫女ヲ娶リ格峯禪師並直條公ヲ産ム 萬治三年七月夫人卒ス茲ニ於テ寛文二年後陽成天皇ノ曾孫女ニシテ内大臣花山院定好公ノ女萬子媛(後ノ祐徳院殿)ヲ迎ヘテ後妻トナシ二子ヲ生ム。

公常ニ意ヲ民政ニ留メ領内ノ福利ヲ計ル即チ高津原、水梨、鮎越、深山、諸星、等ノ原頭ニ堤塘ヲ築キ水道ヲ設ケ以テ灌溉ノ便ヲ謀ル其ノ最モ長キハ蜿蜒里餘ニ及フ爲メニ荒蕪ノ地ハ變シテ美田トナリ其廣袤實ニ數百町歩今尙能古見村、鹿島町八ヶ區水利組合及古枝村濱町水利組合等アリ 又濱町鹿島村等有明沿岸ニ干拓ノ業ヲ起シ鹵岸ノ地ヲ埋築シテ新田ヲ開拓スルコト數次面積二百町歩ニ上レリ其他藩主ノ身ヲ以テ自ラ蓑笠ヲ着シ風雨ヲ冒シ先頭ニ立チテ殖林ニ努メ水旱ノ害ヲ除キ井堰ノ制ヲ定メテ水利ノ争ヲ除ク傍ラ製陶ノ業ヲ始ムル等専ラ利用厚生ノ道ヲ講シ治績大ニ上ル爲メニ領内無頼ノ徒ナク戸口頻リニ繁シ延ヒテ今日ニ至ルモ郷土民 公ノ恩澤ニ浴スルコト枚擧ニ暇アラス地方三尺ノ童子ト雖モ今ニ紹龍公ノ名ヲ記セサルナシ蓋シ公老テ薙髮シ紹龍ト號セラル。

公又劍法ヲ柳生但馬守同飛彈守ニ兵法ヲ堀江甚三郎ニ學ヒ其他神道、禪、書法等蘊奧ヲ極メサルナシ寶永六年十一月卒ス齡八十又八圓福山普明寺ニ葬ル宜ナル哉公ノ卒去後地方民公ノ遺徳ヲ慕ヒ松蔭神社ノ外廣平、花木庭、鮎越、鷺ノ巢、重ノ木、等ニ恩瓊ノ神トシテ公ヲ祀リ報賽絶ルナシ官亦公ノ功ヲ録シ明治四十四年正四位ヲ追贈セラル。

左ニ公ノ一首ヲ録シ以テ國雅ニ精通セラレシト琴瑟ノ濃ナリシ一端ヲ偲ヘントス

詠祐徳院八十賀和歌

紹龍 八十四歳

しるらめやけふは八十路にあひ生の

松にそ契る千代のためしを

公治世ノ間其德澤ノ洽キ天ノ覆ヘルカ如ク三百年後ノ今日尙ホ舊領内均シク其遺徳ノ潤ハサルナク實ニ地ノ載スルカ如シ地方民亦公ヲ敬ヒ公ヲ慕フノ情切ナル敢テ時ノ古今ヲ論セサルナリ 然ルニ神社ニ祀ル外公ヲ偲フ何等ノ施設ナシ蓋シ時人ノ多クハ敬慕ノ極神社ニ祀ル又將タ何ヲカ要センヤノ感ニ出テタルナランモ如上ノ事實ヲ傳フル上ニ於テ寔ニ遺憾ノ點ナシトセス茲ニ舊領地鹿島町、鹿島村、能古見村、古枝村、及ヒ濱町内有志胥謀リ遠孫貴族院議員從三位勳四等子爵鍋島直繩公ニ題字ヲ乞ヒ公ヲ祀ル縣社松蔭神社ノ邊風光明媚旭ヶ丘上ニ追徳ノ碑ヲ建テ以テ後世ニ其德政ノ一端ヲ傳ヘントス

昭和十三年十月十五日

鹿島町長 勝屋弘治
鹿島村長 愛野時一郎

能古見村長	井手口達一
古枝村長	三原仙三
濱町長	松尾彦太郎
祐徳稻荷神社々司	勝屋弘義
崇敬者總代	山崎常雄
同	原忠一
同	倉崎喜作
同	森田廣太郎
同	伊東嘉太郎
同	掛園齋一
松蔭神社々司	中西治三郎
崇敬者總代	小池幸一
同	水頭碧
同	梅崎玄三
同	松浦茂
同	勝屋弘義
謹選	木庭弘
謹書	横尾弘
設計	貞梢

第四章 濱町の干拓

第一節 濱町の概観

鐵道長崎線路を境とし、以東の地が干拓地で、濱川・石木津の二川の間には町添・福添・吉村・松岡・嶽山・福吉・岩岡等の七籠があり、それら境界土居が現存してゐる。濱川向う側に岡山・西葉の二籠があり、西葉籠の大部は七浦村に屬す。これ等の諸干拓は、總て舊藩時代の事業であるやうだが、たゞ徴證資料に缺くる所のあるのを遺憾とする。

第二節 濱町干拓沿革

濱町干拓の中福添籠は、鹿島町役場の調査によつて、次の如き資料を得た。即ち「濱・福副籠の築立、鹿島梅崎權左衛門信定は、直朝公の時代に「原田・犬塚・北御門諸氏と共同して、潮を冒し新地を濱の東に築き、之を名けて福副籠と曰ふ、凡五十石餘あり、而して十六石は梅崎に屬す」云々。註、原田と記せるは或は原、又は原口かも知れぬ、と。又當地方古

老の言によれば、福吉・岩岡の二籠も、それと同時に築造したものだとの言傳へがある、との事である。尙吉村籠の北側大籠（石木津川の南側）は、現在鹿島町に屬してゐるが、直朝公の干拓御事業に濱籠築立の事があるが、或はこの大籠であつたかも知れぬ。何れにしても濱町の干拓に就いては資料が乏しいので、之を後日の研究調査に俟つより外は致方がない。

第三節 濱町干拓の現況

濱町干拓の現況を土地臺帳に就いて調べれば、次の通りである。

(一)	町	添	五町二反七畝五歩
(二)	番	所	一町六反三畝十四歩
(三)	福	添	七町八反九畝二十七歩
(四)	吉	村	五町六反八畝二十二歩
(五)	松	岡	八町一畝二十六歩
(六)	嶽	山	五町二反七畝二十五歩
(七)	福	吉	十町六反六畝十四歩
(八)	岩	岡	十三町六反二畝十三歩

約三町一反

(九) 岡山籠

六町二反四畝十四歩

(一〇) 西葉籠
因に此の西葉籠は、明治二年松本三右衛門が築立てたものである。

(附) 鹿島藩の新天地考 (縣社祐徳稻荷神社史續編)

(一)、新籠干拓

天正元年（二二三三年）より始め、築立役頭には納富清左衛門、小奉行には足輕中原與右衛門任ぜらる。藩主直朝が封に就きし時は、既に竣功に屬す。仍而直朝は之に移住を奨勵し、移住者には屋敷地を一戸宛壹畝歩づゝ給與し、尙ほ水道（例の殿の溝）を此に穿つ等、種々の便宜を興へたれば、忽ちにして二十戸から成る新地部落を得たり。舊記には移民の氏名出所等を、各屋敷地に明記した部落圖をもあつたが、今その所在を失したのほ惜しい。

(二)、半田尾潟地先及び鹽田川沿岸を干拓す

直朝は、宗藩に請ひ、半田尾潟の藩地先の干拓を成就して、耕地を擴張せんを企て、その延寶四年（二三三六年）よりは脇江を、同六年（二三三八年）よりは平尻を、同七年よりは北海を、貞享二年（二三四五年）よりは今籠を、此の翌三年高津原西の下堤築立が成つて灌漑も十分に行はれた。元祿七年（二三五四年）よりは末増の新地を干拓し、さらに鹽田川に沿ひて江内・琵琶甲・大籠をも干拓し、遂に蓮池領の井手三部を、それらの新地にて現今の如く圍繞するに至つた。

(三)、私費を以て梅崎範を築く

元祿以後は、干拓地も所謂守成期に入り、時には風浪の威を揮ふがまゝに委して顧みざりしこともありしが、常にその護岸石を遠く諫早より運び來つて、堤塘を堅固ならしめしが、天保の初年に及び、該石を杵島郡の牛間田に得るや、爾來工事も頓に進捗せしが、農家は茲に久しく荒廢の跡を受けて、耕作の收支計算も今は相償はない所から、孰もその竣工を期するの意無く、藩としても時に亦出費續かず、之を如何ともすること能はざるの狀態であつた。

此の秋に當り、梅崎彌惣右衛門なる者あり、是を數ぎ遂に藩主直彜・直永の二代に亘つて、屢々献米してその費用に充て、以て漸く竣功を見るに至つた。

彌惣右衛門は、此の效績に依つて、侍格に進められ、漸次増祿せられて四十石に及んだが、後三家に別れたが、嫡子は都一を通名とし、家督を襲いで彌惣右衛門と改稱するを家例とした。

曾て寛政年中、都一は鋤先籠と稱する新地の荒廢して顧みられないのを慨し、私費を以て之を干拓し、同七年(二四五五年)見事その功を竣へた。反別は僅に壹町貳反餘歩に過ぎざれども、その父祖以來傳統の國益増進の志の致す所にして、現に之を梅崎籠と稱しつゝある。

傳云、梅崎氏は元來龍造寺の遺臣で、かの天正十二年隆信島原に於て戰死するや、時に乳母の懷にあつて、我が鹿島の地に落ちて來たものである。

(四)、水梨堤を築立灌漑の便を圖らる

文化六年十二月七日

水梨堤 水神勸請

同十二月八日

水梨堤其他築立願御年譜其外舊記取調左之通りの意味佐嘉申越す

右舊記寛文十一年萬左谷と申す場所へ新堤築立慶安三年水無堤築立寛文六年七年にかけ高津原東西之堤築立延寶三年船越堤築立貞享年中高津原西の下堤築立相成候年限御年譜御書載相見候乍然右舊記は先年元祿年中御屋形出火の節皆以て致燒失御願等の委細難差分候其後は寶曆年中打續きの早魃に付同四年能古見郷花木庭谷へ新堤築立度百性中より願出候ニ付取掛相成候故……三千人講……以下畧
明和八年又々願出ありたり

十二月十二日

水梨新堤普請方爲見分當役始め一役一人罷越候

十二月十五日

云云……早魃に付……見計候處水梨子と申す場所凡畝方一町程の地面古堤跡の形相見○殿取扱ニ付此節改めて相築申度奉願候條御仁惠之御評議を以て被相濟被下度奉存候——以上佐賀御願の口上書也

文化七年正月二十六日

水梨堤築立佐賀御願一件聞番筋を以て小城蓮池類例御聞纏相成候處右へ準る例無之尤築廣笠置等の義は屋はり一手にて御願の御手数數無之由其内過分の出夫無之てハ不相叶御加勢夫郡方筋を以て相願候義も有之候一躰御加勢

夫等不被相願候得者御願の御手数にも及間敷段昨日軍兵衛此御役所罷出致相達候に付一昨日佐嘉表へ態度飛脚を以て御願一件急に願書差出候通り田澤次郎大夫申越置候故先以願書之義筋々差出候義懸合置候様申越候

二十九日

水梨堤築立一件……願書認替差出度云云……

水梨堤築立一件云云……願下の件不都合にも相見候故其手数ニ及間敷云云……

二月十三日

水梨堤御築立ニ付佐賀御願等相成居候末云云……埒明不申候ニ付ては一先佐賀表之義見分等無之内願下相成候様云云……

前條の譯に付堤築方の義當時御見合相成候

二月廿八日

水梨谷堤一件ニ付先日より岡新左衛門勝屋政四郎佐嘉罷越候處御用向荒方相濟候ニ付昨夜罷歸り候段相達候

三月二十日

水無堤床爲見分明廿一日より左の人数其表罷越候段佐嘉より申來候

會所御與方	岩	松	與	兵	衛	郡	目	付	彌	永	權	十		
奉行役	松	永	竹	左	衛	門	小	奉	行	兼	田	中	惠	助

右ニ付旅宿之義罷古見大庄屋宅致山宿候通り取計候様郡方へ相達候

(四) 横田に新堤を築立てらる

文化十三年十月

横田村新堤之義去昨御築立相成候處末成就不相成候ニ付今又御成就被成下度段願出候ニ付郷普請方にて積合取渡付候處地積帳を以て相伺候依之御詮議之上御別條無之段御普請方へ相達候尤夫飯米之義は御仕組方より被差出候筈也

(六) 平尻・末増等の堤塘工事費を献す

常廣の中原判左衛門は、代々庄屋の家だが、彌惣右衛門の事績に倣つて、平尻及び末増等の堤塘工事費を屢々献米し、その總額は五百四十俵に達したが、天保年中藩主直永は之を嘉賞して、判左衛門を小姓に進め、次第に切米を増され、又御免地として宅地四畝餘をも拜領した。

時に之等の干拓工事を督するため、新籠庵に役所を設置し、郷普請役吉田與左衛門・武富龍藏等を此に出勤せしめたが、献米等の效と相俟つて、弘化四年(二五〇七年)に至つて竣功を告げ、漸くその荒廢を免かれたものである。

(七) 直彬富山籠を成就す

安政四年(二五一七年)藩主直彬は、既に一度百餘年前に起工されたが、風波の爲め中止、荒廢に委せられて居た、富山籠の干拓に着手し、苦心を重ねて漸く慶應二年(二五二六年)に至つて之が竣工を見た。
鹿島藩日記云、

慶應元年十二月十九日富山新地干拓成ル、工ヲ起シテ十ヶ年、四十町、重役ニ賞賜ス。

二百年以前ヨリエヲ始メシニ、風波ノタメ失敗スルコト三回ニ及ブ。
五宮神社ニ石燈籠一對ヲ奉納ス。

(八)、第一明治籠、幸尾春示の手に成就す

明治十六年(二五四三年)幸尾春示は、第一明治籠の干拓を發起し、之亦相當困難に逢着したが、結局三ヶ年を要して竣成するに至つた。

春示は更に第二明治籠の干拓をも企圖したが、之は井手區東北隅にある集樋管の水勢に妨げられて、工事聊も進捗せず、その儘行腦みの状態であつたが、大正三年かの大洪水の跡を受け、堤塘に一大修繕が加へられ、同時に縣に於て集樋管の位置を變更されるに及び、曩の干拓工事は着々進んで、爰に漸く竣成の域に達したものである。

(九)、諸岡佐七等富山籠の地先を干拓す

明治四十四年(二五七一年)に至つて諸岡佐七等は、富山籠の地先の、鹿島川に面した所に、三町六反の干拓地を成就した。

第五章 鹽田郷の干拓

第一節 鹽田郷の概観

佐嘉藩郷村帳に見ゆる鹽田郷は、殆んど全部が蓮池私領となつてゐて

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 一、下童村 | 一、三ヶ崎村 | 一、下童新村 |
| 一、石垣村 | 一、谷所村 | 一、五町田村 |
| 一、袋村 | 一、眞崎村 | 一、大牟田村 |
| 一、福富村 | 一、井手村 | 一、常廣村 |
| 一、伏原村 | 一、馬場下村 | 一、美野村 |
| 一、鍋野村 | 一、鹽吹村 | 一、上久間村 |
| 一、下久間村 | 一、鹽田町 | 一、同町分 |
| 一、西牟田 | 一、西冬野村 | 一、志田村 |

の各村で、之を現在の町村に振當てる時は、鹽田町を中心に、久間・五町田・鹿島村及び鹿島町にも及んでゐる。

三ヶ崎や眞崎の二ヶ村が、往時の海岸地帯であつたことは、別述してゐる通りであるが、福富村・井手村、さては常廣の大部が干拓地であつたことは、云ふまでもあるまい。ことに井手村の如きは、優に地米の壹千石を得てゐたもので、常廣にしても元々三百石の地米であつたのが、この干拓の爲め相當石高の高められたことは云ふまでもあるまい。

常廣井手の如き、今日鹿島村に屬する所は、既前章之を述べた。依而此では現在の鹽間・

五町田・久間の、所謂鹽田三町村に就いて、之を述べてみたいと思ふ。

第二節 鹽田郷の干拓沿革

鹽田郷の内常廣・井手等の現在鹿島村に屬する方面の大部が干拓に依つて出來たことは、前にも述べた通りであるが、今日の鹽田町・久間村・五町田村方面の土地の一部は、矢張鹽田川河川干拓の結果、竣成したものであるやうで、前述瀬頭酒屋主人が、貝殻の附着した出土物を得た等は、その好適例でありませう。さて慶長繪圖を按ずるに、鹽田郷内では、何と云つても鹽田が中心で、その石高の如きは五千八十石一升五合であり、志田も久間村もその鹽田の内となつてゐる。尙ほ此に注意すべきは、現在五町田村内の美濃で、之が嬉野等と共に上吉田の内に入つてゐる。而して遺は常廣城で、その高も七千五百一石二斗五升六合二勺二才となつて、今日の鹿島地方に濱（高、七千七百六十八石二斗六升三合九勺七才）と相竝んで君臨してゐる。無論冬野等は白石の中に入つてゐた。結局當年の鹽田郷としては、その總石高から云へば一萬二千五百八十一石二斗六升六合七勺二才で、之をその後百年海濱に河川の周邊に新地が荅に築立てられつゝあつた元祿繪圖の大波村（式浪村、二百三石餘）、南大草野村（三百二十七石餘）、北大草野村（三百三十二石餘）、鍋野村（五十一石餘）、美濃村（五

百七十二石餘）、鹽吹村（十三石餘）、上久間村（六百七十八石餘）、馬場下町（五百七十四石餘）、下久間村（五百十二石餘）、鹽田村（百八石餘）、五町田村（六百八十九石餘）、石垣村（二百四十七石餘）、谷所村（三百三石餘）、鳥坂村（千四十七石）、淺浦村（二百四十八石餘）、伏原村（二百四十二石餘）、下童村（二百二十餘石）、西牟田村（六百八十三石餘）、中牟田村（七百七十三石餘）、福呂村（千四十五石餘）、大牟田村（三百十四石餘）、中村（千四百五石餘）、森村（八百二十四石餘）、鹿島村（二十八石餘）、井手方村（千三百六十四石餘）、常廣村（千二百八十二石餘）、小船津村（九百四十六石餘）、の總計石高は大凡壹萬五千石となつてゐる。而して此の元祿繪圖には、尙ほ三ヶ崎村茅土井や眞崎村等は見えないで、鹿島私領として新籠村や土井丸村が石高無しで載せられてゐる。無論その名の示す如く干拓地である。

以上の如く鹽田郷には今日の鹽田川をグンと遡つて、そこに大波村と云ひ鹽吹村等云ふ、而も鯨が潮吹いたことから名付けられた等云ふ傳説を持つ如うに、大古は隨分上手の方まで潮高滿川のその名に背かず、江岸が潤く灣入してゐるに相違ない。それが少くも慶長から元祿にかけて、漸く狭められては、その河岸に美田が生れて行つたもので、その大括りの大役を果したものとすれば、我が鹿島・蓮池の兩藩主で就中、鹿島藩主直朝・直郷・直彬の三公や、蓮池藩主直之・直與の二公、並に鹽田郷の庄屋前田仲右衛門等の功業に俟つ所が多い。佐賀縣郷土教育資料云

伸右衛門も土木の術に長ずるを以て、溝渠を穿つて水利の便を開き、蕪田を拓いて良田となし、以て郷民を救はんと志した。當時馬場下村の田地が礮确で、耕地に適せないのを見るや、此に堤防を切斷して鳥の羽重ねと爲したが、洪水の際等泥水が其處に沈澱して、遂に良田となつて以て現在に至つてゐる。彼の五町田から中村を經、井手村常廣に通ずる新水道の如きも、伸右衛門の計畫に成るものだと云はれ、更にその貢獻は獨り鹽田郷のみならず、杵島郡大日村にまで及んで永島の溜池を開鑿し、又上野村に玉島の池をも設けて、永く同地に旱害の患なからしめた。此兩堤の代地として、大日村から六町三段餘の土地を武雄領にやつて居る。今に永島村地内に代地と稱する場所があるのがそれである。特に伸右衛門が、その一代の力を傾注したのは子弟育英の業であつた、寶曆十二年鹽田學寮を創設して、村内の幼童青年三十餘名を集め、多久邑から尾形一精を招聘して教授の任に當らしめた。而して伸右衛門は久間村の荒蕪地五町歩餘を開墾し、其收入米の三石一斗を藩に請うて、その學資に充て以て學寮の維持を十分ならしめ、以て後年鹽田學寮觀瀾亭の基礎を作つたものである。尙ほ次の明治以前日本土木史に載する所亦、伸右衛門等の功勞を物語つてゐるやうだから、此に拜借しておく。

其 一 藤津郡鹽田町鹽田川右岸堤防

(一) 所在地及地區名

藤津郡鹽田町大字馬場下區鹽田川右岸堤防

(二) 事業 者 前田伸右工門

(三) 開發 面積 鹽田町大字馬場下開地積約六十町歩ニ對スル堤防延長約千七百間

(四) 事業ノ顛末

鹽田町ハ元蓮池藩ニ屬スル鹽田郷ニシテ享保十七年大凶年打續キ又大洪水ノ爲メ約二百町歩ハ恰モ荒野ノ如ク荒廢セリ時ノ藩主ハ幕府ニ其由ヲ報スル事アリテ農民ノ悲慘ヲ訴ヘシカハ幕府ヨリハ相當ノ給米ヲ惠マレ其ノ困窮ヲ救ヘリ此ノ時ニ於テ鹽田境內ノ憂ヲ防止センカ爲メ寶曆十三年時ノ庄屋前田伸右衛門氏鹽田ノ水利ヲ計リ灌漑ヲ便ナラシムル爲メ堤塘ヲ設ケ大ニ農事ノ便ヲ計リ又大ニ開拓スル所アリテ村民今尙其ノ恩澤ヲ蒙レリ

(五) 其他參考トナルヘキ事項

明和三年頃時ノ藩主鍋島直温公鹽田郷ノ領主ノ時代ニ於テ時ノ幕府ハ工事ノ賦課制ヲ設ケル所アリシカ同六年ハ非常ノ凶年ニシテ五穀實ラス七年八月大風雨ノ被害甚シク村民困窮スル所アリタリ天明二年四月鹽田川ノ流域ヨリ二岐ニ水溝ヲ設ケル所アリ一ハ馬場下ヨリ鹽田ヘ一ハ鹿島村井手村ニ水路ヲ設ケ鹿島村常廣ニ灌漑工事ヲ企ツ此等モ皆同氏主トシテ周旋盡力セリ今ノ柳瀬井堰是レナリ

其二 藤津郡鹽田町式浪井堰

(一) 所在地及地區名

鹽田町大字大草野字式浪字鶴川原地内式浪井堰

(二) 事業 者 村民經營ニシテ一ノ瀬某

(三) 開發 面積 開田面積約二十町歩ニシテ之ニ伴フ井堰並水溝大工事

(四) 事業ノ顛末

事業施行年代元祿年間ニシテ傳説ニヨレハ一ノ瀬某ナルモノ鍋野村ヨリ移住シ來リテ此ノ工事ヲ企ツ水溝ハ其ノ村内ノ洗ヒ川トナシテ灌溉兼用トセリ村民今尙其ノ恩澤ヲ蒙レリ

其三 證

文

一、柳瀬新井手間數拾八間之事

一、右井手瀬並より高貳尺板關にして其上土俵貳重之事

一、下川原渡場并新井手上下左右新井手に付き崩所永々普請可相調事

一、新井手溝に付て馬場下村五町田村田畑洪水之節過分水洗否所相成候節は双方役人立會見分之上否米可差出事

一、新井手に付て五町田村水除土井幸崎どゝろ橋より下間數三百六拾間程天神森下迄高三尺筭築永々修理可相調事

一、馬場下村はじ土井間數貳百八拾間筭築右同斷

一、水除土井外御山道新水道鎖前井樋長四間内法壹尺五寸方にして相部永々修理部代者可相調事

一、水除土井水道筋井樋鎖前井樋にして長九間内法壹尺五寸方にして右同斷

一、五町田村内壹本黒木拾貳角小溝底樋長貳間内法壹尺五寸方にて右同斷

一、壹本黒木拾九角より三拾貳角の内懸樋長貳間内法七寸にして三ツ内法五寸にして六ツメ九ツ永々相掛可相調事

一、袋溝筋底井樋長五間内法壹尺五寸方にして鎖井樋相部永々修理部代等可相調事

一、あまか橋溝筋底井樋長三間内法壹尺五寸方にして右同斷

一、牟田溝尼ヶ橋溝袋溝筋底井樋部ノ儀溝底より間杖三尺土下へ部之事右にて障所有之井樋低め候半而不叶候節は何時にも末々部替可申事

一、貳本黒木拾角同拾七角四本黒木五角迄底井樋長五拾間内法壹尺五寸方にして井樋口鎖前にして右同斷此外凡拾間程宛にして明間四ヶ所長四間にして刻方を以相定置候但此明間左右隈壹間横横三間にして相定候事

一、新井手溝口より水乗不申候節は新溝筋所々鎖前井樋鎖戸堅して置溝口より水乗候節鎖戸明可申事

一、新溝横幅四間三間半三間所々相定其内溝壹間宛左右隈にして可差置事尤溝筋壹間外崩欠所時々普請可相調事

一、新溝堀上ヶ土其所へ差置申間敷事

一、新溝筋所々鎖井樋明ヶ立役五町田村へ相立置横井手番之者より釣合無迦相置遣可申事

一、右水道筋小橋三所永々可相懸事

一、日吉井手并五町田横井手格式前々よりの仕來之通年々井手揚等相違有之間敷事

一、新溝筋田畑四反廿七歩半物成米諸懸り物入て米拾石壹斗七升壹合毎年十一月十五日限鹽田大庄屋迄無滯可相渡事尤長惣間數三百九拾間貳尺三寸畝歩刻方横帳別紙有り

但長間數三拾貳間五尺横四間にして内土井堀間數長四間半入て

一、田數四畝拾歩

朝日坊内

右費地朝日坊相對取合可致事

一、右新井手新溝に付下川原渡場其外其外間所出來候へ、何時も右井手溝引可申事

附り間所出來に付井手溝引候節には借地の儀に候條元々の通り田畑に仕直可差返事

一、井手村常廣三部村新井手水分け此方同前巡路可有御座事

一、費地代米修理方永々井手村三部村鹿島郷刻掛を以可相調事

一、井手壇用土場請地之儀段々入用次第可申請事

附井手關普請用石永々乞答を以可申請事

朝日坊南田用

一、長貳間内法四寸懸樋壹ツ永々可相渡事

但尼ヶ橋東打水所用

一、長貳間内法壹尺方懸樋貳ツ永々可相渡事

一、新溝筋左右隈荒地にして可差置事

今度蓮池御私領鹽田川柳瀬井手上ヶ鹿島領へ耕作用の水引候儀段々及御相談申候處於蓮池茂就御納得右ヶ

條之通申定向後相違有御座間敷候爲其證文指出置候 以上

享保十六年辛亥二月廿七日

山口佐市左衛門 印
西岡作左衛門 印

志賀源左衛門 印

高島 六 衛門 殿

坂 井 仲 殿

副島四郎左衛門 殿

川原彈次左衛門 殿

田嶋 金 左衛門 殿

松尾 彌 右衛門 殿

右ヶ條の通申定之儀御届候向後相違有御座間敷候 以上

板部六郎左衛門 印

右證文年號名前左の通にして向方より壹紙有之候事

享保十六年亥三月

松尾 忠 藏 印
高森與惣右衛門 印
福岡 番 右衛門 印

桃嶋八郎右衛門 殿

古賀 勘 兵 衛 殿

松尾 傳 右衛門 殿

五町田村横井手水流付て申談候覺

一、旱魃之節段々水于詰横井手へ越水なめし竹之上壹寸五歩に相成候節其日より三日半に相當申候刻限より横井

手上の溝々堰留壹日半五寸之越水有之候様の事

附、壹日半の水被差下候上又なめし竹の上壹寸五分の越水相成候はゞ又三日半に相当申候刻限より壹日半の水被差下早魃の間は都て十日に三日は右の割合を以て水被差下候事

但右之通にても水上御私領より者水下私領各別及早魃候ハゞ越水なめし竹の上壹寸五分に相成候即日より五寸の越水壹日半被下左にて三日半相過候而より又々壹日半水被差下早魃の間は右の割合之事

一、右の通にても五寸の越水無之候ハゞ到其時横井手脇へ幅七尺二分にして横井手より五寸下げ井手を拵候て井手上五寸の水被差下然時は本横井手は堰之様可被仰付事

附、打手床出来立洪水の節破損所等有之候はゞ向の普請横井手下の村々より可相整候事

一、右壹日半の水其御方御私領井手兩村常廣村此方私領何茂石高に應じ時刻にて水配當可有之事
附、増水の儀平生水刻の畢竟を以て被相極候其時刻左に書載致し候

但平生の刻割

一、八十四時

内

十八時	中	村
十二時	森	村
十二時	土井丸	村
十五時	常廣	村
六時	嘉島堀	に懸る

十八時

井手兩村

三時

三部村

内

拾壹時貳合六分

鹿島私領

三時七合四分

(井手兩村
常廣村)

右之通時刻の繰には候得共早魃の節の儀に候得ば片々は干付片々は満水致候儀にては不順の儀に候蓮池御私領此方私領水役井村役とも到其節立會にて熟談順路に水配當致可申様相極候事

一、横井手左右砂地にて普請難調所候故横井手脇へ井手を拵へ候節は敷板を作置副其時の部にて板の上を水流し候様可被成事

附、板部候時分は双方役々も立會の事

一、右板其御方へ拵置候儀可被仰付候尤木代釘代大工賃等横井手下の村々にて可差出事

附、右敷板の儀向後其御方に被差置用事の節不手つかへ無之様可被仰付置候事

一、井手床の儀向々共に横井手脇に被相定置候事

右之通今度御相談之上相極り百姓共へも懇々申聞置候條向後御互に聊相違有之間敷候爲後證如件

元文三戊午年四月

志 賀 頼 母 印
相 良 三 郎 兵 衛 印
久 布 白 三 左 衛 門 印

田中源右衛門印

石井又左衛門殿
鍋島五郎太夫殿
松枝善右衛門殿
勝屋織部殿
成富清兵衛殿

一筆啓上候今程各様彌御堅固可被成御座珍重之御事候然者鹽田横井手増水之儀に付鹿島郷百姓共願之趣を以得御相談候處證文御張紙之趣拜見於拙者共も忝致大慶依之證文相認差越申候

一、右證文之内井手床の儀最前百姓共より横井手北脇に仕度旨相煩候得共難被相叶謂御座候哉南脇にと御張紙相見候付鹿島郷庄屋百姓共召寄申聞候處南脇井手床にては水行も弱く氣の毒成由にて何角と申候得共枉て爲致納得候に付申聞候得ば右之通の上は可奉應其意候早天の節南脇井手床にて水不順の儀も御座候はゞ至其節御願可仕由相達候右之譯に候條萬一早天の節水不順の儀も御座候はゞ猶又可被御相談申候條兼て左様御心得可被下候猶委細之儀吉田番右衛門殿迄相達候條御承知可被成候

四月十一日

恐々謹言

志賀頼母俊壽判
相良三郎兵衛常民判
久布白三左衛門法枚判
田中源右衛門利治判

石井又左衛門様
鍋島五郎太夫様

松枝善右衛門様
勝屋織部様
成富清兵衛様

寛政十二庚寅年柳瀬後證文下書取立にて相成候得共試中の儀に付いまた本證文
御取替し無之寫左之通
證文

一、柳瀬新井手間數拾八間之事

一、右井手先年御相談に付取立相成候得共相崩居候後此方私領井手兩村三部村其御私領中村森村土井丸村常廣村新籠村作水用御舫にて再興有之廻水相成に付是迄試之水分相成候處御双方村々不順無之に付以後試通其御私領六部北方私領四部にして水分御相談相決候右に付て普請所其外の儀も四部六部の割合を以て相整候事

附り

一、柳瀬井手板立替并修理普請等迄銀米并竹木丸入用高之内其御私領より六部此方より四部の割合を以て相整候事

附、溝筋普請右同斷之事

一、下川原渡場并新井手上下左右井手に付崩所永々右同斷之割合を以て普請相整候事
一、新井手并溝筋に付馬場下村五町田村田畑洪水之節過分水洗否所相成候節は双方役人立會見分の上否米右同斷の勘定を以可差出候事

- 一、新井手に付て五町田村水除土井幸崎ごゝろ橋より下間敷三百六拾間程天神森下迄高サ三尺笠築修理右同斷の割合を以て相整候事
- 一、水除土井外御御山道新水道鎖前井樋長サ四間内法壹尺五寸方にして相部永々修理部取替等右同斷之事
- 一、水除土井水道筋鎖其井樋長九間内法壹尺五寸法にして右同斷の事
- 一、袋村溝筋朝日坊西底井樋長貳間内法壹尺五寸方にして相部被置候得共天明五巳年石井樋内法壹尺五寸深サ貳尺長貳間にて部越相成候に付ては以後部替修理等右同斷の事
- 一、大牟田村溝筋底井樋長五間内法壹尺五寸方にて相部被置候得共前條同斷に付右同年内法壹尺八寸深サ貳尺五寸長壹丈二尺石井樋部越相成候に付右同斷の事
- 一、尼ヶ橋溝筋底井樋長三間内法壹尺五寸方にして相部被置候得共前條同様石井樋内法壹尺八寸方長壹丈貳尺部越相成候に付以後右同斷の事
- 一、壹本黒木拾九角より三拾二角の内寛長貳間内法七寸にして三ツ内法五寸にして六ツメ九ツ永々四部六部の割合を以て相整候事
- 一、新溝筋横幅四間半所々相定候内溝壹間左右隈にして可差置候尤溝筋壹間外崩欠所所々普請四部六部の割合を以て相整候事
- 一、水量溝幅田數町數よりて丈尺相定候事
- 附、本文丈尺別紙横帳面に有之候事
- 一、水道筋小橋三ヶ所永々普請四部六部の割合を以て相整候事
- 一、新溝筋所々鎖井樋明立役五町田村へ是迄之通相立被置候事

- 一、横井手の儀は以前より御證文に相成居候得共柳瀬新水道廻水御申談相成に付て候以來新水道水分可相准尤近年水勢寡右證文通にては横井手上村々行届不申依て早魃の砌水旱落横井手越水無之節は即日より壹日半横井手上溝々草堰にて水取下其後三日半に相當候刻限より又壹日半右同様取下早魃の間は右の割合にして此節相極め候尤横井手下格別早魃に及び候はゞ双方役々見計の上御證文通板井手節御熟談可有之候併横井手堰整の儀は格別の儀に候得ば是迄の通毎歲御双方立會相整候事
- 附り及後年自然違亂に相成新井手相崩候儀も有之候節は御證文通御双方可相整候事
- 一、日吉井手の儀是迄の通に候事
- 一、新溝筋田畑四反五畝廿七步半物成米諸懸り米入て米六石四斗七升七合の所其御私領より六部此方より四部へ割合を以て毎歲十一月十五日限鹽田大庄屋迄可被相納候事
- 附り新溝床否米別紙横帳面有之候事
- 一、朝日坊溝床費地代米の儀は是迄の通其御方より御相對の事
- 一、新井手に付下川原渡場格別の支所も出來候はゞ御双方御申談の上右井手引の事
- 附り井手溝引方相成候節は前條の割合を以て田畑に相整候事
- 一、井手堰の土場請地の儀段々入用次第可及御熟談候事
- 附り井手堰井溝筋普請用の石永々入用次第可得御熟談候事
- 一、朝日坊南田用長貳間内法四寸懸樋壹ツ永々四部六部の割合を以て相整候事
- 一、尼ヶ橋打水所用長貳間内法壹尺方の掛樋貳ツ永々右同斷
- 一、新溝筋左右隈荒地にして可差置事

右ヶ條之通り定候に付ては向後相違有之間敷候尤村々百姓中にも違亂の儀無之通御互に堅く可申付候仍致御取替置候 以上

年 號 月 日

何 某

何 某 殿

、 殿

右ヶ條之通申定候儀承届候向後違亂之儀有之間敷候 以上

御 當 役 御 家 老

第六章 多良地区の干拓

第一節 多良地区の概観

肥前風土記に所謂託羅郷の地で、「地勢雖少・食物豊足」と勅し給うた如うに、山脈が直ちに海に迫つて、平坦な地域としては極めて狭少である。後年谷間々々の入江を埋築又は干拓して、僅に田地を見たのであるが、景行天皇行幸の當時までは、全く記に載せる通りであつたらうかと思はれる。而も海産物と來たら、それこそ地名の起原を爲すに至つた程豊富であ

つたらしい。今、佐賀として本格的に干拓の事業が行はれた直前、即ち慶長頃の此の地方を窺ふに、單に鹽屋・宮道・乙無・嘉瀬浦・矢ノ浦・飯田・伊福・多良村・糸木・波世浦・龜浦等の名が海岸に並べられて、孰も濱の内と銘打つてあり、又、田古里・岳崎等と記されて浦村の内とされてゐる。然るに約百年後の元祿繪圖に就いて見ると、その海岸には随分遠淺と記された干潟の張出があり、北の方から西葉浦村二十二石餘、母ヶ浦浦村七十石餘、鹽屋浦村百六十石餘、宮田尾浦村百六十石餘、音成浦村百八石餘、加瀬浦村六十五石餘、矢浦村四十七石餘、飯田村二百三十一石餘、伊福村百五十三石餘、北多良村四百六十二石餘、南多良村五百七拾七石餘、北糸岐村三百四十八石餘、南糸岐村四百九十八石餘、大浦村二百九十二石餘、龜浦村六十六石餘、田古里村四百三十七石餘、竹崎村四十六石餘となつて、それぞれ石高を有した立派な村が完成してをり、而もそれが現在の七浦村・多良村・大浦村とその廣袤に於て大差なく、結局是等の村々は先づ慶長から元祿にかけて、開田される丈け手が附けられたものだと思はねばならぬ。尤もその後とても別記する如うに、各方面の干潟が干拓せられて行つたことは勿論のことであるが、然し同じ干拓といつても、之をかの川副地方や白石地方の、全然泥潟のそれとは随分異なることを知らねばならない。

第二節 大浦村の干拓沿革

七浦村はその名の如く、北から母ヶ浦・鹽屋・音成・矢ノ浦・飯田・江福・伊福等の七浦があり、その末端は孰も水田耕地帯である。これ等の耕地帯は所謂多良岳輻射谷に發達した扇狀地を築造したもので、佐賀・藤津等の平野とは、その生成を異にするが、無論一種の干拓であるには相違ない。但しその築造年代が不明な點丈は遺憾とする所だが、濱村八本木に東隣した西葉籠(一名龍源寺籠といふ)は沖積地の干拓で、佐賀・藤津平野のそれと全然同様である。此籠寛政年間に松本三右衛門なる人が自費を投じて起工したもので、その人夫の如きは遠く佐賀・福岡方面からまで之を招致して、事業を完成したといひ傳へられてゐる。現存せる干拓地は、次の通りである。

- (一) 西葉籠 二十町歩
- (二) 母ヶ浦籠 三町五反歩
- (三) 鹽屋籠 四町歩
- (四) 音成籠 八町歩
- (五) 矢ノ浦籠 四町五反歩

- (六) 飯田籠 七町歩
- (七) 江福籠 三町二反歩
- (八) 伊福籠 五町歩

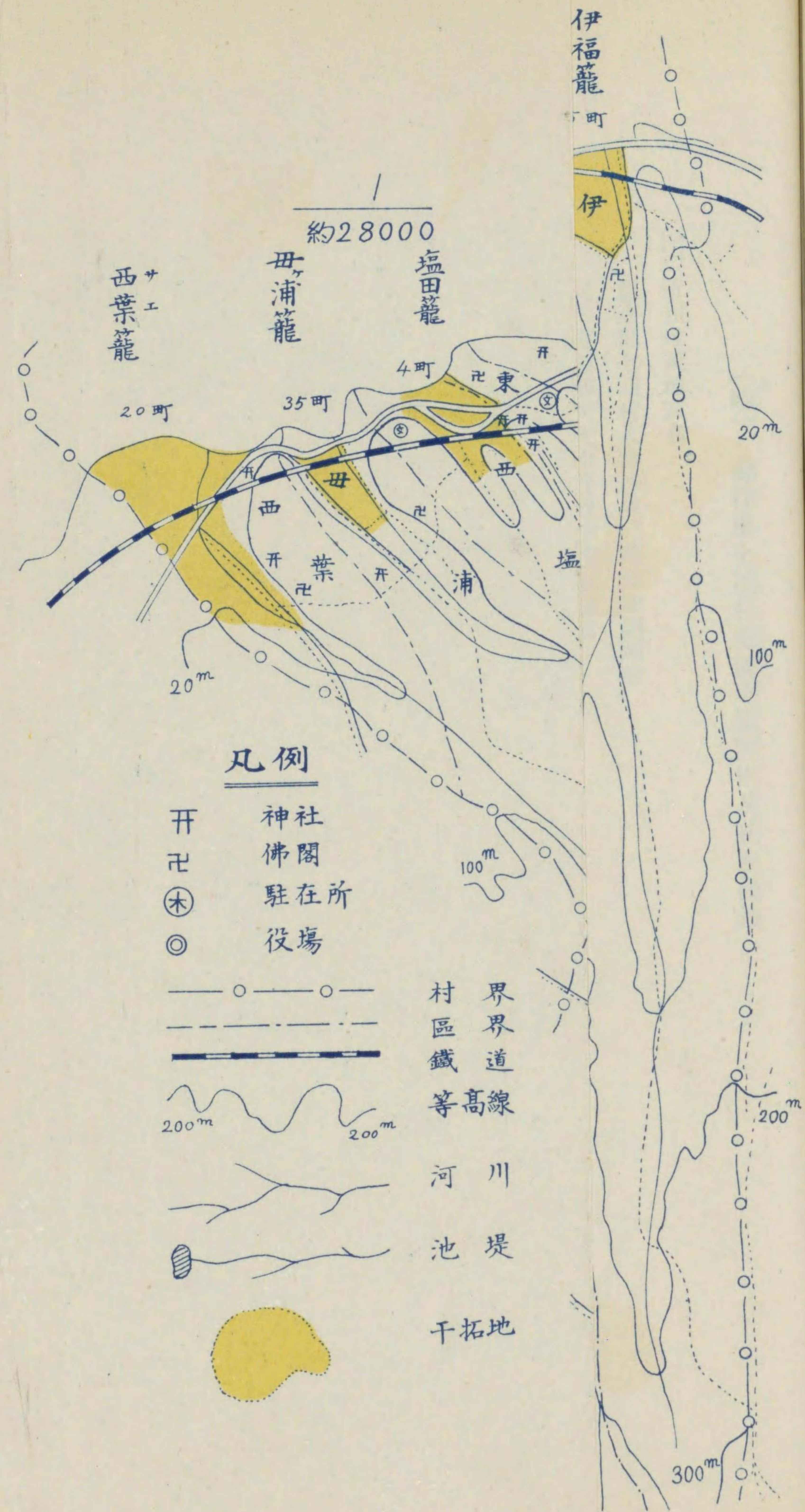
疏導要書云、

七浦郷

西葉浦 西鹽屋浦 宮田尾浦 嘉瀬浦 (東鹽屋浦 小宮田尾) 音成浦 龍宿浦

右浦元來ハ諫早ノ采地ナリシニ慶長十六年御參勤御不如意ニ付御家中吟味ノ上知行ノ内三部地献上アリシニ諫早ヨリハ此七浦ヨリ東一萬石ノ地ヲ差上ラレシ由其後寛永十六年又々御參勤料御不足ニ付御成取ノ面々へ知行高ノ内三部一差上ラレシ由此時諫早ヨリハ高木郡ノ内三千石ノ地ヲ差上アル 此三千石ノ地ハ今ノ榮昌宿其外十四ヶ村ノ地面ニ當ルト見ユレトモ元和中ノ一萬石ハ此七浦ヨリ外ハ相知サル由也

音成浦ニ岡五郎左衛門ト云者アリ古來ヨリノ住人ニテ享保十年ヨリ大庄屋勤掛リ子孫今ニ連續イタシ代々庄屋ヲ勤ケルカ此者以前ヨリ持傳タル手覺ニ 泰盛院殿ノ御代公邊ノ御勤向其外御物成ノ分ニテハ御不足是アリ御相續成シ兼ラル、譯ニテ諫早ヨリ藤津郡ノ内高二万五千石現米一萬石差上ラレ其ノ後又々高七千五百石差上ラレシ由此七浦モ其内ナリシニ鹿島川久保領其外ニ差出サレ當時ニテハ七浦一圓七百餘石ナラテ相殘サル由一



躰此邊ハ海山ヲ抱ヘタル所ニテ用水ノ難儀ハ稀ナレトモ降雨數日ニ及フ時ハ多良嶽ヨリ打出ス水此浦々ニ落集ルコトニテ滯水ノ憂是アリ其上海邊ニテ風波ノ憂モ寡ラサル故農民ノ願ニ依テ浦々石垣ヲ築立波濤ヲ防キ石井樋ヲ部テ水難ヲ除キタル由音成浦ノ石井樋ノ口ニ銘アリ

藤津郡音成浦ノ民等依請築防

賜石爲萬古不朽之記

延寶五歲旅丁巳極月吉日


治懸棟梁	多	久	兵	庫	藤	原	安	胤
奉行	富	永	喜	右	衛	門		
石工	武	富	方	右	衛	門		
大庄屋	中	村	權	右	衛	門		
庄屋	岡	奎	助					

右ノ外東鹽屋籠宿ノ兩浦ニモ石井樋ハアレトモ銘ハナシ此浦々ノ石垣偕又石井樋皆以テ安胤ノ築カレシニヤ或ハ西郷領地ナリシ時此ヲ築クト云説モアレドモ分明ナラス又音成ノ銘モ彼浦ニ限リタルヤウナレハ此浦々一同ニ築立ラシトモ考ヘカタシ

右ノ外東鹽屋龍宿ノ兩浦ニモ石井樋ハアレトモ銘ハナシ此浦々ノ石垣楮又石井樋皆以テ
 安胤ノ築カレシニヤ或ハ西郷領地ナリシ時此ヲ築クト云説モアレドモ分明ナラス又音成
 ノ銘モ彼浦ニ限リタルヤウナレハ此浦々一同ニ築立ラシトモ考ヘカタシ

- | | |
|------|----------|
| 治懸棟梁 | 多久兵庫藤原安胤 |
| 奉行 | 富永喜右衛門 |
| 石工 | 武富方右衛門 |
| 大庄屋 | 中村權右衛門 |
| 庄屋 | 岡 奎助 |

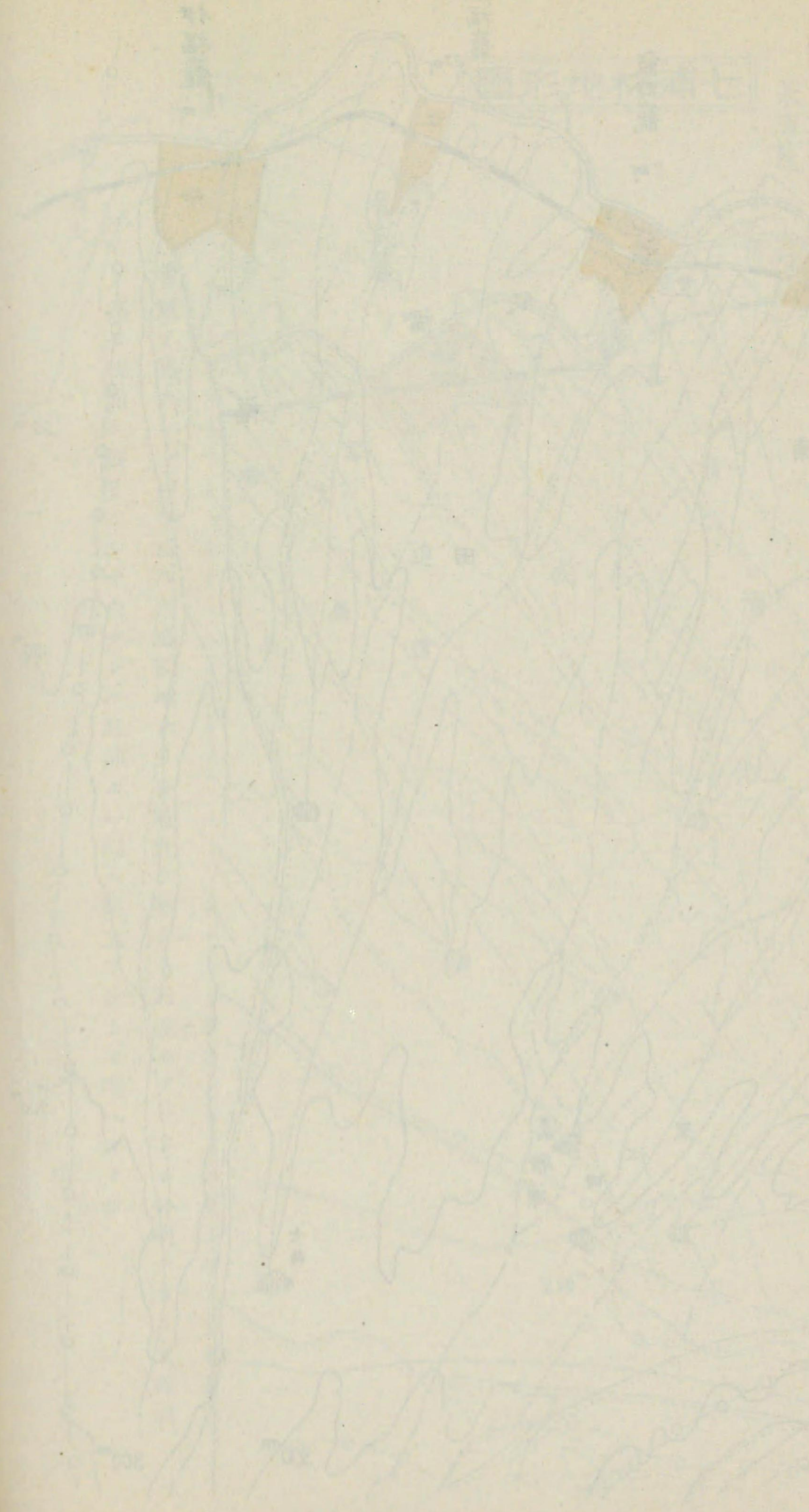
七浦材地形圖



凡例

- | | |
|-------|-----|
| 开 | 神社 |
| 卍 | 佛閣 |
| ⊕ | 駐在所 |
| ⊙ | 役場 |
| —○— | 村界 |
| — — — | 區界 |
| — — — | 鐵道 |
| — — — | 等高線 |
| — — — | 河川 |
| — — — | 池堤 |
| — — — | 干拓地 |

躰此邊ハ海山ヲ抱ヘタル所ニテ用水ノ難儀ハ稀ナレトモ降雨數日ニ及フ時ハ多良嶽ヨリ



(附) 藤津郡七浦村龍源寺搦開田及花取溜池

(一)、所在地及地區名

藤津郡七浦村大字音成、龍源寺搦開田

同 郡七浦村大字音成字花取溜池

(二)、事業者 個人經營者松本三右衛門

(三)、開發面積 田八町八反七畝二十四步、畑一町七反二畝十二步、池沼十步、溜池六反二畝廿八步

(四)、事業ノ顛末

寛政年間ニ紀念碑建設現存ス自費ヲ投シテ起工ス之カ人夫トシテ遠ク佐賀福岡方面ヨリ工夫ヲ招致シ事業ヲ完成セリ

(五)、其ノ他參考トナルヘキ事項

本件記録ハ其ノ子孫ニ傳ハリシカ明治二十二年頃故神職染川岩雄ナル者史蹟調査ニ際シ借用シ死亡遂ニ紛失トナリ其ノ經費其他不明ナリ然ルニ其ノ子孫ノ居宅佛前ニ今猶紀念トシテ部落ヨリ白米其他ノ供物ヲナシツ、アルヲ以テ事實ヲ證明スルニ足ルヘク古老ノ言傳亦現存シ地方民殆ント知ラサルモノナシ

第三節 多良村の干拓沿革

多良村は山岳直に海に迫り、干拓地としては七浦村に跨る「八日搦」だけである。

八日擲は面積三町三反一畝二十五歩で、明治二十八年多良村萩原虎一・江口俊太郎・一ノ瀬卯七三氏の共同起工である。最初は養魚地として是を出願したものであるが、明治二十九年鹿島町の田中馨治氏が譲受け、次で之を干拓し、明治三十四年に至つて成功した、而してその水田となつたのは日露戦役後のことである。

第四節 大浦村に干拓無し

大浦村は藤津郡の最南部に所在する村で、その先端竹崎島の如き立派な一の火山島で、その噴火口は海洋怒濤の爲めに缺壞せられて、此に竹崎港と云ふ彼の伊豆大島の波浮の港にも似た立派な港湾が形成され、その周邊には往昔噴火の際に生成した大小無数の火山弾が散亂してゐる。斯の如き状態にある此の大浦村では、一方多良岳の餘派が海岸近くにまで迫つて、干拓は愚か海岸の田地としては極く僅少で、只之れはと思ふものに、唐津灣の周邊と例の竹崎島が本土に接する所に、多少の干拓地らしいものが見受けられる許りである。

第八編 伊萬里地区の干拓

第一章 伊萬里地区概観

伊萬里地区は伊萬里灣を中心とした一種の海盆で、海盆の周邊をなす山代町・東山代村・二里村・伊萬里町・黒川村の海岸には、干拓による新しい海跡平野が稍々多く、殊に藩政時代鹽田に仕立てられた、埋築土地が數多くあることは、全く地方的特異性でありませう。

第二章 伊萬里町干拓の沿革

伊萬里町を元伊萬里町と、牧島村とに便宜大別する。

元伊萬里町の低地帯は、近世期に於ける海跡平野である。古老の話によれば、戸渡島神社（八大龍王を合祀）から二里村中井樋（伊萬里町續き）に祀られる龍神社まで一線を劃して、往昔は潮土居があつたといふ。現に中井樋の南に「船隠カクシ」、停車場附近に「潟」といふ地名さ

へ遺つてゐる點から想像しても、その昔は確に海灣であつたらうかと思はれるが、さて此に確證がないのは遺憾である。又元、牧島村も水田地の部は、近世期の干拓によつて陸化されたもので、牧島と邊古島・戸渡島等が藩政以前まで立派な島であつたことは、種々の憑證があることで一點の疑ふ餘地もあるまい。以下順次その干拓の分明せる分を擧げれば、

第一節 戸ノ須

邊古島又は彌次右衛門搦ともいふ。經營者は伊萬里戸ノ須在住喜多耕三氏の祖彌次右衛門である。彌次右衛門は天明三年九十餘才の高齡で死亡、その父彌次右衛門は享保八年死亡である（同家は彌次右衛門が七代続く）。而してこの搦の下手にある古戸渡島・戸渡島搦は、寶曆年間の干拓なので、彌次右衛門搦は前記父子の經營で、大體享保時代の築立であらうとは當主喜多氏の話である。

第二節 戸渡島

才右衛門搦ともいふ。經營者は戸渡島在住片岡芳太郎氏八代の祖才右衛門（宰右衛門とも書く）である。才右衛門搦の外土井に龍神祠があつて、刻字に寶曆九己卯八月十五日、池田宰右衛門とあり、初代才右衛門は池田姓で、安永六丁酉六月死亡。（二代才右衛門より片岡姓）。又同家所藏の古文書の中に「寶曆八寅年伊萬里郷戸渡嶋築事云々」とあるから、寶曆年畢竟中の築立であることは確實である。

第三節 清水浦

元鹽田である。舊土井の端に龍神祠があり、天明四辰年九月十五日建立の刻字のあるのかを察して、同時代の築造だと思はれる。今から三十餘年前までは鹽田であつた爲か、現在でも早魃となると地下鹽分のために被害が多い。

第四節 木須崎

多々良浦又は木須多々良ともいふ。同地龍神の禿庫に文政二年九月吉日とあることから、此搦は文政時代の築立であることが判る。

第五節 濱田

この地も元々鹽田であつた、不幸その築立年代は不明である。

第六節 兔山

是亦元鹽田である。築立は矢張年代不明である。

第七節 木須新田

三十二町餘歩の大干拓地である。干拓年代は明治初年で、その新田の土井（伊萬里川口）に八大龍王祠があり、刻字には明治三年、百武作右衛門・高岸兵次・鶴川兵作・山中佐藏・神主仁和山主殿・頭取片岡十平とあり、十平は片岡芳太郎氏の祖父で、事業頭取であつた。尙祠側の埋築記念碑に「慶應三年春起工、明治二年秋竣成。大正九年五月吉辰建之」と刻んである。（以上は木須區である。）

第八節 瀬戸埋立地

瀬戸埋立地は總面積三十餘町歩に亘り、本瀬戸・瀬戸濱・一角乃至五角等の小別があり、昔の鹽田である。舊事によれば、藩祖の命に依つて成富が設計した埋立鹽田地で、矢張慶長十九年長濱と同時に竣工したものである。此の製鹽の指導に當つたものは、姪濱から招聘した柴頭と津上との二氏で、此鹽遂に克く肥前の國産として他の地方にまで著聞せられるに至つた理である。五角縁邊の小高き山の端に鹽竈大社・成松大明神の二小祠がある。鹽竈大社の刻字に「慶長十九申歳建之、安政四歳再建、柴藤氏、吉浦氏代々、氏子中」とあり、正しく埋立竣工の時建立したであらう。尙ほ成松大明神の刻字には「文化七年十一月吉日」とある。古老の話によれば、成松大明神は成松萬兵衛を祀つたもので、萬兵衛は新田築立の監督人であつたが、築立工事が瀬戸區民に喜ばれないの憤慨して切腹したもので、後でその靈を祀つたとの事である。若しこの傳説が眞實だとすれば、一角より五角までの新田築立は、文化時代の埋立で、本瀬戸・瀬戸濱等は慶長年代の埋立地であらうと思はる。而して此の瀬戸の鹽田は、明治三十九年佐賀縣統計に依ると十五町壹反と見えてゐるが、（現在の地域三十餘町歩と合せ考ふれば、當時既に約半分は水田化してゐたことになる）。別に黒川村に三町五反歩が載せられ、結局長濱・瀬戸一帶の鹽田總計は、三十一町に上つてゐる。

此の外東松浦郡内佐志村にも約三反歩の鹽田があつた。

第九節 長仙坊・白濱・びしやご

この三搦は元々鹽田である。びしやご外土居に「八大龍王」の祠がある。「寛政三歳辰八月

再建、三搦氏子中」の刻字あり。又片岡芳太郎氏所藏の「天明年間日記」の中にはびしやご搦土居決潰の事が記されてある點から考ふれば、之れが天明以前の築立であることには間違ひない。

第十節 大船釣

元鹽田だが、その築造年代は不明である。

第十一節 嬉野新田

海岸土居龍神祠の刻字に、「明治九年四月、新築主鍋島眞高、代理成富○馬、嬉野雅周」とあり。之亦明治初年の干拓である。

第十二節 牧島搦

嬉野新田の北隣であるが、築造年代は不明である。

第十三節 早里濱

土井の南端に龍神祠があり、寛政元酉年七月吉祥日、施主松尾善七とある。松尾善七は同

地方在住松尾獅子太郎氏の祖で、佐賀藩士であつた。干拓のため當地に來つたもので、早里濱・境搦等三搦の築立てを企て、寛政初年には早くも之を成就した。

第十四節 川副新田

二十六町餘の大干拓地である。この新田干拓の首唱者は滿江新左衛門（故人）で、明治三十四五年頃のことであつた。干拓當時の株主は三十餘人あつたが、後、川副綱隆氏の所有に歸した。川副氏は佐世保在住で所謂不在地主である關係からでもあらうか、耕地の整理が全からずして、現在でも半分程は鹵地で蘆荻の生えるに任せてゐる。土井に祀つた八大龍王祠には明治四十五年六月建、川副綱隆。明治三十七年六月二十日埋立許可。同三十九年十月二十二日潮止、同四十五年五月三十日竣功、當時村長池田鹿太郎、世話人滿江新左衛門と記され。下段には横尾佐太郎・松尾段三郎・弘川太郎・松尾官次郎・犬塚鶴吉・井手口折右衛門・池田利太郎・犬塚平次郎・犬塚常次郎・滿江善五郎・滿江新太郎・弘川又市・中島官太夫・中島鶴太夫・中島彌太夫・黒川安太郎・大川内與七・弘川忠造・村上嘉次郎・松尾又太郎・石隈八太郎・横岳資朝・津上彌惣右衛門・松尾獅子太郎・弘川善太夫・石工犬山松次郎と刻んである。

(附一)

其一 西松浦郡黒川村黒川新田

- (一) 所在地及地區名
西松浦郡黒川村大字小黒川及鹽屋黒川新田
- (二) 事業者
藩主寺澤志摩守廣高
- (三) 開發面積
田三十四町
- (四) 事業ノ顛末

慶長十年七月竣工ス(堤防ヲ築キ開田ス) 事業監督ノ爲メ藩臣唐津ヨリ來リ、毎朝「日ノ出松」ノ地ニ於テ曙光ヲ拜シ、事業ノ安泰速成ヲ祈願セリト云フ、故ニ今尙同地名アリ。

(五) 其他參考事項

故人ノ偉業ト其ノ恩惠ヲ偲ブ爲メ、毎年舊「七月十四日」盆踊ノ年中行事アリ。明治二十四年六月右堤防決潰シ、潮流ノ襲來アリ、家屋ノ倒潰流失等ノ慘害ヲ蒙ル、此時特ニ東園侍從ノ御派遣アリタリ。其他詳細ナル事業ニ就テハ、記録ニ止メタルモノナシ。

所在地及地區名	同村福田 福田新田	同村福田 福田鰐江新田	同村字小黒川 德須惠新田	同村大字福田 浦瀉新田	同村大字黒鹽 新田
事業者	不明	同上	民間前田敬造 經營	不明	同上
開發面積	田三町三反歩	田二町二反歩	田四町二反歩	田八町七反歩	田二町五反歩
事業顛末	不明	同上	寛政九年竣工 セリ	不明	寛政四年九月 竣工セリ

其二 西松浦郡波多津村煤屋、馬蛤瀉新田

- (一) 所在地及地區名
西松浦郡波多津村大字煤屋及馬蛤瀉新田
- (二) 事業者
唐津藩
- (三) 開發面積
開田黒蛤瀉二十町歩、煤屋十五町歩
- (四) 事業ノ顛末
約二百二十年前ノ海面埋立事業ニシテ、經費其ノ他全ク不明ナリ、目下當村田中位ニ在リ。

其三 西松浦郡二里村八谷搦干拓事業

- (一) 所在地及地區名
西松浦郡二里村大字大里、八谷搦干拓事業
 - (二) 事業者
不明(別記、八谷善兵衛奉行)
 - (三) 開發面積
開田百町歩
 - (四) 事業ノ顛末
不明(別記参照)
- (以上明治以前日本土木史抄録)

(附二) 西松浦郡黒川村村社若宮神社の古記に

寺澤殿御供米奉寄進之譯

慶長八年四月唐津領主寺澤志摩守殿當邑海岸に新田開始有之候 此節新田速成五穀豊穰爲之祈念産神若宮大明神に御供米一石三斗奉納也
享保十六年亥九月書之

大和守家豊

因云、大和守家豊は松園大宮司にて、元文三年六月二十四日吉田家ヨリ大宮司免許狀受領ノモノナリ。
掛卷毛畏幾謹黒川郷若宮大明神□□太御神之廣前仁恐美恐美中佐久今度唐津領主寺澤志摩守藤原廣高新仁田地於海仁令開發後代迄之成神寶萬民之爲勸喜所神慮仁不叶止無言冥然者乞神助爲祈成田則以御供米壹石三斗御供神酒止仕祓於以天喜余自長仁納受成賜止恐美恐美毛申壽、辭別天申佐久御供米之施主運命長久子孫繁榮五穀成就地所繁昌止哀愍納受於垂賜布事之由於申壽、自然罪咎前世與里宿圓宿業之不逢崇在止祈念於致以神德無升光崇大直日神直日神夜乃守日乃守仁護幸賜止申壽

慶長八發卯三月

松 蘭

(附三) 松浦拾風土記云

寺澤志摩守殿唐津八萬三千石天草四萬石都合十二萬三千石拜領有り、名古屋の御城を引き唐津に築城領内改檢地田畑定高下有浦、黒川等之開田、松浦川と畑川の間久里村にて堀切爲一流今其所を落合川と云ふ埋板繼川を新田となす。云々

第三章 伊萬里町干拓現狀

當伊萬里町元牧島村海跡地段別を一覽するに、概ね次の如うである。

大字	字	字	反	別	摘	要
大	舊	松	一	二〇六、三〇二		
	町	島	二	七四、五二二		
	部	擗	三	三二、九一三		
			四	九、四〇八		
			五	三四、六二〇		
			六	六九、四二四		
			七	一〇五、九〇二		
			八	六一、九〇四		
			九	八〇〇		
			一〇	一一、七〇一		
			一一	二四、四二〇		
			一二	一四、四〇九		
			一三	一一、三〇〇		
			一四	二七、〇〇七		
			一五	二七、〇〇七		
			一六	二七、〇〇七		
			一七	二七、〇〇七		
			一八	二七、〇〇七		
			一九	二七、〇〇七		
			二〇	二七、〇〇七		
			二一	二七、〇〇七		
			二二	二七、〇〇七		
			二三	二七、〇〇七		
			二四	二七、〇〇七		
			二五	二七、〇〇七		
			二六	二七、〇〇七		
			二七	二七、〇〇七		
			二八	二七、〇〇七		
			二九	二七、〇〇七		
			三〇	二七、〇〇七		
			三一	二七、〇〇七		
			三二	二七、〇〇七		
			三三	二七、〇〇七		
			三四	二七、〇〇七		
			三五	二七、〇〇七		
			三六	二七、〇〇七		
			三七	二七、〇〇七		
			三八	二七、〇〇七		
			三九	二七、〇〇七		
			四〇	二七、〇〇七		
			四一	二七、〇〇七		
			四二	二七、〇〇七		
			四三	二七、〇〇七		
			四四	二七、〇〇七		
			四五	二七、〇〇七		
			四六	二七、〇〇七		
			四七	二七、〇〇七		
			四八	二七、〇〇七		
			四九	二七、〇〇七		
			五〇	二七、〇〇七		
			五一	二七、〇〇七		
			五二	二七、〇〇七		
			五三	二七、〇〇七		
			五四	二七、〇〇七		
			五五	二七、〇〇七		
			五六	二七、〇〇七		
			五七	二七、〇〇七		
			五八	二七、〇〇七		
			五九	二七、〇〇七		
			六〇	二七、〇〇七		
			六一	二七、〇〇七		
			六二	二七、〇〇七		
			六三	二七、〇〇七		
			六四	二七、〇〇七		
			六五	二七、〇〇七		
			六六	二七、〇〇七		
			六七	二七、〇〇七		
			六八	二七、〇〇七		
			六九	二七、〇〇七		
			七〇	二七、〇〇七		
			七一	二七、〇〇七		
			七二	二七、〇〇七		
			七三	二七、〇〇七		
			七四	二七、〇〇七		
			七五	二七、〇〇七		
			七六	二七、〇〇七		
			七七	二七、〇〇七		
			七八	二七、〇〇七		
			七九	二七、〇〇七		
			八〇	二七、〇〇七		
			八一	二七、〇〇七		
			八二	二七、〇〇七		
			八三	二七、〇〇七		
			八四	二七、〇〇七		
			八五	二七、〇〇七		
			八六	二七、〇〇七		
			八七	二七、〇〇七		
			八八	二七、〇〇七		
			八九	二七、〇〇七		
			九〇	二七、〇〇七		
			九一	二七、〇〇七		
			九二	二七、〇〇七		
			九三	二七、〇〇七		
			九四	二七、〇〇七		
			九五	二七、〇〇七		
			九六	二七、〇〇七		
			九七	二七、〇〇七		
			九八	二七、〇〇七		
			九九	二七、〇〇七		
			一〇〇	二七、〇〇七		

第四章 二里村の概観

二里村の海跡平野たる水田地區は、有田川と伊萬里川との河岸平野と、伊萬里灣岸の海岸平野との複合した沖積地で、山麓部は第三紀層の壤質埴土だが、低地は第四紀新層の埴質壤土又は埴土である。口碑によれば伊萬里町續きの中井樋は、往昔の潮土井で、その鎮護のために祀つたのが、中井樋の龍神祠である。而して縣道以北即ち中井樋から下手が所謂人爲的の干拓地で、それに八谷・笹尾の二搦がある。

第五章 二里村の干拓沿革

第一節 八谷 搦

伊萬里灣岸中最も廣大な大干拓地で、その面積は約百六十餘町歩ある。安永年間八谷善兵衛（佐賀の人）が奉行して築工したもので、之れ地名の因つて起る所以である。伊萬里町戸ノ須在往片岡芳太郎氏所藏の古文書中に「安永三年八谷搦御築立始、才右工門父子〇〇仕

事云々」とあるから、今から百六十餘年前の干拓で、片岡氏の祖才右工門が關係してゐたことは事實である。片岡氏の話によると、才右工門は始め有田郷に住して同郷笹尾搦・八谷搦等の干拓事業をなし、後、伊萬里郷に轉住し、才右工門搦等をば干拓したものである。又伊萬里町戸ノ須在住の喜多耕三氏に聞くに、八谷搦の干拓は、同氏の祖彌次右工門や、伊萬里町藤田與平氏・松尾廣吉氏（亡）・藤田雄次郎氏等の祖先が、合資して干拓した。而して才右工門はその事業請負者であつたとの事である。

西松浦郡誌、八谷搦の記事中當時の開墾人名に、一口、（一口は六七町）、幸兵衛。一口、前田。一口、門外。二口、貞吉。二合、伊兵衛。一口、彌次右衛門。二合、權之允。二合、與兵衛。五合、覺左衛門。一口、天ヶ瀬龜右衛門。一口、辨左衛門。五合、利助等とあり。又此の頃有田代官として久米彌六兵衛が在任し、前任累代には深堀孫六・石井五郎太夫・千葉忠左衛門等の氏名を見えてゐる。

緒、八谷搦地先に祀られる「龍王さん」の刻字に「安永七年八月吉日」とあるから、安永七年にはこの搦が成就したものと知るべきである。

因に前記喜多家に一丈五尺の幟が秘藏してあるが、この幟は「龍王さん」の祭日に立てたもので、幟名に「八大龍王 日出耕 日入休 惟天之徳 喜多宣辰」と墨痕鮮に書いてある。宣辰は彌次右衛門が名乗である。

佐嘉藩郷村帳云

- 一、八谷搦 伊萬里 兩郷 御藏入 御舩 有新地方

第二節 笹尾搦

面積二町餘の小搦で、川東に在り、一名萬右衛門搦ともいふ。前記片岡芳太郎氏の祖池田才右工門の父池田萬右衛門の築立である。片岡氏所藏古文書の中に「元文五申年有田郷大里村笹尾搦築立候事云々」とあるから、今から二百餘年前の干拓であることが判る。

(附) 西松浦郡二里村中里の開墾

- (一)、所在地及地區名
西松浦二里村大字中里字炭山
- (二)、事業者
故吉永伊兵衛
- (三)、開發面積
五反歩
- (四)、事業ノ顛末

慶應年間ノ此ノ地方大饑饉ニ遭遇シ、村民食ナク殆ド餓死セントスル狀況ニ迫リシヲ以テ、當時ノ富豪吉永伊兵衛、之等細民救濟ノ目的ヲ以テ、巨財ヲ投シ、開墾困難ノ地ニ事業ヲ起シ、此ノ不利益ナル工事ヲ遂行

シ、無制限ノ期限即ち食ヲ得ル迄、開墾人夫トシテ夫等ノ細民ヲ雇入レ斯クテ餓死セントスル者ヲ悉ク救助セリ、世ニ之ヲ極難開ト云フ。其等ノ民衆ハ吉永ノ徳ヲ慕ヒ、大正七年氏神社ノ境内ニ紀念碑ヲ建設シテ美徳ヲ後昆ニ傳ヘタリ。
(明治以前日本土木史抜)

第六章 東山代村の干拓沿革

全村殆んど山地で、灣岸に長濱新田と日尾搦の埋築地とがあるのみである。

第一節 長濱新田

又新搦ともいふ。事業者は佐賀藩祖鍋島直茂公、輔佐役は中尾六左衛門で、その面積は埋田約十町歩、田地約十五町歩であつたが、現今役場公簿面には二十七町二反一畝二十九歩と築當時鹽なつてゐる。

元和元年中尾六左衛門、鍋島直茂の命を奉じて海面を埋築し、爰に鹽田をば創始した。時に六左衛門は其の被官二十五戸を此に招致し、鹽業を行はしめて鹽屋の一村を仕立て、その隆盛を計つた。斯くて其の子孫は漸次に増殖して、現今では戸數も百五十餘戸に達するに至つた。無論經費は藩の負擔であつたが、六左衛門亦更に私財を投じて斯業の發展に資した。

斯うして良好なる成績を収めて、世に小粒で柔軟な長濱鹽の聲價を洽く發揚せしめたものである。抑も長濱鹽田の由來は、藩祖直茂公が我が領内に食鹽の乏しいのを慨かれる餘り、山代奥浦村の住六左工衛門に命じてこの製鹽業を創めしめられたもので、六左衛門は元々佐々木盛綱の遠裔で世々筑後に在り、天正十二年與三兵衛宗綱に至つて、鍋島氏に屬し改めて中尾と號したものである。六左工門は蓋し其の二男にて種秀と稱した。於之六左工門元和元年を以て地をこのおすねこすりに相し、自資を投じて鹽田を修築し、其の被官等二十五戸を此に招致し、鹽屋一村を仕立て、筑前姪濱から鹽業者武藤九郎兵衛なる者を聘して、其の法を修得せしめ、永く斯業を子孫に傳へた。六左衛門は又大に力を海陸の防備に致した。抑も當時戰亂の餘波を受け是等邊境には物情騷然たるものがあり、六左衛門の心懸を奇特なりとし、元和六年八月には直茂公其功を賞して、小銃十挺と奥浦の茅野・弘佛・三所の山を彼に賜うた。爾來年所を経て此の地數次に海面を埋立て、弘化年間に至つたが、齊正公は更に新堀を此地に築き、其の東半分をば鹽田とされた。世に長濱鹽と稱し聲價の噴々たるものが是である。爾來毎歲正月四日を恒例として、初鹽献上の儀が行はれ、村民藩祖の恩澤を不朽に紀せんが爲め、社を建て其の靈を奉祀し、崇敬の念をも愈々深かつた。明治三十八年鹽專買法の發令に依り、乾燥に煮沸に益々改良を施し工夫を加へ、品質の精良と生産の増加とを圖つたが、同四十三年九月に至つて禁止の令に接し、茲に三百有餘年の貴き歴史を有する長濱製鹽

の業は全く廢絶に歸した。當時の戸數百五十餘戸に蕃殖し、鹽業實に七十餘戸に及んだ。依つて同四十五年三月耕地整理を企て、大正二年三月に竣功した。於之從來の鹽田は今や全く農耕の場と化し、再び昔日の饑饉颯晚晴の情趣は終に掬し得べからざるに至つた。

西新堀の過半は沮洳として蘆荻叢生し、徒に魚鼈の游泳に任した。若し夫れ梅霖一度到れば濁水氾濫作物を害し、勞苦も空しく償はざるに至るので、明治四十三年四月茲に耕地整理に着手し、爾後荒蕪を開きて道路を通じ、溝渠を穿ちて地盤を高め、同四十五年三月見事竣功を告げ、面目一新して積年の苦難も初めて脱するを得た。且つ二ヶ所に水門を修築し、徳山産の花崗石を使用してその堅牢を期した。

斯くて其の時代の史蹟を考へ、さらに古老の談話等をも抄記して、此に大正六年五月に至つて、新堀耕地整理の記念碑が建設された。

第二節 日尾 堀

大字日尾にあり。面積二町六反。明治二十五、六年頃の築立で、力武初五郎外十三名の事業である。龍神宮の銘に「明治二十七年五月吉祥日」とある。

(附一) 西松浦郡東山代村新堀

(一) 所在地及地區名

西松浦郡東山代村大字長濱地内字新堀

(二) 事業者 佐賀藩祖鍋島直茂公 輔佐役中尾六左衛門

(三) 開發面積

海面約五十町歩ヲ埋築、當時鹽田約十町歩、田地約十五町歩ナリシヲ、現今ハ田約三十町歩、畑二町歩餘トナレリ。

(四) 事業ノ顛末

元和元年中尾六左衛門、鍋島直茂ノ命ヲ奉ジ海面ヲ埋築、鹽田ヲ創始ス、即チ六左衛門ハ其ノ被官二十五戸ヲ招致シ、先ヅ鹽業ヲ行ハシメ、鹽屋一村ヲ仕立テ、ソノ隆盛ヲ計レリ。其後之等ノ子孫漸ク増殖シ、現今ニテハ戸數百五十戸ニ達セリ。經費ハ無論藩ノ負擔ナリシモ、六左衛門ハ亦更ニ私財ヲ投ジテ斯業ノ發展ニ資シタレバ逐年良好ナル成績ヲ收メテ、世ニ長濱鹽ノ聲價ヲ遺憾ナク發揚セシメタルナリ。

抑長濱鹽田ノ由來ハ、藩租直茂公ガ領内ニ食鹽ノ乏シキヲ慨シ、山代奥浦村ノ住、六左衛門ニ命シテ製鹽ノ業ヲ起サシメシニ創ル。六左衛門ハ元佐々木盛綱ノ遠裔ニシテ、世々筑後ニ在リ、天正十二年與三兵衛宗綱ニ至リテ鍋島氏ニ屬シ、改メテ中尾ト號セリ。六左衛門ハ蓋其二男ニシテ種秀ト稱ス、於之六左衛門ハ元和元年ヲ以テ地ヲおすねこすりニ相シ、自資ヲ投ジ鹽田ヲ修築シ、其ノ被官二十五戸ヲ招致シ、鹽屋一村ヲ仕立、筑前姪濱ヨリ鹽業者武藤九郎兵衛ナルモノヲ聘シ、其ノ法ヲ修得セシメ、永ク斯業ヲ子孫ニ傳フ。又大

ニカヲ海陸ノ防備ニ致セリ。

當時戰亂ノ餘波ヲ受ケ、邊境ノ物情ハ頗ル騒然タルモノアリキ。元和六年八月、直茂公ハ其ノ功ヲ賞シ、小銃十挺及奥浦ノ茅野・弘佛・三所ノ山ヲ賜フ。爾來年所ヲ經テ數次ニ海面ヲ埋メ、弘化年間ニ至リ齊正公、更ニ新堀ヲ築キ、其ノ東半部ヲ鹽田トナス、世ニ長濱鹽ト稱シ聲價噴々タリ。每歲正月四日、恒例トシテ初鹽献上ノ儀アリ。村民藩祖ノ恩澤ヲ不朽ニ紀センガ爲メ社ヲ建テ、其神靈ヲ奉祀シ、崇敬ノ念愈々深矣。明治三十八年鹽專賣法發布ニ依リ、乾燥ニ煮沸ニ益々改良ヲ施シ工風ヲ加ヘ、品質ノ精良ト生産ノ増加トヲ圖リシニ、同四十三年九月、禁止ノ令ニ接シ、茲ニ三百有餘年ノ歴史ヲ有スル長濱製鹽ノ業ハ、全ク廢絶ニ歸セリ、當時ノ戸數百五十有餘戸ニ蕃殖シ、鹽業實ニ七十有餘戸ニ及ベリ、依テ同四十四年三月耕地整理ヲ企テ、大正二年三月竣工セリ。於之從來ノ鹽田ハ、今ヤ全ク農耕ノ場ト化シ、又昔日靄煙颯晚晴ノ情趣ハ、掬シ得ベカラザルニ至レリ。

西新堀ノ過半ハ、沮洳トシテ蘆葦叢生シ、徒ラニ魚鼈ノ游泳ニ任セリ。若シ夫レ梅林ノ候ニ至リ、濁水氾濫作物ヲ害シ、効其ノ勞ヲ償ハザルナリ。於之明治四十三年四月、耕地整理ニ着手シ、荒蕪ヲ開キ、道路ヲ通シ、溝渠ヲ穿チ、地盤ヲ高メ、同四十五年三月竣工シ、茲ニ面目ヲ一新シテ、積年ノ難ヲ脱スルヲ得タリ。且ツ二ヶ所ノ水門ヲ修築シ、徳山産ノ花崗岩ヲ使用シ、以テ堅牢ヲ期セリ。

以上其時代ノ史蹟ニ依リ、又ハ古老ノ談話等ヲ抄記シテ、大正六年五月、新堀耕地整理記念碑ヲ建設ス。

(明治以前日本土木史抜)

(附二) 長濱埋立地

往年ノ鹽田地西松浦郡東山代村長濱一帯は、舊佐嘉藩祖鍋島直茂公が、製陶業に必要な苦鹽の我國内より供給出來ず、之を筑前に仰ぎつゝあるの現狀に鑑み、先づ國產の食鹽を得んことを企圖せられ、慶長十三年（二二六八年）黒田長政より姪濱の斯業者武藤九郎兵衛・柴頭藤右衛門・津上仁平・吉原利右衛門・志田孫兵衛（彌左衛門ともあり）等の派遣を得て、その適地を相せしめられたが、彼等は茲に此山代郷の長濱（奥浦）と今一ヶ所木須の瀬戸とを選定した仍て公は直ちに成富兵庫茂安をして、その築堤海面埋立方を設計せしめ、藤山惣左衛門・富岡傳左衛門・馬渡甚左衛門亦命ぜられて事に従つた。而して此の長濱は特に中尾六左衛門に開設を命じ、武藤柴頭が各事業を分擔し、慶長十九年に至つて築堤全く工を竣へ、始めて見事な國產の製鹽を得たものである。

當初は鹽質も多少不良であつたが、歸化の朝鮮人中斯道に通じたものを之に加へて、漸次改良し終に良鹽を産するに至り、肥前國內に一の名産を増した理である。

斯くて此長濱はその後弘化年間に至つて、鍋島直正公更に海面を埋築して、數十町歩を擴張し、同五年（二五〇八年即ち嘉永元年）に及んで工を竣へ、一層斯業は發達を遂げ、従業者亦百五十餘人（奥浦の創業時代は二十五戸なりしに）を數へるに至つた。

明治三十八年鹽專賣法の發布に伴ひ斯業は官營に移され、後機械製造となり、四十四年九月三十一日を以て、茲に二百九十七ヶ年の貴い沿革を持つ、長濱の鹽田は終りを告げ、今日では耕地に整理せられて、秋の稔も豊に藩祖の遺徳を頌ちつゝある有様である。

是より先鹽田竣るや、鹽業者達は筑前姪濱製鹽業者の守護神たる住吉大明神（一説に志賀の島より分祠するとも）の分靈を浮島に奉遷して志賀神社と稱し、此の長濱及び瀬戸の斯業者に齋らしめ、藩よりはその祭祀料を供進し薪料として木須の山四十八ヶ「クラ」を長濱と奥浦山・廣佛山との山林を與へ、又製鹽運送の爲め、四十八

艘の無判船をも許して保護せられた。

志賀神社はその後直茂公及び成富兵庫の神靈を合祀し、現に日峯社と尊稱して祭祀を嚴かに執行ひつゝある。

長濱鹽田の總面積は、明治三十九年佐賀縣統計の示す所では、十三町三反歩となつてゐる。

西松浦郡誌云、

中尾六左衛門當代に、元和元年鍋島直茂の命を受け、長濱奥浦の鹽田開墾に従事し、私財を投じ自己の被官を集め廿五戸の一部落をなし製鹽を創めたり、今尙奥浦中尾の家に直茂下附の書類を保存す。

同誌又云、

長濱の築堤

弘化の頃丹田匠（文字不明）と云ふ者あり、當時に於ける土木工事の技師にして、言ふところ裂山寨海的の説をなす、而も實驗設計に精し、此者埋築の利を主張し、楠久津より甌島に、島より瀬戸に向て築堤し、有田伊萬里兩川を合一し甌島を開墾して水門とせんとして準備迅速、已に楠久津番所崎に棄石を投じ事を進めんとす。事伊萬里楠久兩津の御船屋に係はり、及楠久津の漁場を失ふを以て工事の中止となれり。然れども、諸準備整ひたれば騎虎の勢已み難く遂に長濱の築堤實行となりたり。海岸に大積杆を裝置し石材を上下すること毬を弄するが如し、當時にありてはこれら奇觀とするもの多し、嘉永元年竣工、長濱鹽田擴大されたり。

（山口記）

第七章 山代村の干拓沿革

山代町は山地直に海に迫つて、之亦海岸に平野乏しく、干拓又は埋立地としては、僅に楠久搦・浦ノ先埋立の二箇所位である。

第一節 楠久搦

面積三十二町餘の干拓地で、一名授産社搦ともいふ。沿革は四軒家八幡祠の境内に建立された、新田開祖松本翁公德紀念碑文に詳述されてゐる。曰く「翁は通稱松本豊楠久中酒屋と號し代々酒類醸造販賣業を本業とせし豪商の家に生れ資性活潑豪快事を處するに果斷速行逡巡の色なく誠に稀の人格者たり明治二十二年市町村制實施の初期より村會議員たること數期その間縣會議員に推舉せられ公務に盡瘁せし事尠らず維時明治二十一年楠久新田開祖の基因たる佐賀藩士族の一部御船方と稱し當時の海軍々屬〇〇同族者佐賀市寺井早津江諸富伊萬里楠久等に散在せし數百名を一團とし士族授産社と稱する財團組織ありて元佐賀小城兩藩の御船屋たりし四軒屋の地先海面を埋築し以て無職の人に業を興ふるを目的とし築堤工事に着手せしも事故ありて中止すること數年築石〇〇船舶の出入も自由ならず地方一般の不滿言語に

絶したりき茲に於てか翁は明治二十七年初秋二三の親戚を自家に招致し熟議を遂げ授産社の權利讓渡しの交渉に奔走し議成るや直に工事を再起し翌二十八年之を完成せり今建碑發起人たる吾等は小作人四軒屋組と自稱し曩に潮留工事落成式に參列し萬歳を三唱せしこと又授産社の起工當時より四軒家に移住して一家をなし今日に至るを得たるは之全く翁の偉大なる遺徳と恩惠なるを信じ片時もその鴻恩を忘れざるなり依つて茲に地方有志者の同情に浴しこの微碑を建て以てその功德を永久に子孫に傳へんと爾云 昭和十一年四月七日」(原文片假名)

第二節 浦ノ先埋立

面積約二十町餘歩。今より約二十餘年前、村井鑛業株式會社(社長村井吉兵衛)の事業である。現在は川南工業株式の事業地となつてゐる。以上の諸干拓地は曩に鐵道佐伊線の貫通に依つて、俄にその工業的價値を高めつゝある現狀である。

第三節 窟岩塩田

佐賀藩士坂田甚左衛門尉橋忠雄が我が山代に來遊し、その山代町楠久の窟岩ホウガの地を親しく檢視し、寛政年中此に堤防埋築の經營を企圖し、多數の人夫を傭うて之を鳴石の地に住せし

め、自ら善樂寺に滞在して工事を監督したが、その間幾度か怒濤の爲めに破壊せられ、苦辛慘憺を極めたが、彼の勇猛心は益々發揮せられ、時には寢食を忘れ、或は多良岳に一週間の斷食祈願を罩める等、精魂の限りを盡し、漸くにして成功したものである。此に於て彼は三田尻より、鹽田師を傭ひ製鹽業を營み、窟岩に人を集めて其の業を獎勵した。

此の地舊小城領であつたが、後に鍋島宗藩の直轄地となつた。坂田は之等従業人の爲に、職業及滞在の特許を得て、生活の便宜を計つた。彼は佐賀で歿し、その子孫は一時此の窟岩に在住したが、不幸今日では全く絶家した。

窟岩の住民は深く其の恩恵を思ひ、明治年間に至つて坂田神祠を奉齋して、永く其の靈を祀つた。

第八章 黒川村の干拓沿革

黒川村には慶長年間に築立てられた、黒川新田をはじめ、授産社搦等相當廣範圍な干拓地がある。而してその干拓に先鞭を打つたのは、何と云つても唐津領主の寺澤志摩守廣高であつたらう。

斯うして昭和七年までに築立てられた田面積は、實に百町歩以上に上り、現に近藤薫氏等

に依つて企てられてゐる豫定地も亦三十町歩餘ある。今之等を一覽表に纏め参考に供せんに

黒川村干拓調

干拓地名稱	所屬部落	段別	竣工年月日	干拓者名	備考
黒川新田	大黒川・搦屋・小黒川	三四町 <small>畝歩</small>	慶長六年起工 一〇・七・一四	寺澤志摩守	唐津城主
授産社搦	福田	一一、〇八、一九	明治十九年五月末	授産社	佐賀市松原町
前新田	福田	三、〇〇、〇〇	不明	不明	〃
鰐口新田	福田	二、六三、〇〇	不明	敬三郎(姓不明)	切木村刈屋
米島新田	福田	一、〇〇、〇〇	天寶以前	松本東作	福田松本東太郎ノ祖
鰐口新田(舊)	福田	五、〇〇、〇〇	約二百年前	田中藤平ノ父	相知村相知田中秀一ノ祖
小月新田	福田ノ浦方	一、〇〇、〇〇	明治以前	?	搦屋住人
大谷新田	福田ノ浦方	一、〇〇、〇〇	天寶ノ頃	吉田敬藏	浦方吉田光雄祖父
浦方新田(新)	福田ノ浦方	二、七〇、〇〇	文化年間ト推量	吉田淺右衛門 波多徳一氏祖 松尾訂助氏祖	吉田常次氏祖 松尾訂助氏祖
小月新田(舊)	福田ノ浦方	四、〇〇、〇〇	天寶以前	兼・武三平	搦屋住人 絶家池田忠藏氏屋敷
徳須惠新田	小黒川	四二〇、〇〇	寛政九年	前田敬藏	現北波多前田勇吉氏祖 稗文不明
鍋屋新田	小黒川	一、〇〇、〇〇	明治以前	鍋屋	呼子町 鍋屋ハ干拓者ノ屋號力

中村新田	鹽屋	一、〇〇〇、〇〇〇	大正七、一八起工	中村嘉四郎	長崎縣西彼杵郡崎戸
元吉新田	鹽屋	七〇〇、〇〇〇	明治初年	谷口元吉	谷口清吉父(鹽屋)
浦濱新田	鹽屋	二、六〇〇、〇〇〇	不明	牧野某	鹽屋 牧野吉彦ノ祖
八十松新田(分)	鹽	八〇〇、〇〇〇	明治時代	梅谷八十松	小黒川 梅谷兼三郎ノ父
崎新田トモイフ	鹽	八、一一、二七	明治二年	近藤長右衛門	黒鹽 近藤兼ノ祖父
境新田	鹽	二、五〇〇、〇〇〇	寛政四年九月	不明	不明
浦新田(舊)	鹽	一、二〇〇、〇〇〇	寶曆年間	不明	不明
計		九三、二〇〇、〇〇〇			
立目耕地(開墾)	立目	六、〇〇〇、〇〇〇	昭和七年	古竹善壽	耕地組合長
畑川内	畑川内	一〇、〇〇〇、〇〇〇		坂本善六	耕地組合長
干拓豫定	浦分	三〇、〇〇〇、〇〇〇		近藤 薫	

第九章 波多津村の干拓沿革

波多津村の干拓地としては、煤屋・馬蛤潟・平串・浦・辨賀等がある。煤屋は約十五町歩、馬蛤潟は約二十餘町歩あり、共に舊唐津藩の事業で、今から約二百二三十年前の海面埋立事業だと言傳へらるゝを以て、土井氏時代の事業だと思ふべきであらうが、詳細は不明である。

第十章 寺澤氏墾田開拓にて石高を増す

寺澤氏初は八萬三千石を領有したが、慶長五年の事あるや徳川氏に黨して、關ヶ原に奮戦し、その勳功特に顯著なるの故を以て、さらに天草の四萬石を加増され、茲に都合十二萬三千石を知行する中大名となつた。かの

筑前國怡土郡^{糸島郡内}に貳萬石を所領した次第に就いては、往年博多町は幕府の直轄地であつたが、慶長十九年筑前國主黒田侯は、其の所領の怡土郡、貳萬石を以て、その博多町と交換せんことを幕府に請ふて許された。仍て我が志州公はこの事を知り、己が所領の從來薩摩國出水郡にあつたのが遠隔で、知行も甚だ不便なるので、今度新に幕領となつた前記の怡土郡

と交換せられんことを、公儀に願ひ出で、許可があつたので、こゝに我が寺澤公の唐津藩鎮は、今日の東松浦郡と西松浦郡の一部波多村・黒川村・南波多村・大川村に熊本縣下天草郡・福岡縣下怡土郡糸島郡の一部に亘る相當廣い地域を領することゝなつたのである。斯くて

元和二年の檢地石高は、僅に拾五萬七百七拾六石七斗五升五合を算するに至つた。蓋し、之れ公が各地に墾田開拓をなされた結果に基くもので、今其の内譯を例擧すれば、次の通りとなる。

- 一、八萬貳千四百拾六石四斗壹升六合 松浦郡
- 一、貳萬八千參百六拾石參斗四升參合 怡土郡
- 一、四萬石 天草郡

合計 拾五萬七百七拾六石七斗五升九合

此の配分

- 四萬貳千貳百貳拾參石八斗參合 御藏納
- 四萬石 (天草分) 御藏納
- 殘額 六萬八千五百五十貳石八斗七升六合 家臣の食糧

東松浦郡史云

公が藩治に臨むや、最初に築城のことゝ相待つて、二川の河道改修の大工事に着手したの

である。即ち松浦・波多の二川を河原の橋に合致せしめて、こゝに三角洲を作りて水勢の緩和調節を圖かつたから、水量豊かに油然とし北に流れ、半田川を短縮して大渡にて本流に容れ、町田川の下流を斷ちて材木町西詰めに於て本流に會せしめた。

是に於て一條の大松浦川を疏通し、河口の邊りにては河幅三百間を有せしめて、河海接觸地に於ての河水の大調節を計り、又一方には自由に當時の船艦を碇繫せしむる御船入はこゝに設けられた。

今の唐津町(今、市)字船宮は其の遺跡にして、船手の人々の居住せしところである。

この大工事のために、新に久里村は大約五拾町歩餘の田園を獲得し、鏡村に四十餘町歩を得、又鬼塚・唐津の兩村にも數拾町歩の水田を生めりと雖も、今は明確なる地積を知るは難い。

從來本流には堤防の設けがなかつたから、屢々洪水氾濫の難ありしが、こゝに其の患害を一掃し、又河道整理の結果は、水量裕にして舟運の便起り、沿岸其の利益に浴すること多大にして、農産物また肥料運搬等の便宜を受け、遠く明治維新後に至りて一層の餘澤を及ぼし、同三十四五年の頃、唐津鐵道經營前の郡の南方諸炭田の石炭は、全然この水運に依りて唐津港に搬出せられしが、今猶相知村土場よりは、輕舟によりて運送せらるゝ石炭量額も少くない。本川水道の全延長は約五里に達せん。今や河口は年々土砂沈滞して水量淺

しと雖も、和洋の帆船數十隻を繋ぐを得て、實に三百年來地方人民の惠澤を蒙ること甚だ大なるものがある。

さて、此の松浦川は志摩守以前には、その下流の形貌が現在とは全然異つて、かの久里村城淵から東方の山麓に浴うて北流し、虹の松原に近づいて半田川の支流と會し、今日の唐津市二ノ門前を走つて埋メ間小路下を経て海に入つたものである。さればにや、現時の唐津市大島の漁民たちの祖先が、この河口小丘上の翠綠滴たるばかりの松蔭に古來居宅を構へたものゝ、かの城普請と同時に同島に移されたものだ。この口碑もこゝに存して居る程である。又、波多川はもと鬼塚村養母田の丘脚を洗ひ、左折して和多田を経て、鍋倉山下から唐人町を過ぎ、唐津市の南郊を西走し、町田川と長松附近に於て會流し、衣干山麓二子から海に入つてゐる。されば水勢大ならざる是等の二川は、二條の流域をなして幅員廣濶ならざる平野を北流し、河道の如きも自然のまゝに放置されてゐたので、河口から一里半餘の地までは不生産地たる河原が多く、殊に雨季には洪水の難が甚だ多かつた、従つて水運の利、下流平原の利用等も放置せられてゐたものであつた。

斯る狀況から志摩守が、爰に美田を生み出し、水運の便を企圖せられた功績は蓋し偉大なものだと謂はねばならない。

大體久里・鏡・鬼塚・唐津の各市町村に於ける開田は、事實相當高に上るのであるが、不幸今日その分明を缺ぐのは惜しいことである。強ひて是をその地名にでも就いて求むれば、大凡次の部落等が公の開拓に依るものではあるまいか。

伊岐佐・大野・双水・夕日・柏崎・久里・中原・西原・原・有喜・野田・山田・半田・矢作・梶原・鏡・鹽原・水主町・和多田・養母田・橋本・山本・牟田部・久保等の矢張松浦川に沿へる地方がそれであらう。

(附一) 松 浦 昔 鑑

唐津城の根源(略)以前は御城は満島に續き満登山と申し、其頃迄は松浦川は久里村城淵より村之内田原山邊之方を流れ、夫より鏡村之内にながれ、二ノ御門之前を流通り候を、今之方口に掘替へ、此所を「ちぎれ」と名付、依之二ノ丸之内は鏡明神之地處、其頃波多川は鬼塚より和多田村之前を流れ、夫より唐人町之脇に流出候を、御普請之節掘替、又神田川は長松より直に二子江川町の間へ流出候を、今之川筋に掘替、皆御城之用心掘となる、右満登山に佛神七社御立被成候を、御普請之節方々へ御移し置きなされ、云々

(附二) 松 浦 拾 風 土 記

(一)、松浦川の源は佐嘉領黒髪山より流れ落ち夫より山本の麓の口・双水・久里に流れ出で鏡の脇を流れしを双水より久里の川土手水除けの普請出來しより此かた橋本二川筋違ひし也、波多川は井手野谷より一筋畑河内谷より一筋坂本谷より一筋三筋の川行合野にて出合夫より此川を波多川と云ふ也、是波多に流れ出る故の名也、

往古は河原橋より養母田の前烏帽子石・鬼塚・和多田村・鎌倉村・唐人町、夫より神田・山下・茶畑・二子の方に流れ、衣干山の麓中山の方に、東は丸山の下皆海續也、二子島も其時よりの名也

(一) 大村玉島川は七山川の裾なり、横田・砂子・赤水・北牟田・砂子迄は松浦川續き入江也、此場所残らず寺澤氏の時新田に成る、五種も此時よりの事也

(二) 波多川一筋流れ出でしを橋本の下土手掘切り松浦川と一流に成りたり、其時寺澤氏此川は二俣川の落ち合と云はれしに寄り落ち合川と名付けたり、夫より鬼塚松浦岩を通り新掘・満島の前洲口に落るなり

(三) 波多川の裾流れ、唐人町に出る神田川も浮熊を流れ出で波多川と一筋に成るなり

(四) 和多田・浮熊の大道普請出來神田川は唐人町前に流れ出るなり

(五) 寺澤氏の領分の時怡土郡二萬石唐津領に成りし事、往古筑前博多町は公料なり、慶長九甲寅年黒田甲斐守公儀に願はれ博多町と福岡領怡土郡と引替に成りしを薩摩の出水郡寺澤氏の添え地と此の二萬石と打替への願濟み是と引替へに成りし也

(六) 檢地初めの事は元和二丙辰年唐津領内卒十二萬三千石也、志摩守入部より二十八年寛永二乙丑年隱居次男兵庫頭家督十癸酉年四月十一日寺澤志摩守逝去、入部より三十六年目也、前志州大守休甫宗可大居士

(附三) 遠干潟と云ふ事

古は久里村・鏡村・梶原村・有喜村迄之所入海にして志州公御普請にて田原となる、此所をさして遠干潟と云ふなり、亦是松浦潟とも云ふ由なり
良吾云。

久里村に貝塚が発見せられたことは、この事實を立證するものであらう。
佐賀縣史蹟名勝天然紀念物報告第二輯に依れば、次の通りに報告せられてゐる。

久里ノ貝塚

所在	東松浦郡久里村大字柏崎字石藏
地主	市丸利助
同	字田島
地主	青木久太郎
同	字同
地主	松尾源三郎
同	字木苗町
地主	浦田治作

一、地主 市丸利助分

貝塚ノ太サ南北二間半東西ノ長サ不明ナレトモ切崩シタル部分約一間之ヨリ東方ニ連續シタルモノ、如シ厚サ約三尺、此ノ貝塚ノ上部ハ約三尺ノ土ヲ蔽ヒ、ソノ上面ハ道路ナリ。

此ノ塚ヨリ南方ニ連續シテ長サ約二間半ノ地層中ニ土器ノ破片ヲ含ミ、此ノ土器ト同種ノ破片ヲ貝殻層ニモ發見シタリ、又此ノ塚ノ南方約一間ノ所ニ圖ノ如キ圓壺土器一個ヲ發見シタリ

一、地主 青木久太郎分

貝塚ノ太サ東西約七間、南北約六間厚サ約四尺、貝殻ハ黑色粘土層中ニアリ、貝殻層中ヨリ野猪ノ顎骨二、

上顎骨（種類不明）二、鹿ノ角一ヲ發見シタリ。此ノ貝塚中ニ存スル種類ハあかがひ・はまぐり・かき・つめたがひ・しぐみ・かはにな等ナリ。

一、地主 松尾源三郎分

貝塚ノ太サ不明ナルモ前記ノ貝塚ト連絡セルモノ、如シ

一、地主 浦田治作分

第二貝塚ノ北方約五十間土中約三尺ノ所ニシテ、人骨ヲ發掘セリ。此ノ周圍ニハ貝塚等發見セス。尙以上四ヶ所ノ附近ヨリ土器ノ破片・石斧・石棒・滑石片等多數ヲ發見シタリ、之等ノ發掘品ハ目下唐津中學校ニ於テ保管セリ。

是に依つて上古今日の松浦潟が、此の久里村柏崎一帯にまで一大入海を爲してゐたことが首肯せられるであらう。

果して然りとせば、そこに年代こそ判明しないが、或る時期に此地方に干拓や埋立等が屹度行はれてゐたものであることを想像するに難くはあるまいと思ふ。

第九編 唐津地區の干拓

第一章 志州公土壤を嘗めて肥瘠を分つ

寺澤氏の領有松浦郡の地は、封域もと丘陵起伏して平地に乏しく、陸田によつて菽麥を作り生活の本源となしてゐる位で、その溪間の地に多少の水田なきに非ざれど、それは僅かに之を補足するに過ぎない状態である。而してその松浦川流域は、土地概ね平坦で最も廣いは云ふものゝ、自然の放流に委棄せられて、之を利用することが無い。されば封内山紫水明の風光にこそ富むと雖も、その生産力は至つて菲薄で、往年の蒼生は隨つて肥えたりと云ふを得ない状態であつた。是に於て衆民を思ふの念の深厚であつた寺澤公には、先づ全精力を傾注して前面に横はる河海を征しては茲に墾田開拓の業に従事せられ、假令遠方でも谿壑・海潟等の利用すべきものがあるのを聴くと、直ちに之が治拓の計を立て、その遺利の收拾に努め、蒼生の福利と安堵とに全力を捧げられたものである。ことに志州公は水利に精通し、其の細緻の設計は、常に些末の遺算だにも來すことがなかつたと云はれる。又精力絶倫な人

で、その人夫を使役して工事を督勵する時の如き、配石土工の細に至るまで、一々之を自ら監督せなければ止まぬ風があつた。例の黒川村や怡土郡の如きは六里乃至七里の行程があるにも拘はらず、その開拓の工事場には、毎朝曉闇を突いて出で、途中險隘の山路に駒を驅つては、日出と共に到達して人夫を督勵せられた。時に奸民が租税の輕減を謀つて、詐譎を以て地味の劣悪を云々するが如き時には、志摩守は自らその土壤を嘗めて肥瘠を検するなど、其の識見の卓絶せられてゐたことには、領民が齊しく驚歎した所である。さて、寺澤志摩守に依つて開墾せられた田園中、現在の東松浦郡に屬するものが、どれだけあらうか、次にそれを紹介せんに。

第一節 東松浦郡干拓の沿革

(一) 鬼塚村

同村字和多田小字先大石に至る間の松浦川沿岸に、堤塘九百餘間を築造して、田畑を開き約拾町歩の水田畑地を得たが、元和二年九月にはその工事が全く成就してゐる。

(二) 鏡村

慶長年間、松浦川の河原の不毛の砂礫地を開墾して、水田四拾參町歩餘を得、さらに河岸

の堤防七百八拾八間をも竣つた。此の開拓地を新開と稱した。

(三) 有明村

有浦新田の總面積は貳拾八町餘で、石垣堤防の總延長は九百貳拾八間である。

其の他久里元唐津兩村の開拓地積亦數十町歩を下らないことは、現在の狀況を目算したのみでも判るやうである。

寺澤志摩守の偉業は、東松浦郡のみに限ら無いことは、前にも屢々述べた通りである。依てさらに之を

西松浦郡に就いて検討せんに、即ち

(四) 黒川村では

埋築新田地としては、大字小黒川・大黒川・鹽屋の三地に跨つて、その總面積も貳拾五町歩あるが、其の内參町歩は之亦鹽田である。無論今日ではそれが水田と化して居る。さらに堤防は僅に六拾參間で、その長さの上では云ふに足らないが、海底が深うして奥行の遠い、一度灣口が狭迫でもすれば、潮汐干満の流れが愈々急で、その工事の困難と來たら、これこそ想像に餘りがあつたと云はれてゐる。志摩守が此の外

怡土村にも慶長の末年から元和三年に亘つて、埋築開拓された水田鹽田が、既に五十五町參畝歩あつたやうである。

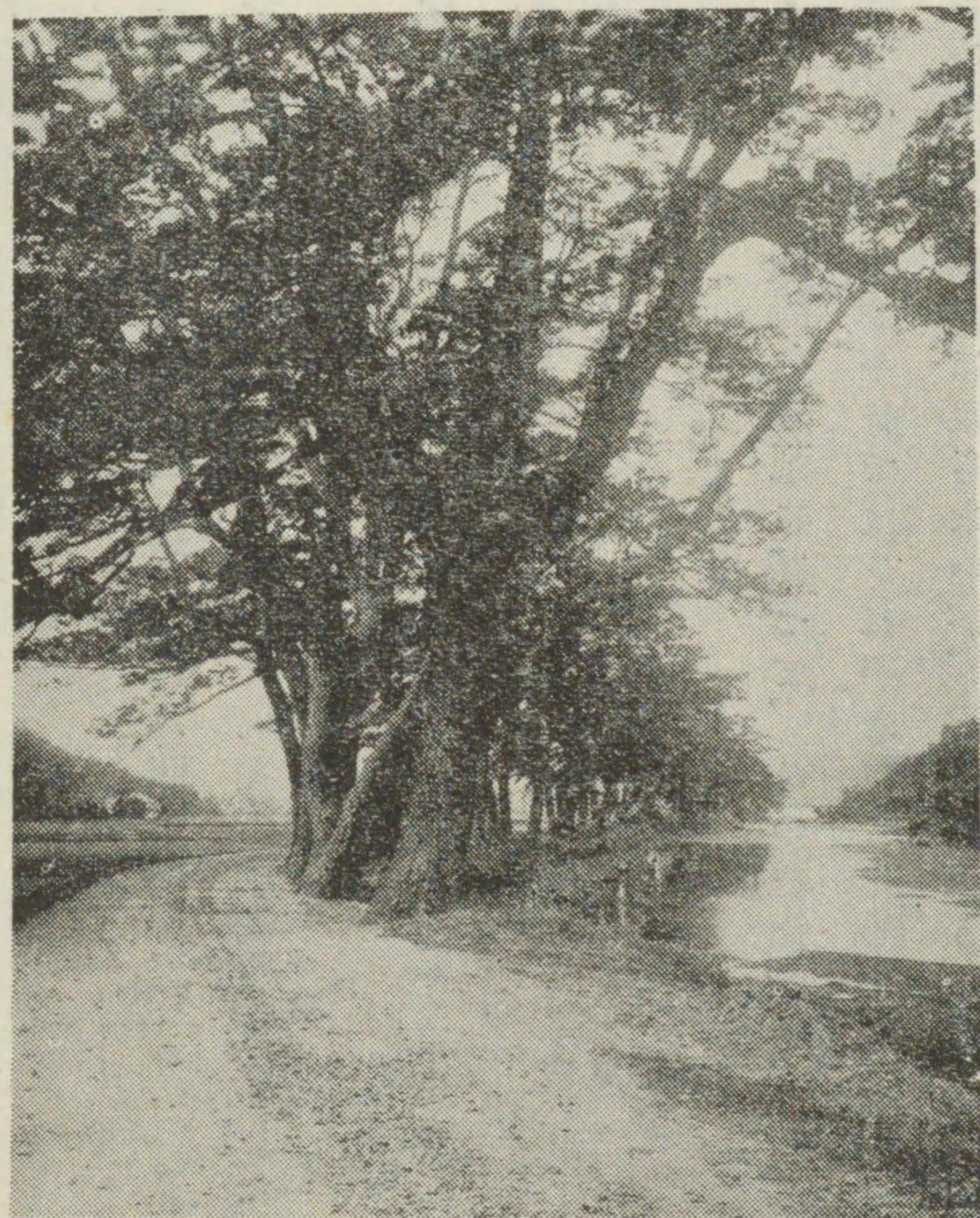
明治二十六年佐賀縣統計に蒲島村に塩田四八五町二六及佐志村に塩田二八町〇五のあるのに如何なる理由か不明だが、結局之も埋立地に相違あるまい。

第二節 有浦村新田

有浦川の下流即ち溺れ谷の一部に、珍しくも沖積した區域を干拓したもので、それを「有浦新田」と稱ふのである。面積は凡そ七十餘町歩で、寛永年間之亦唐津領主寺澤志摩守の事業である。新田を廻る千有餘間の堤塘上の松並木は、史蹟名勝地として昭和十二年文部省から指定されてゐる。

佐賀縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第二輯云

新田堤防ノ松並木



(濟閱檢部令司塞要崎長)

新田堤防ノ松並木

所在 東松浦郡有浦村大字新田

唐津町ヲ距ル約三里ナリ縣道ニ沿ヒタル有浦川ノ堤防七百五十間ノ間ニ六十餘本ノ松立チ並フ、松ノ最モ大ナルモノハ目通りノ周圍一丈五尺四寸、根ノ分岐點ノ周圍一丈八尺八寸、枝張り五間乃至六間アル、枝ヲ四方ニ張レリ。ソレト同シ太サ位ノモノ二十八本其ノ他ハ、ヤ、劣レルモ何レモ幹圍一丈二三尺ナリ。

此ノ並木ノ松ハ何レモ樹形最モ雅致ニ富ミ、樹勢亦盛ニシテ直立スルモノ或ハ河ノ面ニ差懸レルモノ等種々ナリ。

此ノ堤防ハ寛永年間舊唐津城主寺澤廣高有浦川ヲ改修ノトキ築堤シ、コノ松ヲ植栽セルモノト傳フ。東方ヨリ此ノ並木ヲ遠望スレハ風雅ナル假屋灣ノ島々ヲ前面ニ風光絶佳ノ地ナリ。

(附) 東松浦郡有浦村新用

(一)、所在地及地區名

東松浦郡有浦村大字新田

(二)、事業者 唐津領主寺澤志摩守(廣高)

(三)、開發面積 開田約三十町歩、之ニ伴フ堤防約千間

(四) 事業ノ顛末

右ニ關スル記録無之、傳説モ不詳ニシテ、事業ノ顛末不明ナリ。年代ハ寛永年間。(明治以前日本土木史抄)

第二章 檢地の結果領民苦しむ

寺澤志摩守が波多氏の後を承け、唐津領に臨むや、その元和二年領内を再檢地して、茲に一萬五千九百一石二斗四升二合の所謂打出高を得たが、之が爲め領民は豊年でも作得も無い現状で、非常な困憊に陥つた。随つて波多氏の舊恩を追慕するもの漸く多く、今回の世變を孰も残念がつたものである。

松浦記集成に、この消息を次の如うに傳へてゐる。

波多舊領唐津領となり、元和二丙辰年再檢地ありて、打出高餘計なり。

高六萬六千五百十五石一斗七升四合古高

高八萬二千四百十六石四斗一升六合元和二丙辰再檢地高

差引高一萬五千九百一石二斗四升二合打出高
松浦郡之内、波多氏舊領の唐津領と成分、怡土郡、天草郡之外

右古高に引合せ打出高餘計相増し、百姓難澁の時來り、免、石盛高く、反米莫大に進み、凡そ日本國中ニ類例無之程の由、殊こ田畑竿詰りの上、嶮岨の山畑の永續ならざる場所、

或は茶・桑・楮までも、畑年貢の外に高入、皆田米より年貢償候故、豊年こも作得無之、平年作□□取續き兼ぬる村方多く有之、格別差迫りたる村は用捨□□憐愍無之では取續き不相成、故に波多家仕來の舊恩を語り續き、□□の世變を残念に思はざるはなし、是れ波多家貴賤の微運、天道□□ものかと思ふは下賤の常、天を恨みず、人を咎めずとは士以上の事、愚昧の輩は諭しかたく、小吏の力ら等にて何そ及ふ處ならんや、嗚呼命哉。

尙ほ

松浦要略記云

寺澤志摩守廣高、慶長二年入部、八萬三千二十九石七斗、寺澤公御領。

志摩守の功業は前陳の通りであるが、公が自ら得ることの多くして、民衆を賑合すことを知らなかつた結果は、爰に漸く衆の恨を買ふに至つた譯で、この點遺憾な次第である。

第三章 寺澤氏以後も新田開發は進められた

寺澤志摩守が新田の開發に貢献したことは前陳の通りであるが、その後唐津藩では二代兵庫守堅高は自殺して、寺澤の家門も爰に斷絶し、一時は幕府の直轄となつたが、慶安二年(二

三〇九年)に至つて大久保加賀守忠職が、播州明石城から此處に轉封せられ(八萬三千石)二代加賀守忠朝となつて、その延寶六年(二三三八年)正月二十三日下總佐倉城に移り、その後を松平和泉守乗久が繼ぎ、二代乗春三代乗邑と相承け、元祿四年(二三五一年)に至つて、是亦志摩國鳥羽城主土井周防守利益と交代することゝなつた。

斯くて土井氏は二代大炊頭利實、三代大炊頭利延、四代大炊頭利里と相傳へたが、寶曆十二年九月晦日、祖先の舊領下總の古河城に移された。仍つて水野和泉守忠任が參州岡崎から當城に知行したのは實に寶曆十三年(二四二三年)五月十五日のことであつた。この水野忠任の時、即ち明和八年の七八月こ亘つて、例の義民富田才治を首班とした百姓一揆が勃發した。而も水野氏は依然二代忠鼎、三代忠光、四代忠邦と相續いたが、忠邦が閹老に列する關係から、漸く文政元年(二四七八年)に至り、幕府に請うて遠州濱松に移ることゝなつた。依つてその後を現子爵小笠原長生氏の祖主殿頭長昌氏が襲がれ、二代佐渡守(後壹岐守と改む)長泰、三代能登守長會、四代佐渡守長和、五代佐渡守長國と相享け、遂に明治維新に及んだものである。さて、是等の藩主の交代せる中にも、新田の開発は依然絶ゆることなく進められたことは、次の實例が明かに之を立證して居る。

第一節 鏡村寅新田

寅新田は、松浦川の河川干拓地である、享保十九甲寅徳川八代將軍吉宗公御治政に、唐津城主土井大炊守が之を築造したものである。現今の字中道以南を寅年に築造し「寅新田」と稱し、字中道以北を同二十年乙卯年に築造し、之を「卯ノ新田」と稱せしめたものゝ如うである。後年此二擧を總稱して「寅新田」と稱へた。面積は十一町二畝一步である。

明治以前日本土木史云

(附一) 東松浦郡鏡村寅新田

(一)、所在地及地區名

東松浦郡鏡村大字寅新田、寅新田

(二)、事業者 唐津城主土井大炊守

(三)、開發面積 五町七反二畝七步(田・畑・宅地・區分不詳)

(四)、事業ノ顛末

享保十九年寅年、徳川八代將軍吉宗公御治政、唐津城主土井大炊守殿ニ於テ之ヲ築造シタルモノニシテ、現今ノ字中道以南ヲ、寅年ニ築造シ、寅新田ト稱シ、字中道以北ヲ同二十年乙卯年ニ築造シ、之ヲ卯ノ新田ト稱シ居タルモノノ如シ、後年之ヲ總稱シテ、寅新田ト稱シタルモノナリ。(明治以前日本土木史抜)

(附二) 東松浦郡鏡村新屋敷

- (一) 所在地及地區名
東松浦郡鏡村大字鏡字新屋敷、新屋敷
- (二) 事業者
大庄屋 田崎權十郎
- (三) 開發面積
五町五反四畝六步(田・畑・宅地三區分不詳)
- (四) 事業ノ顛末

當時本村ハ大ニ疲弊シ、御年貢等ニ支障ヲ生スルニ至リ、文化文政年間ニ各自所有ノ田畑永代ニ賣渡シ、或ハ貸地等ニ渡スモノ大多數トナリ、政ニ益々疲弊困窮ニ及ヘルヲ以テ、安政四年ニ至リ、當時大庄屋田崎權十郎茲ニ救濟ノ方法ヲ講シ、前賣渡シ且貸地トナリタル田畠ヲ、原價ヲ以テ永年賦(短キハ十年長キハ二十年)ニテ、買戻シノ事ヲ相手方ニ談判ヲ開キ、一方郡代役所、代官役所等ニモ陳請シタル處、其ノ談判ハ程能ク終結ヲ告ケタレトモ、未タ生活ハ依然トシテ安定ニ至ラス、種々救濟ノ方法ヲ研究シ、虹ノ松原御林ノ内八町七反五畝十五歩ノ松林ヲ伐採シ、該木材ヲ以テ北牟田川千五百四十三間ノ兩岸ニ土止メ土臺トナシ、崩壞ヲ防キ川線ヲ浚渫シ、一方伐木跡ヲ開墾シ、之ヲ宅地トナシ畑地トナシ、又一方該土砂ヲ以テ、北牟田ノ沼田八町七反餘歩ヲ埋築シ、牛馬ノ耕耘ヲ易カラシメ、本村ノ難民ヲ移住セシメテ耕作ニ勉勵セシムルコトヲ得ベ、將來ニ於テ有利ナルコトヲ認メ、郡代衣川金太夫・代官篠崎儀三郎・山越新平ノ諸役ニ請願シタルニ、領主モ願意ヲ解セラレ、萬延元年庚申正月ヲ以テ御許可ニ相成タルヲ以テ、直ニ領内大小ノ庄屋ニ出夫方ヲ依頼シ、工事ニ着手シタルニ、地方奉行地方手代出張工事ヲ監督シ、萬延元年申年ヨリ、文久二年戊

年迄三ヶ年繼續(春季間)年々一萬人ヲ使役シ、工事ノ竣成ヲ告ケタリ。
而シテ移住民ニハ、田地三反開墾シタル畑・宅地ハ之ヲ平當ニ割當テ附與シ、工事半途即チ文久元年十二月ヨリ文久二年十二月ニ至リ、十五名ノ移住者ヲ出セリ。
(明治以前日本土木史抜)

第四章 唐津領石高調

御領高村別

村名	本村石高	村名	本村石高
(一) 唐津組、二ヶ村			
唐津	二、〇七六、七三 ^石 一九、二六三	大島	六二、四七 ^石 一四、二六
小計	二、一三九、二〇 三三、五二	(佐嘉藩新田賦課例段當五斗三升トセバ此新田ハ約六町三段二畝四十三歩トナル)	
(二) 和多田組、八ヶ村			
和多田	一、四七一、五九 二九、三〇〇	大石	一九〇、六四 〇、九六
養母田	四〇三、四九 一八、四八	山本	一、二二五、〇七 八、二九

